

# 資 料 編

【 資 料 集 】

【 様 式 集 】

# 資 料 集

【 資料 1 ( 条例、協定等) 】

【 資料 2 ( 図 表 類) 】

## 川越市防災会議条例

昭和38年10月1日

条 例 第22号

改正 昭和48年 4月 1日 条例第19号

平成 6年 3月23日 条例第 1号

平成10年 3月20日 条例第 8号

平成12年 3月21日 条例第 1号

平成14年12月24日 条例第44号

平成24年10月 2日 条例第30号

(趣旨)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、川越市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(平12条例1・平24条例30・一部改正)

(所掌事務)

**第2条** 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 川越市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平24条例30・一部改正)

(会長及び委員)

**第3条** 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 川越地区消防組合消防長及び川越市消防団長
  - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (6) 教育長
  - (7) 上下水道事業管理者
  - (8) 水防団長
  - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項第1号から第3号まで、第5号、第9号及び第10号の委員の定数は、38人以内とする。
- 7 第5項第9号及び第10号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(平6条例1・平10条例8・平14条例44・平24条例30・一部改正)

(専門委員)

**第4条** 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、本市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。  
(平24条例30・一部改正)

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

(平24条例30・一部改正)

**附 則**

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

**附 則** (昭和48年4月1日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成6年3月23日条例第1号) 抄

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

**附 則** (平成10年3月20日条例第8号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則** (平成12年3月21日条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則** (平成14年12月24日条例第44号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年10月2日条例第30号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行の日以後最初に第1条の規定による改正後の川越市防災会議条例第3条第5項第10号の規定により川越市防災会議の委員に任命される者の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成25年5月31日までとする。

## 川越市防災会議に関する規程

平成 3年 5月31日

告 示 第147号

改正 平成 6年 3月31日告示第 87号

平成11年 3月31日告示第100号

平成19年 3月30日告示第169号

平成24年 3月30日告示第288号

平成24年11月 5日告示第785号

(趣旨)

**第1条** この規程は、川越市防災会議条例（昭和38年条例第22号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長職務代理委員)

**第2条** 条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、防災事務を所管する部署を担当する副市長の職にある者とする。

(平11告示100・平19告示169・平24告示288・平24告示785・一部改正)

(会議の招集)

**第3条** 防災会議は、会長が招集する。

2 会長は、防災会議を招集するときは、日時、場所及び付議すべき事項を定め、委員に通知しなければならない。

(欠席又は遅参の届出)

**第4条** 委員は、事故のため会議に出席できないとき、又は遅参しようとするときは開会時刻前に、会長にその旨を届けなければならない。

**第5条** 防災会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 防災会議の議長は、会長があたる。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長による処理)

**第6条** 防災会議の権限に属する事項で、その議決により、特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 会長は、前項の規定により処理したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(幹事)

**第7条** 防災会議に、幹事38人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(平24告示785・一部改正)

(幹事会)

**第8条** 幹事は、幹事会を構成する。

2 幹事会は、会長が招集する。

3 幹事会に幹事長を置き、会長があらかじめ指名した幹事をもつて充てる。

4 幹事長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する幹事はその職務を代理する。

6 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 防災会議に提出する議案の作成

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が命ずる事項

(平24告示785・一部改正)

(庶務)

**第9条** 防災会議の庶務は、総務部防災危機管理課において処理する。

(平6告示87・平11告示100・平19告示169・平24告示785・一部改正)

**附 則**

この告示は、平成3年6月1日から施行する。

**附 則** (平成6年3月31日告示第87号)

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

**附 則** (平成11年3月31日告示第100号)

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則** (平成19年3月30日告示第169号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年3月30日告示第288号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年11月5日告示第785号)

この告示は、公布の日から施行する。

## 官庁施設の総合耐震計画基準（一部抜粋）

建設省営計発第 100 号  
平成 8 年 10 月 24 日  
建設事務次官決定

### 第 4 章 施設の構造

#### 4. 2 構造体の耐震安全性確保

##### 4. 2. 1 基本事項

(1) 大地震動に対する構造体の耐震安全性の目標は、次のとおりとする。

- ① 耐震安全性の分類をⅠ類とする建築物については、大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。対象施設は、災害応急対策活動に必要な施設及び危険物を貯蔵又は使用する施設のうち、特に重要な施設とする。
- ② 耐震安全性の分類をⅡ類とする建築物については、大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。対象施設は、災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵又は使用する施設、多数の者が利用する施設等（Ⅰ類に該当する施設を除く。）とする。
- ③ 耐震安全性の分類をⅢ類とする建築物については、大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。対象施設は、Ⅰ類及びⅡ類に該当しない施設とする。

(2) 上記の目標を達成するために、大地震動時の変形を制限するとともに、目標に応じた耐力の割り増しを行う。

【資料 1.5】「官庁施設の総合耐震計画基準（平成 19 年 12 月 18 日国営計発第 76 号他）」

## 官庁施設の総合耐震計画基準（一部抜粋）

国営計発第 76 号  
国営整第 123 号  
国営設第 101 号  
平成 19 年 12 月 18 日

### 第 4 章 官庁施設の構造

#### 4. 2 構造体の耐震安全性

##### 4. 2. 1 基本事項

(2) 上記の目標を達成するために、大地震動時の変形を制限するとともに、目標に応じた耐力の割り増しを行う。なお、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 82 条の 3 に規定する構造計算により安全さを確かめる場合においては、同条第二号に規定する式で計算した数値にⅠ類は 1.5、Ⅱ類は 1.25 をそれぞれ乗じて得た数値を各階の必要保有水平耐力とする。



【資料 1. 6】 「災害時における相互応援に関する協定」

災害時における相互応援に関する協定書  
(群馬県高崎市)

(趣旨)

**第1条** この協定は、高崎市と川越市において、大規模な災害が発生し、被災市だけでは十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合における両市間の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部課)

**第2条** 両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の内容)

**第3条** 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるもの

(応援要請の手続き)

**第4条** 応援を受けようとする市は、次の事項を明らかにして、とりあえず電話等により要請し、後日文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げるもののうち必要な品名、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるもののうち必要な職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所までの経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(経費の負担)

**第5条** 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費 応援を行う市が負担
  - (2) 前号に掲げるもののほか応援物資の調達その他応援に要する経費 応援を受ける市が負担
- 2 応援を受けた市が前項第2号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市から要請があった場合には、応援した市は、当該経費を一時立替えて支弁するものとする。

(資料の交換)

**第6条** 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

**第7条** この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、両市がその都度協議して定めるものとする。

**第8条** この協定は、昭和60年8月3日から施行する。

この協定の成立を証するため、両者署名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和60年8月3日

高 崎 市  
高崎市長 沼 賀 健 次

川 越 市  
川越市長 川 合 喜 一

【資料 1. 7】 「災害時の避難場所相互利用に関する協定」

災害時の避難場所相互利用に関する協定書  
(さいたま市)

(趣旨)

**第 1 条** この協定は、川越市（以下「甲」という。）とさいたま市（以下「乙」という。）の地域に災害が発生した場合、甲及び乙がそれぞれ指定する避難場所を、それぞれの市民が相互利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(相互利用する避難場所の範囲)

**第 2 条** 甲及び乙の市民は、災害時においてそれぞれの市が指定するすべての避難場所を利用することができるものとする。

(被災者への救護等)

**第 3 条** 避難場所に避難している市民に対して、当該避難場所を有する市は、すべて同等に救護・救助活動等を行うものとする。

(経費の負担)

**第 4 条** 避難場所における相手方市民への救護・救助活動等に要した経費について、当該避難場所を有する市は、当該市民が居住する市に対し、負担を求めることができる。

(情報の交換)

**第 5 条** 甲及び乙は、災害が発生したときは災害に関する情報を速やかに連絡するとともに、避難場所及び被災者の状況に関し、相互に情報交換を行うものとする。

(連絡担当部課)

**第 6 条** 甲及び乙は、あらかじめ相互利用に関する連絡担当部課を定め、災害の発生に備え、必要な情報を相互に提供するものとする。

(その他)

**第 7 条** この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

**第 8 条** この協定は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 8 年 8 月 1 日

甲 川越市元町 1 丁目 3 番地 1  
川 越 市  
川越市長 舟 橋 功 一

乙 大宮市大門町 3 丁目 1 番地  
大 宮 市  
大宮市長 新 藤 享 弘

【資料 1. 8】 「災害時における相互応援に関する協定」

災害時における相互応援に関する協定書  
(川越都市圏)

(趣旨)

**第 1 条** 埼玉県川越都市圏まちづくり協議会を構成する川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町及び越生町（以下「構成市町」という。）は、埼玉県川越都市圏まちづくり基本構想・基本計画（レインボープラン）に基づく広域的施策の一環として、災害発生時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

**第 2 条** この協定は、構成市町の区域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 2 条 1 号に規定する災害が発生し、被災市町独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合、同法第67条第 1 項の規定に基づき、被災市町の要請に応え、相互に連携協力して迅速かつ円滑な救援活動を遂行するために必要な事項を定め、以て、住民生活の安全に寄与することを目的とする。

(応援の内容)

**第 3 条** 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 救援活動を遂行するために必要な情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需品等の救援物資の提供
- (3) 救援活動に必要な職員の派遣
- (4) 避難場所、避難施設の提供
- (5) その他、救援活動に必要な資機材及び労務の提供で、特に要請のあった事項

(連絡担当課等)

**第 4 条** 構成市町は、相互応援に関する連絡担当課等を定め、第 2 条に規定する災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(応援要請の手続き)

**第 5 条** 応援を受けようとする市町は、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭にて要請できるものとし、後日文書を提出するものとする。

(経費の負担)

**第 6 条** 応援に要する経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う市町の負担とする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、救援物資の調達、その他救援に要する経費は応援を受ける市町の負担とする。ただし、市町相互の協議により、応援を行う市町の負担とすることで合意が整った場合は、この限りでない。

(連絡会議)

**第 7 条** この協定の遂行に関し必要な事項を協議するため、構成市町の防災担当をもって組織する連絡会議を設置する。

2 連絡会議は随時開催とし、前項の協議のほか、防災に関する情報交換及び調査研究を行うものとする。

(協議)

**第 8 条** この協定に定めのない事項若しくはこの協定に疑義が生じた場合は、構成市町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書7通を作成し、構成市町長が記名押印のうえ、各々その1通を保有するものとする。

平成10年6月1日

川越市長 舟 橋 功 一

坂戸市長 宮 崎 雅 好

鶴ヶ島市長 品 川 義 雄

日高市長 駒 野 昇

川島町長 山 口 泰 正

毛呂山町長 小 峰 俊 三

越生町長 本 清 一 雄

【資料 1. 9】 「災害時における相互応援に関する協定」

災害時における相互応援に関する協定書  
(福島県棚倉町)

川越市(以下「甲」という。)と棚倉町(以下「乙」という。)とは、いずれの地域に大規模な災害が発生し、その災害により被災した場合(以下「災害時」という。)において、自らだけでは被災者である地域住民に十分な救護等の措置が実施できないときの相互応援に関し、次のとおり協定する。

(連絡担当部課)

**第1条** 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害時には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の内容)

**第2条** 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援に必要な車両等の派遣
- (4) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるもの

(応援要請の手続き)

**第3条** 応援を受けようとする甲又は乙は、次の事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日文書でその内容を通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げるもののうち必要な品名、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるもののうち必要な職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所までの経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(経費の負担)

**第4条** 応援に要する経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 職員を派遣する経費については、応援を行う者が負担するものとする。
- (2) 応援物資その他応援に要する経費については、応援を受ける者が負担するものとする。

2 応援を受けた者が前項第2号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた者から要請があった場合には、応援した者は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。

(協議)

**第5条** この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成11年1月25日

甲 川越市  
川越市長 舟橋功一

乙 棚倉町  
棚倉町長 藤田幸治

【資料 1. 1 0】 「災害時における防災施設の運営に関する協定」

災害時における防災施設の運営に関する協定  
(川越公園管理事務所)

(趣旨)

**第 1 条** この協定は、埼玉県西部公園建設事務所（以下「甲」という。）が管理する川越公園の防災施設を、災害発生時に、川越市（以下「乙」という。）が使用する場合の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(施設名)

**第 2 条** 乙が使用する防災施設は、川越公園内の別紙に定める施設とする。

(平常時の運営)

**第 3 条** 平常時の運営については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 防災施設の維持管理は、甲が行うものとする。
- (2) 甲は、防災施設の鍵、操作方法を記載した書類等（以下「鍵等」という。）を乙に貸与するものとし、乙は貸与された鍵等の保管について注意して管理するものとする。
- (3) 甲及び乙は、毎年 1 回以上、現地において防災施設の状況等を確認するものとする。

(災害時の運営)

**第 4 条** 甲及び乙は、防災施設を有効に活用し、防災関係機関との協力体制のもと、被害の軽減化を図るものとする。

(訓練等)

**第 5 条** 甲は、乙が防災訓練等のため防災施設の使用を申し入れたときは協力するものとする。

(経費負担)

**第 6 条** 施設の維持管理及び関連消耗品の補充等にかかる経費は甲が負担するものとする。ただし、乙が使用した場合における、消耗品の補充等や乙の過失により破損した施設の修繕等に係る経費は乙が負担する。

(協議)

**第 7 条** この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(施行記述)

**第 8 条** この協定は、平成 11 年 3 月 24 日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれのその 1 通を所持する。

平成 11 年 3 月 24 日

坂戸市千代田 3-13-2  
甲 埼玉県西部公園建設事務所  
所 長 白 倉 崇

川越市元町 1-3-1  
乙 川 越 市  
川越市長 舟 橋 功 一



## 川越公園防災施設

施設名	内容
耐震性貯水槽	100m <sup>3</sup> コンクリート製 × 3基
井戸	深さ100m 径：200mm × 1基
浄水装置	濾過 × 1基
非常用電源	ディーゼル発電機 × 1基 (100KVA)
避難施設	休憩舎 100m <sup>2</sup>
放送施設	放送塔 × 6基 スピーカー × 10台

【資料 1. 1 1】「災害時における相互応援に関する協定」

災害時における相互応援に関する協定書  
(八王子市)

八王子市と川越市は、首都圏中央連絡道で結ばれる業務核都市として、災害発生時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(応援)

**第 1 条** この協定において「応援」とは、次の定める提供、派遣等の全部又は一部をいう。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の供給並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

(応援要請)

**第 2 条** 応援要請は、口頭等により次の事項を明らかにして行うものとする。なお、事後速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる供給又は提供を必要とする物資、車両、資機材等の種類、品名、数量等
- (3) 前条第 4 号に掲げる職員の職種別人数と業務内容
- (4) 前条第 5 号に掲げる一時収容を必要とする被災者の世帯数及び人数
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

**第 3 条** 派遣を要請された場合は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

(応援のための派遣職員の指揮)

**第 4 条** 応援のため派遣された職員は、原則として、被災市の市長の指揮の下に行動するものとする。

(経費負担)

**第 5 条** この協定を実施するための必要な経費は、原則として、被災市の負担とする。ただし、応援のための派遣職員にかかる経費については、応援要請を受けた市（以下「応援市」という。）の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合は、別途協議する。

(災害補償等)

**第 6 条** 第 1 条第 4 号の規程により派遣された職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援市がそれぞれ賠償の責任を負うものとする。

(疑義等)

**第 7 条** この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、両市市長が協議して定めるものとする。

2 この協定について疑義が生じたときには、その都度、両市市長が協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、両市市長記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成15年1月22日

八王子市長 黒須隆一

川越市長 舟橋功一

【資料 1. 1 2】 「中核市災害相互応援協定」

中核市災害相互応援協定  
(中核市災害相互応援協定締結市)

中核市各市(以下「中核市」という。)は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市(以下「被災市」という。)が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

**第1条** 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

**第2条** 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書の後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の種類及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

**第3条** 応援を要請された締結市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努める。

(応援経費の負担)

**第4条** 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

(連絡担当部局)

**第5条** 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

**第6条** 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他の参考資料を相互に交換するものとする。

(会議)

**第7条** この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市防災担当者会議を置く。

(事務局)

**第8条** この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

(雑則)

**第9条** この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特別の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

(その他)

**第10条** この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

**第11条** この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

**第12条** この協定は、平成20年9月8日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、協定市は記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年10月20日

柏市	柏市長	本多晃
久留米市	久留米市長	江藤守國
盛岡市	盛岡市長	谷藤裕明
西宮市	西宮市長	山田知範
函館市	函館市長	西尾正人
旭川市	旭川市長	西川将人
青森市	青森市長	佐々木誠造
秋田市	秋田市長	佐竹敬久
郡山市	郡山市長	原正夫
いわき市	いわき市長	櫛田一男
宇都宮市	宇都宮市長	佐藤栄一
川越市	川越市長	舟橋功一
船橋市	船橋市長	藤代孝七
横須賀市	横須賀市長	蒲谷亮一
相模原市	相模原市長	加山俊夫
富山市	富山市長	森雅志
金沢市	金沢市長	山出保一
長野市	長野市長	鷺澤正光
岐阜市	岐阜市長	細江茂光
豊橋市	豊橋市長	早川勝一
岡崎市	岡崎市長	柴田紘一
豊田市	豊田市長	鈴木公平
高槻市	高槻市長	奥本務和
東大阪市	東大阪市長	野田義和
姫路市	姫路市長	石見利勝
奈良市	奈良市長	藤原昭一
和歌山市	和歌山市長	大橋建一
岡山市	岡山市長	高谷茂男

倉	敷	市	倉	敷	市	長	伊	藤	香	織
福	山	市	福	山	市	長	羽	田		皓
下	関	市	下	関	市	長	江	島		潔
高	松	市	高	松	市	長	大	西	秀	人
松	山	市	松	山	市	長	中	村	時	広
高	知	市	高	知	市	長	岡	崎	誠	也
熊	本	市	熊	本	市	長	幸	山	政	史
大	分	市	大	分	市	長	釘	宮		磐
宮	崎	市	宮	崎	市	長	津	村	重	光
鹿	児	島	鹿	児	島	長	森		博	幸

協定締結権者

長	崎	市	長	崎	市	長	田	上	富	久
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

【資料 1. 1 3】 「中核市災害相互応援協定実施細目」

## 中核市災害相互応援協定実施細目

(中核市災害相互応援協定締結市)

(趣旨)

**第 1 条** 中核市災害相互応援協定第 11 条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費等の負担)

**第 2 条** 協定第 1 条第 1 号から第 3 号までの規定の応援に要する費用のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とし、その他の経費は応援をした市（以下「応援市」という。）の負担とする。

(1) 協定第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費

(2) 協定第 1 条第 3 号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 協定第 1 条第 4 号の応援（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）の旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において応援要請市の負担とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疫病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

(3) 応援職員が応援業務中第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援市の負担とする。

(4) 前 3 号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

3 応援職員は、応援市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

4 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するものとする。

5 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(経費の請求)

**第 3 条** 前条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡担当部局を経由して応援要請市の長に宛てて行うものとする。

2 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、前条及び前項の規定を準用する。

(連絡担当部局)

**第 4 条** 協定第 5 条の規定により協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(その他)

**第 5 条** この実施細目により難しい事項及び実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

(実施細目の発効)

**第 6 条** この実施細目は、平成 20 年 9 月 8 日から効力を発生するものとする。

この実施項目の締結を証するため、本書 5 通を作成し、協定市が記名押印のうえ、各自 1 通を保

有する。

平成 20 年 10 月 20 日

柏市市長	柏市市長	本多晃
久留米市長	久留米市長	江藤守國
盛岡市長	盛岡市長	山谷藤裕明
西宮市長	西宮市長	山西尾川正将範
旭川市長	旭川市長	西尾川西木誠人
青森市長	青森市長	佐々木竹敬久
秋田市長	秋田市長	原田正一夫
いわき市長	いわき市長	蘆田栄一男
宇都宮市長	宇都宮市長	佐藤功孝
川越市長	川越市長	舟橋代七
船橋市長	船橋市長	藤蒲谷山亮
横須賀市長	横須賀市長	加森出澤正茂
相模原市長	相模原市長	山鷲細江川
富山市長	富山市長	山鷲細江川
長野市長	長野市長	早柴鈴木公
岐阜市長	岐阜市長	豊岡田
豊橋市長	豊橋市長	岡崎田
豊田市長	豊田市長	高槻市
高槻市長	高槻市長	東大阪市
東大阪市市長	東大阪市市長	東大阪市市長
姫路市長	姫路市長	和歌山市
和歌山市市長	和歌山市市長	和歌山市市長
岡山市長	岡山市長	岡山市長
倉敷市長	倉敷市長	倉敷市長
福山市市長	福山市市長	福山市市長
下関市長	下関市長	下関市長
高松市長	高松市長	高松市長
高知市長	高知市長	高知市長
熊本市長	熊本市長	熊本市長
大分市長	大分市長	大分市長
宮崎市長	宮崎市長	宮崎市長
鹿児島市長	鹿児島市長	鹿児島市長

協定締結権者

長崎市	長崎市	田上富久
-----	-----	------



【資料 1. 1 4】 「災害時における埼玉県内市町村相互応援に関する基本協定」

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定  
(埼玉県、県内全市町村)

(目的)

**第 1 条** この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第 67 条第 1 項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

(応援の種類)

**第 2 条** この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ボランティア受付及び活動調整
- (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

**第 3 条** 被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。

3 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

(応援の実施)

**第 4 条** 前条第 1 項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

2 前条第 2 項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施する。

(応援の調整)

第5条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

(情報の交換等)

第6条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

(その他)

第7条 この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年5月1日から施行する。

2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成19年5月1日

以下の様式については、資料編様式集に添付した。

様式1 (応援要請・個別の場合 直接応援市町村へ) 「災害時相互応援連絡表」

様式2 (応援要請・複数応援の場合 県へ) 「災害時相互応援連絡表」

様式3 (応援要請書) 「応援要請書」

様式3-2 (応援要請書) 「応援要請書」

## 【資料 1. 1 5】 「災害時の相互応援に関する実施要領」

### 災害時の相互応援に関する実施要領 (埼玉県、県内全市町村)

#### 1 定義

この要領において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条 1 号に定める災害であり、地震、津波、暴風、豪雨等の異常な自然現象だけではなく、航空機の墜落、列車衝突転覆等の大規模事故による被害も含む。

#### 2 県、市町村の連絡先

災害時の市町村間の相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県は、年度当初に「県及び市町村の勤務時間及び勤務時間外の連絡先一覧」を作成し、市町村に配布する。

#### 3 応援手続き

##### (1) 単一の市町村に要請する場合（協定第 3 条第 1 項）

###### ① 要請

被災市町村は、災害時相互応援連絡表（様式 1）に必要事項を記入し、応援を要請する市町村に県防災行政無線若しくは N T T 回線のファックスで送付し、送付したことを電話で連絡する。

###### ② 応援の可否の連絡

要請を受けた市町村は、応援の可否を被災市町村に県防災行政無線若しくは N T T 回線で回答する。

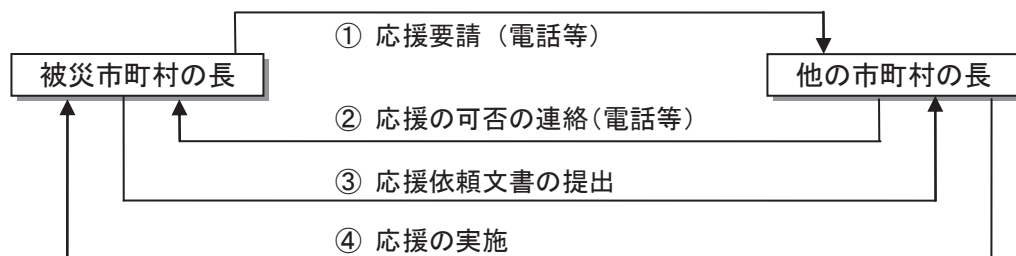
あわせて、受信した様式 1 に可能な応援を加除して、県防災行政無線若しくは N T T 回線のファックスで送付する。

###### ③ 依頼文書の提出

被災市町村は、受信した様式 1 を添付して、応援を実施する市町村に応援依頼文書（様式 3）を送付する。

###### ④ 応援の実施

応援を実施する市町村は、様式 3 の応援を実施する。



(2) 複数市町村に同時に応援を要請する場合（協定第3条第2項）

① 要請

被災市町村は、災害時相互応援連絡表（様式2）に必要事項を記入し、県に県防災行政無線若しくはNTT回線のファックスで送付し、送付したことを電話で連絡する。

② 要請伝達

県は、様式2を県防災行政無線の一斉FAXで全市町村に送信する。

③ 応援の可否の連絡（電話等）

受信した市町村は、応援の可否を検討する。応援ができない市町村はその旨を、応援が可能な市町村は、様式2を加除し、応援が可能な内容を県に県防災行政無線若しくはNTT回線で回答する。

④ 連絡

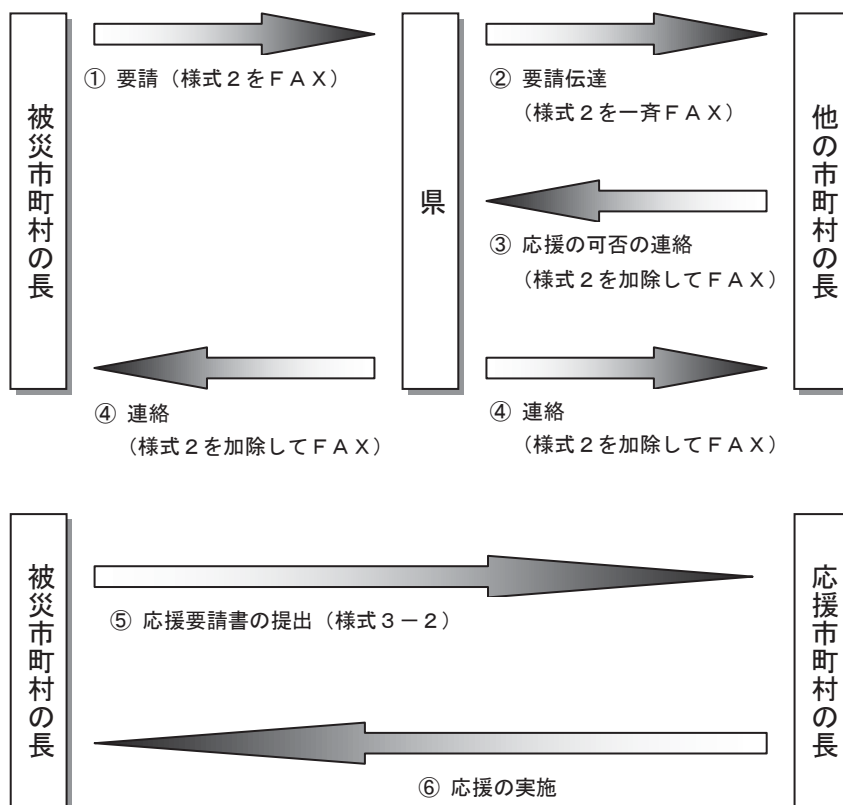
県は、提出された様式2を確認して、必要な調整を行う。県は、調整した内容を様式2に記載して、応援が可能な市町村及び被災市町村に県防災行政無線若しくはNTT回線で送付する。

⑤ 応援要請書の提出

被災市町村は、県から受信した様式2を添付して、応援を実施する市町村に応援要請書（様式3-2）を送付する。

⑥ 応援の実施

応援市町村は、様式3-2の応援を実施する。



【資料 1. 1 6】 「災害時における相互協力に関する協定」

災害時における相互協力に関する協定書  
(川越西郵便局)

川越市長（以下「甲」という。）と川越西郵便局長（以下「乙」という。）とは、川越市内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、応急対策が必要となった場合、相互に協力し対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

なお、川越西郵便局長は、川越市内を受け持つ全郵便局の代表とする。

（協力要請）

**第 1 条** 甲及び乙は、川越市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲又は乙が所有し、又は管理する施設及び用地の相互利用
- (2) 甲又は乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (3) 乙が管理する郵便集配用自転車等の情報収集利用への提供
- (4) 乙が避難場所へ臨時郵便差出箱を設置すること。
- (5) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
- (6) 前各号に定めるもののほか、協力できる事項

（協力実施）

**第 2 条** 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み相互に協力するよう努めなければならない。ただし、協力の範囲は甲及び乙のそれぞれの業務に支障を来さない範囲とする。

（経費の負担）

**第 3 条** 第 1 条の規定による要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担するものとする。

2 前項の規定による負担について疑義が生じたときは、両者が協議し、負担すべき額を決定する。

（連絡員の派遣）

**第 4 条** 乙は甲の要請により、川越市に連絡員を派遣できるものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

**第 5 条** 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練等への参加）

**第 6 条** 乙は、甲の行う防災訓練等に、相互に協議して参加することができる。

（情報の交換）

**第 7 条** 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

**第 8 条** この協定に関する連絡責任者は、甲においては川越市総務部総務課長とし、乙においては川越西郵便局総務課長とする。

（協議）

**第 9 条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定す

る。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成10年3月30日

甲 川越市元町1丁目3番地1  
川越市  
川越市長 舟橋功一

乙 川越市大字小室字鶴塚22番地1  
郵政省  
川越西郵便局長 森田惟雄

【資料 1. 17】 「災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定」

災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定書  
(社団法人埼玉県エルピーガス協会川越支部)

川越市(以下「甲」という。)と社団法人埼玉県エルピーガス協会川越支部(以下「乙」という。)とは、川越市内に地震等による災害が発生した場合(以下「災害時」という。)に、被災した市民等に対して行うLPガスの優先供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

(LPガスの優先供給等に関する協力要請)

**第1条** 災害時において甲がLPガスを必要とするときは、乙に対し避難所等へのLPガスの優先供給等について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、次の事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書でその内容を通知するものとする。

- (1) 協力要請内容及び必要量
- (2) 協力を希望する期間
- (3) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(LPガスの優先供給等に関する協力実施)

**第2条** 乙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けた時は、LPガスの優先供給等及び運搬に対する協力について積極的に実施するものとする。

2 乙は、乙の構成事業者と協定して、流通過程にあるLPガス20kgボンベ30本及び50kgボンベ30本を乙の構成事業者に備蓄させ、甲の要請に応じて優先出荷する体制を整備するものとする。

(費用)

**第3条** 前条の規定に基づく物資の提供に要する費用は、無償とする。ただし、それ以外の物資の提供に要する費用については、実費を甲は乙に支払うものとする。

(引き渡し)

**第4条** LPガスの引渡場所は甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ受領するものとする。

(情報の交換)

**第5条** 甲及び乙は、相互の協力事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

**第6条** この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災を担当する課の課長とし、乙においては社団法人埼玉県エルピーガス協会川越支部長とする。

(有効期間)

**第7条** この協定の有効期間は、協定締結の日から2年とする。ただし、有効期間の満了する日の60日前までに甲乙いずれからも申出がない場合は、さらに協定を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

**第8条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を所持す

る。

平成10年11月18日

甲 川越市元町1丁目3番地1  
川越市  
川越市長 舟橋功一

乙 川越市野田町1丁目2番地1  
社団法人埼玉県エルピーガス協会川越支部  
支部長 伊藤賢二



【資料 1. 1 8】 「災害時における物資の輸送に関する協定」

災害時における物資の輸送に関する協定書  
(社団法人埼玉県トラック協会川越支部)

川越市（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県トラック協会川越支部（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

**第 1 条** 川越市地域防災計画の災害応急対策活動及び市町村等相互の応援措置のために必要な貨物自動車運送業用自動車（以下「事業用自動車」という。）の緊急輸送に関し必要な事項をこの協定で定め、緊急輸送が迅速かつ円滑に実施されることを目的とする。

(要請)

**第 2 条** 甲は、緊急輸送を乙に要請する場合は、別表 1「緊急輸送要請書」により行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(実施)

**第 3 条** 乙は、甲から緊急輸送の要請があった場合、特別の理由がない限り他に優先して乙に所属する運送事業者を指名し（以下「指定運送事業者」という。）、甲に対し事業用自動車を提供させるものとする。

(報告)

**第 4 条** 乙は、前条の規定により緊急輸送を実施した場合は、甲に対し別表 2「緊急輸送実施報告書」により報告するものとする。

(運賃及び料金)

**第 5 条** 緊急輸送に要した運賃及び料金は、貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）第11条の規定により運輸大臣に届出した額による。

(事故等)

**第 6 条** 乙の供給した事業用自動車が、故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続しなければならない。

2 乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対してすみやかにその状況を報告しなければならない。

(損害賠償及び紛争解決)

**第 7 条** 指定運送事業者は、緊急輸送中に甲及び第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、紛議が生じた場合は、早期解決のため誠実に対応するものとする。

(災害補償)

**第 8 条** 緊急輸送中の従事者の責めに帰することが出来ない理由により、当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときは、指定運送事業者が補償する。ただし、非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和 42 年川越市条例第 4 号）が適用される場合は、甲が補償する。

(有効期間)

**第 9 条** この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年とする。ただし、有効期間の満了する日の 60 日前までに甲乙いずれからも申出がない場合は、さらに協定を 1 年間更新するものとし、以

後も同様とする。

(協議)

**第10条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成12年5月29日

甲 川越市元町1丁目3番地1  
川越市  
川越市長 舟橋功一

乙 川越市脇田本町15番地13  
社団法人埼玉県トラック協会川越支部  
支部長 笠原和夫

## 【資料 1. 1 9 - 0】 「災害に係る情報発信等に関する協定」

### 災害に係る情報発信等に関する協定

川越市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

#### 第 1 条（本協定の目的）

本協定は、川越市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、川越市が川越市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ川越市の行政機能の低下を軽減させるため、川越市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

#### 第 2 条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。
  - (1) ヤフーが、川越市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、川越市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 川越市が、川越市内の避難所、ハザードマップ等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 川越市が、川越市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 川越市が、災害発生時の川越市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報ならびに川越市民の安否情報等の災害対応情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 川越市が、川越市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) ヤフーが、Yahoo! ブログ上の川越市の運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
2. 前項各号の取組みの具体的な内容および方法については、災害の状況等を考慮に入れ、川越市およびヤフーの両者の協議により決定するものとする。
3. 川越市およびヤフーは、第 1 項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
4. 第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、川越市およびヤフーは、両者で定期的に協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

#### 第 3 条（費用）

川越市による災害ブログの利用ならびに第2条に基づく川越市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

#### 第4条（情報の周知）

ヤフーは、川越市から提供を受ける情報について、川越市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

#### 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、川越市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

#### 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、川越市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、川越市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2012年 8月 1日

川越市：埼玉県川越市元町1丁目3番地1  
川越市  
川越市長 川 合 善 明

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 宮 坂 学

【資料 1. 1 9】「災害時における情報提供に関する協定」

災害時における情報提供に関する協定書  
(東京電力株式会社川越支社)

川越市(以下「甲」という。)と東京電力株式会社川越支社(以下「乙」という。)は、川越市内に災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における情報提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

**第1条** この協定は、災害時に川越市地域防災計画に基づく情報の収集・伝達の一環として情報収集の必要が生じた場合、甲が乙に情報提供を求めることに関して必要な事項を定めるものとする。

(情報提供の内容)

**第2条** 乙は、通常の業務において知り得た次に掲げる情報を甲に提供するものとする。

- (1) 広域停電等に関する情報
- (2) 河川等の氾濫による道路冠水等に関する情報
- (3) 河川等の氾濫に伴う堤防等の越水、漏水、洗掘、決壊等に関する情報
- (4) 家屋倒壊、倒木等による道路状況に関する情報
- (5) 地震、大雨等による土砂崩壊箇所に関する情報
- (6) その他防災に関する情報

(費用負担)

**第3条** 前条の規定に基づく乙の情報提供に関する費用は無償とする。

(情報提供の方法)

**第4条** 乙の情報提供の方法は、電話、ファクシミリ等により行うものとする。

(会議)

**第5条** この協定及び防災に関しての情報の共有化等を図るため、必要に応じて会議を開催するものとする。

(協議)

**第6条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年2月8日

甲 川越市元町1丁目3番地1  
川越市  
川越市長 舟橋功一

乙 川越市三久保町17番地4  
東京電力株式会社川越支社  
支社長 岡安恒

【資料 1. 2 0】 「災害時の医療救護活動に関する協定」

災害時の医療救護活動に関する協定書  
(社団法人川越市医師会)

川越市（以下「甲」という。）と社団法人川越市医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第 1 条** この協定は、川越市地域防災計画に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者に対して医療救護活動を行うことを目的とする。

（医療救護班の派遣）

**第 2 条** 甲は、川越市地域防災計画に基づき医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請があった場合は、速やかに医療救護班を甲の指定する場所（災害発生地域）に派遣するものとする。

（医療救護班の業務）

**第 3 条** 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 死亡の確認

（医療救護班の輸送）

**第 4 条** 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄及び輸送）

**第 5 条** 乙所属の医療救護班は、原則として甲が備える医薬品等を使用するものとする。

- 2 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。
- 3 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

（医療費）

**第 6 条** 救護所における医療費は、無料とする。

- 2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（総合防災訓練）

**第 7 条** 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する総合防災訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生したときの医療救護を併せ担当するものとする。

（費用弁償等）

**第 8 条** 第 2 条の規定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の輸送に要した費用
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班の医師、看護婦及びその関係者（事務職等）が、医療救護活動において 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

- 2 前項に定める費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（細目）

**第 9 条** この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

**第10条** この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

この協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

昭和61年9月26日

甲 川越市  
川越市長 川 合 喜 一

乙 社団法人川越市医師会  
会 長 石 川 禎 三

## 災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定書

(社団法人川越市医師会)

川越市(以下「甲」という。)と社団法人川越市医師会(以下「乙」という。)とは、医療救護班が使用する医薬品の備蓄管理に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

**第1条** この協定は、甲及び乙において締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」(昭和61年9月26日締結)第5条第1項に定める甲が備える医薬品等(以下「医薬品等」という。)に関し、その種類、品目、規格及び数量(以下「種類等」という。)や備蓄管理の方法等必要な事項を定めるものとする。

(医薬品等の種類等)

**第2条** 医薬品等の種類等は、乙が甲の意見も聞き、乙において決定するものとする。

(医薬品等の備蓄管理等)

**第3条** 乙は、前条の規定による医薬品等を、乙が定める「医師会医療救護班編成表」(別表)による医療機関から選定した医療機関(以下「管理病院」という。)に分散配置し備蓄管理するものとする。

(種類等の連絡)

**第4条** 乙は、医薬品等を管理病院に分散配置したときは、管理病院の所在地、病院名及び電話番号並びに管理病院毎における種類等を甲に連絡するものとする。

2 前項の規定は、同項に定める連絡事項に変更が生じたときに準用する。

(ランニング備蓄による管理)

**第5条** 管理病院は、医薬品等を備蓄管理する場合においては、医薬品等を平常時における診療に使用し、当該使用したことによる不足分を適宜補充して管理する「ランニング備蓄」方式により備蓄管理するものとする。

(医薬品等の使用及び費用負担等)

**第6条** 乙は、甲の要請により医療救護班を派遣した場合においては、原則として第3条に規定する医薬品等を使用するものとする。

2 乙は、前項の規定により医薬品等を使用したときは、甲の定める手続きにより、その医薬品等の実費金額の支払いを甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の請求があったときは、遅滞なく乙に実費金額を支払うものとする。

(細目)

**第7条** この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

**第8条** この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは甲、乙協議のうえ決定する。

この協定は、平成22年4月1日から効力を生ずるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持す



る。

平成22年3月26日

甲 川越市元町1丁目3番地1  
川越市  
川越市長 川合善明

乙 川越市西小仙波町1丁目8番地1  
社団法人 川越市医師会  
会長 山口現朗

【資料 1. 2 1】 「災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定」

災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定書  
(社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部)

川越市（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部（以下「乙」という。）とは、川越市内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合、民間賃貸住宅の提供支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

**第 1 条** 甲は、川越市内において災害が発生し、家屋の倒壊や焼失などの理由により居住できなくなった被災者に対し、応急的な住宅として民間賃貸住宅への入居の支援を乙に求めることに関して、基本的事項を定めるものとする。

(協力要請)

**第 2 条** 甲は、災害時において被災者への一時的供給居住を確保するために、乙に対し、入居可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の支援を要請するものとする。

(協力)

**第 3 条** 乙は、甲の前条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅供給の支援について、甲に可能な限り協力するものとする。

(協議)

**第 4 条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各 1 通を保有する。

平成 17 年 7 月 1 日

甲 川越市元町 1 丁目 3 番地 1  
川 越 市  
川越市長 舟 橋 功 一

乙 川越市仙波町 2 丁目 5 番地 9  
社団法人埼玉県宅地建物取引業協会  
埼玉西部支部  
支 部 長 横 田 庄 平

【資料 1. 2 2】 「災害時における応急復旧作業に関する協定」

災害時における応急復旧業務に関する協定書  
(川越市建設産業団体連合会)

川越市（以下「甲」という。）と川越市建設産業団体連合会（以下「乙」という。）とは、川越市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急復旧業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第 1 条** この協定は、災害時に川越市地域防災計画に基づく都市施設の応急対策の一環として、乙の積極的な協力により、業務を迅速に実施することを目的とする。

（協力の要請）

**第 2 条** 甲は、業務を実施する必要が生じたときは、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対し協力を要請することができる。この場合において、甲は災害時の状況により必要があると認めるときは、乙以外の者に協力を要請することができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 業務の実施場所
- (3) 業務の内容
- (4) その他必要な事項

（協力）

**第 3 条** 乙は、甲から業務の協力要請を受けたときは、これに協力し、速やかに業務を実施するものとする。

（報告）

**第 4 条** 乙は、この協定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を甲に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

- (1) 従事した乙の加盟会員の名称
- (2) 従事者人数
- (3) 従事した時間
- (4) 業務の内容（使用重機、作業内容等）
- (5) その他必要な事項

（契約）

**第 5 条** 甲は、業務を実施するに当たっては、乙の加盟会員と、速やかに契約を締結するものとする。

（連絡責任者）

**第 6 条** 甲と乙は、この協定に基づき協力体制を円滑に推進するための連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

（費用の負担）

**第 7 条** 甲の要請に基づき、乙の会員が業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

（防災訓練等への参加協力）

**第 8 条** 乙は、甲から要請があった場合は、防災訓練等への参加について協力するものとする。

（細目）

**第9条** この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協議)

**第10条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年4月27日

甲 川越市元町1丁目3番地1  
川越市  
川越市長 舟橋功一

乙 川越市神明町13番地8  
川越市建設産業団体連合会  
会長 岩堀弘明

【資料 1. 2 3】 「災害時における生鮮食料品等の優先供給等に関する協定」

災害時等における生鮮食料品等の優先供給等に関する協定書  
(いるま野農業協同組合)

川越市（以下「甲」という。）といるま野農業協同組合（以下「乙」という。）とは、川越市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における生鮮食料品及び精米（以下「生鮮食料品等」という。）の優先供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

**第 1 条** この協定は、災害時等に川越市地域防災計画に基づく食料確保の一環として、乙の積極的な協力により、円滑に生鮮食料品等の確保等を図ることを目的とする。

(協力の内容)

**第 2 条** 協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生鮮食料品等の優先供給
- (2) 市民が健康増進と災害時に備えて自給食料を栽培するための市民農園のあっせん
- (3) 災害時等に応急仮設住宅建設用地及び復旧資機材置場等として使用するための乙の組合員の所有する農地のあっせん
- (4) その他甲が協力を要請する事項

(協力の要請)

**第 3 条** 甲は、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対し、協力を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする生鮮食料品等の種類、数量、納入日時及び納入場所
- (3) 必要とする農地の場所、面積、使用期限、原状回復の方法及び使用に伴う費用負担
- (4) その他必要な事項

(協力)

**第 4 条** 乙は、甲から生鮮食料品等の優先供給の協力要請を受けたときは、これに協力し、速やかに納入するものとする。

(代金の請求)

**第 5 条** 乙は、前条の規定により、甲に生鮮食料品等を納入したときは、甲及び乙が協議して定めた価格により、甲にその代金を請求するものとする。

(代金の支払)

**第 6 条** 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払うものとする。

(市民農園の状況報告)

**第 7 条** 乙は、毎年 4 月 1 日現在の市民農園の状況について、甲に報告するものとする。

(あっせんに基づく農地の契約)

**第 8 条** 甲は、乙のあっせんした農地について、必要とする当該農地の所有者と当該農地の使用について別途契約を締結する。

2 前項の契約については、第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項を定める。

(防災訓練等への参加協力)

**第 9 条** 乙は、甲から要請があった場合は、防災訓練等への参加について協力するものとする。

(細目)

**第10条** この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協議)

**第11条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(旧協定の廃止)

**第12条** 甲と乙の間で、平成6年3月22日に締結した災害時等における精米の優先供給に関する協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年7月7日

	川越市元町1丁目3番地1
甲	川越市
	川越市長 舟橋功一
	入間市小谷田4丁目6番11号
乙	いるま野農業協同組合
	代表理事組合長 小澤稔夫

【資料 1. 2 4】 「災害時における特別法律相談に関する協定」

災害時における特別法律相談に関する協定書  
(埼玉弁護士会川越支部)

川越市（以下「甲」という。）と埼玉弁護士会川越支部（以下「乙」という。）とは、川越市内に自然災害等が発生した場合（以下「災害時」という。）における特別法律相談（以下「相談」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第 1 条** この協定は、災害時に市民生活の円滑な復興を図るため、川越市地域防災計画に基づく個別専門相談の一環として、乙の積極的な協力により、相談を迅速に実施することを目的とする。

（協力の要請）

**第 2 条** 甲は、相談を実施する必要が生じたときは、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対し協力を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 相談の実施場所
- (3) その他必要な事項

（協力）

**第 3 条** 乙は、甲から相談の協力要請を受けたときは、これに協力し、速やかに相談を実施するものとする。

（相談の実施方法）

**第 4 条** 相談の実施方法は、平常時における市民相談のうち法律相談の例によるものとする。

（相談の費用）

**第 5 条** 相談の費用については、相談者は負担をしないものとする。

（弁護士の謝礼）

**第 6 条** 相談に従事した弁護士に対して支払う謝礼は、平常時における市民相談のうち法律相談の額を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（支援弁護士）

**第 7 条** 乙は、必要があると認めるときは、乙所属以外の弁護士に対し、この協定に基づく相談への協力を要請することができる。

（報告）

**第 8 条** 乙は、この協定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を記載した報告書を甲に提出するものとする。

- (1) 従事した弁護士の氏名
- (2) 従事した時間
- (3) 相談要旨
- (4) その他必要な事項

（細目）

**第 9 条** この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（協議）

**第 10 条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年7月7日

甲 川越市元町1丁目3番地1  
川越市  
川越市長 舟橋功一

乙 川越市宮下町2丁目1番地2 福田ビル1階  
埼玉弁護士会川越支部  
支部長 新井賢治



【資料 1. 2 5】 「災害時における氷の供給及び備蓄品の保管に関する協定」

災害時における氷の供給及び備蓄品の保管に関する協定書  
(埼玉冷蔵倉庫株式会社)

(目的)

**第 1 条** この協定は、川越市（以下「甲」という。）と埼玉冷蔵倉庫株式会社（以下「乙」という。）との間において、大規模な災害が発生した場合等における氷の優先的供給及び災害時に使用するため、甲が購入した備蓄品の保管に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(協定の内容及び価格)

**第 2 条** この協定の内容及び価格は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における氷の供給 災害時直前の価格
- (2) 防災訓練等における氷の供給 無料
- (3) 甲が購入した備蓄品の保管 協議により定めた量については無料

(要請)

**第 3 条** 甲は、乙の協力を受けようとするときには、日時、場所、数量その他必要な事項を明らかにして要請しなければならない。

(氷の納入)

**第 4 条** 乙は、前条の規定により氷の供給要請があったときには、甲の指示に基づき、これを納入するものとする。

(備蓄品の保管)

**第 5 条** 乙は、第 3 条の規定により、甲から備蓄品の保管要請があったときには、備蓄品の種類、品質、数量及び保管場所の能力現況等を勘案して、これを引き受けるものとする。

(細目)

**第 6 条** この協定を実施するため必要な細目は、別に定める。

(この協定に定めのない事項等)

**第 7 条** この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、決定する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

昭和61年 4 月 1 日

甲 川越市元町 1 丁目 3 番地 1  
川越市  
川 越 市 長 川 合 喜 一

乙 川越市鹿飼 8 7 1 番地 1  
埼玉冷蔵倉庫株式会社  
代表取締役社長 松 本 伊 助

【資料 1. 2 6】 「災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定」

## 災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定書

(公益社団法人埼玉県接骨師会川越支部)

川越市（以下「甲」という。）と公益社団法人埼玉県接骨師会川越支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、川越市地域防災計画に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者に対しての応急処置活動を行うことを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、川越市において災害が発生し、接骨師による応急処置活動の必要が生じた場合は、乙に対して接骨師の派遣を要請するものとする。

(協力内容)

第3条 乙は、前条による要請を受けたときは、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

- (1) 甲の指定する救急救護所における柔道整復師法に規定された業務の実施
- (2) 応急処置活動に要する衛生資材等の提供
- (3) 応急処置活動に必要な労務の提供

(指揮命令)

第4条 乙の協定に関わる指揮命令及び連絡調整については、甲の指定する者が行い、応急処置に係る必要な指示については、医療救護班の医師が行うものとする。

(応急処置費)

第5条 医療救護所における応急処置費は、無料とする。

2 搬送先の接骨院等における応急処置費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第6条 第2条の規定に基づき、乙が応急処置活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 派遣された接骨師が携行した衛生材料等を使用した場合の実費
- (2) 第3条(2)の実費
- (3) 派遣された接骨師及びその関係者（事務職員等）が、応急処置活動において負傷、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 前項の費用弁償等の額及び支払手続きについては、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は同一条件で更新したものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協議書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年9月3日

甲 川越市元町1丁目3番地1  
川越市  
川越市長 川合善明

乙 川越市大字下広谷613番地1  
公益社団法人埼玉県接骨師会川越支部  
支部長 荻野義之

【資料 1. 2 7】 「災害時等における精米の優先供給に関する協定」

災害時等における精米の優先供給に関する協定書  
(伊藤米穀株式会社)

川越市(以下「甲」という。)と伊藤米穀株式会社(以下「乙」という。)とは、川越市内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時等」という。)における精米の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

**第 1 条** この協定は、災害時等に川越市地域防災計画に基づく食糧確保の一環として、乙の積極的な協力により、円滑に精米の確保を図ることを目的とする。

(協力の要請)

**第 2 条** 甲は、災害時等に精米の優先供給を受けようとするときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 協力を要請する事由
- (2) 必要とする精米の種類、数量、納入日時及び納入場所
- (3) その他必要な事項

(協力)

**第 3 条** 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、これに協力し速やかに納入するものとする。

(価格)

**第 4 条** 精米の価格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害が発生したことにより要請したときは、災害発生時の直前の価格
- (2) 災害が発生するおそれがあることにより要請したときは、当該災害が発生するおそれがあるとされた事由が発生した直前の価格

(代金の請求)

**第 5 条** 乙は、第 3 条の規定により、甲に精米を納入したときは、前条に定める価格によりその代金を請求するものとする。

(代金の支払)

**第 6 条** 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払わなければならない。

(危険負担)

**第 7 条** 精米の搬出及び輸送中の事故等の損害については、乙の負担とする。

(細目)

**第 8 条** この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協議)

**第 9 条** この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 6 年 3 月 22 日

川越市元町1丁目3番地1  
甲 川越市  
川越市長 舟橋功一

川越市脇田新町10番地14  
乙 伊藤米穀株式会社  
代表取締役 伊藤弘

※ 同文で協定している締結業者

西武米穀株式会社 平成6年3月22日

※ 伊藤米穀株式会社と西武米穀株式会社は平成15年7月1日に合併し、新会社名「株式会社イトーセーブ」となっている。

【資料 1. 2 8】「災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定」

災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定書  
(朝日航洋株式会社)

川越市（以下「甲」という。）と朝日航洋株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時におけるヘリコプターの優先利用に関して次のとおり協定を締結する。

(目的)

**第 1 条** この協定は、川越市内に大規模災害が発生した場合に、乙の積極的な協力を得て、ヘリコプターによる被災状況調査、物資輸送その他救援活動の優先的利用を図ることを目的とする。

(協力の要請)

**第 2 条** 甲は、災害時にヘリコプターの優先利用をしようとするときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして協力を要請するものとする。

- (1) 協力を要請する事由
- (2) 必要とする場所
- (3) その他必要な事項

(協力)

**第 3 条** 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、これに対し速やかに協力するものとする。

(使用料)

**第 4 条** ヘリコプターの使用料は、航空法に基づく運輸大臣の認可料金に消費税を加えた額とする。

(損害賠償)

**第 5 条** 乙は、ヘリコプターの運行に関し、自己の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を乙の責任において賠償するものとする。

(細目)

**第 6 条** この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協議)

**第 7 条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 7 年 3 月 27 日

	埼玉県川越市元町 1 丁目 3 番地 1
甲	川 越 市
	川 越 市 長 舟 橋 功 一
	東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号
乙	朝日航洋株式会社
	代表取締役社長 深 川 弘

【資料 1. 2 9】 「震災時における緊急設備支援に関する協定」

震災時における緊急設備支援に関する協定書  
(株式会社セレスポ)

川越市（以下「甲」という。）と株式会社セレスポ（以下「乙」という。）は、地震災害時における避難所開設に必要な設備の緊急支援に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

**第 1 条** この協定は、川越市内に地震災害が発生した場合において、甲の指定する避難場所に乙の避難所用テント設備の設置等緊急対応システム「クイック 2 4」（以下「システム」という。）を提供することをもって、迅速に避難所を開設し被災者の救援に寄与することを目的とする。

（要請）

**第 2 条** 甲は、地震災害時における乙のシステム稼働の必要があると認めたときは、乙にその稼働を要請するものとする。

2 要請連絡の責任者及び要請先については別表 1 に定める。

（要請事項の措置）

**第 3 条** 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を取るとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

（システムの内容等）

**第 4 条** 乙は避難場所に緊急本部、救援物資受入、ボランティア受入及び救護所等を目的としたテントキャンプ資材を要請後 24 時間をめどに搬入し設置するものとする。

2 搬入し設置する資材は別表 2 に定める。

3 甲の要請により搬入、設置した設備については、その資材、備品の汚損、破損、紛失の責を乙は甲にこれを求めない。

（稼働範囲）

**第 5 条** 乙が甲の要請に基づき稼働する場所は、甲の指定避難場所のうち 5 箇所とする。

2 稼働する場所は別表 2 に定める。

（システムの稼働料金）

**第 6 条** 本システム稼働の料金は、災害発生直前における適正料金とし、乙は年度ごとにその料金表を甲に提出するものとする。

（協議事項）

**第 7 条** この協定の実施について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の費用）

**第 8 条** この協定の締結に要する費用は無料とする。

（協定期間）

**第 9 条** この協定は、平成 8 年 7 月 9 日から平成 11 年 3 月 31 日まで有効とし、協定内容を変更する場合、甲、乙協議のうえ改めて協定を結ぶこととする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙両者押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 8 年 7 月 9 日

甲 埼玉県川越市元町1丁目3番地1  
川越市長 舟橋功一

乙 東京都豊島区北大塚1丁目21-5  
株式会社 セレスポ  
代表取締役社長 三木征一郎



## 災害時の情報提供等に関する協定書 (朝日自動車株式会社、他)

(趣旨)

**第 1 条** この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 2 条第 1 号に規定する災害が川越市内に発生し、応急対策のため緊急に情報収集等の必要が生じた場合、川越市（以下「甲」という。）が朝日自動車株式会社（以下「乙」という。）に情報の提供等を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

**第 2 条** 乙は自主的に、知り得た情報を甲に提供するものとする。

2 情報提供手段は、電話回線による。

(費用)

**第 3 条** 前条の規定に基づく乙の情報提供に要する費用は、無償とする。

(優先利用)

**第 4 条** 第 1 条に規定する災害のうち地震災害が市内に発生したときは、甲は乙の所有するタクシーを優先的に利用できるものとする。ただし、これに要する費用については、実費を甲は乙に支払うものとする。

(期間等)

**第 5 条** この協定の有効期間は、協定締結の日から 5 年とする。ただし、有効期間の満了する日の 30 日前までに甲乙いずれからも申出がない場合は、さらに協定を 5 年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

**第 6 条** この協定の運用について、疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を所持する。

平成 9 年 12 月 18 日

甲 川越市元町 1 丁目 3 番地 1  
川越市  
川越市長 舟橋 功一

乙 東京都墨田区押上 1 丁目 1 番 2 号  
朝日自動車株式会社  
代表取締役社長 村 檉 健夫

※ 同文で協定している締結業者

- 1 川越乗用自動車株式会社 平成9年12月18日
- 2 西武ハイヤー株式会社 平成9年12月18日
- 3 練馬タクシー株式会社 平成9年12月18日
- 4 富士見ハイヤー有限会社 平成9年12月18日
- 5 三共交通有限会社 平成9年12月18日
- 6 川越交通有限会社 平成9年12月18日
- 7 初雁交通株式会社 平成9年12月18日
- 8 東上ハイヤー株式会社 平成9年12月18日

【資料 1. 3 1】 「災害時等における飲料水の優先供給等に関する協定」

災害時等における飲料水の優先供給等に関する協定書  
(三国コカ・コーラボトリング株式会社)

川越市（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）とは、川越市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合「以下「災害時等」という。」における飲料水の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

**第1条** この協定は、災害時に川越市地域防災計画に基づく非常用物資確保の一環として、乙の積極的な協力により、円滑に飲料水の確保を図ることを目的とする。

(協力の内容)

**第2条** 協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 飲料水（次号に規定する無償提供に係るものを除く。以下同じ。）の優先的な安定供給
- (2) 地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫品の無償提供
- (3) その他甲が協力を要請する事項

(協力の要請)

**第3条** 甲は、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対し、協力を要請するものとする。

- (1) 協力を要請する事由
- (2) 必要とする飲料水の数量、納入日時及び納入場所
- (3) その他必要な事項

(協力)

**第4条** 乙は、甲から飲料水供給の協力要請を受けたときは、これに協力し、速やかに納入するものとする。

(代金の請求)

**第5条** 乙は、前条の規定により、甲に飲料水を納入したときは、甲及び乙が協議して定めた価格により、甲にその代金を請求するものとする。

(代金の支払)

**第6条** 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払うものとする。

(地域貢献型自動販売機の設置協議)

**第7条** 甲は、乙から地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の設置について申し込みを受けたときは、設置の可否に関し、速やかに協議に応じるものとする。

(地域貢献型自動販売機の設置費用)

**第8条** 地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の設置に要する費用は、乙が負担するものとする。

(細目)

**第9条** この協定を実施するため必要な事項は、別に定める。

(協議)

**第10条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年12月22日

甲 川越市元町1丁目3番地1  
川越市  
川越市長舟橋功一

乙 桶川市大字加納180番池  
三国コカ・コーラボトリング株式会社  
代表取締役社長 八藤南洋

【資料 1.32】 「災害時における電気設備の復旧業務等に関する協定」

災害時における電気設備の復旧業務等に関する協定書  
(埼玉県電気工事工業組合)

川越市(以下「甲」という。)と埼玉県電気工事工業組合(以下「乙」という。)は、災害時における公共施設等の電気設備の復旧業務等に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

**第1条** この協定は、甲の市域内において災害が発生した場合に、甲から乙に対して行う協力の要請に関し、その手続きを定め、復旧業務等の支援を迅速に実施することを目的とする。

(協力の種類)

**第2条** 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 公共施設等の電気設備の復旧活動に関すること。
- (2) 公共施設等の電気設備の事故防止に対する処置に関すること。
- (3) 復旧活動等において二次災害等を発見した場合に速やかに甲へ通報し、その指示に従うこと。

(協力の要請)

**第3条** 甲は乙に対し、前条に規定する協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、「協力要請書」(様式第1号)を提出し、行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭により行うことができるものとし、事後遅滞なく協力要請書を提出する。

- (1) 協力の種類
- (2) 協力に関する具体的内容
- (3) 協力を必要とする公共施設等の名称、所在地

(支援の実施)

**第4条** 乙は、前条の規定による協力要請を受けたときは、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を遅滞なく報告するものとする。

(復旧業務の報告等)

**第5条** 乙は、甲の要請による公共施設等の電気設備の復旧業務等が完了した場合には、速やかに甲に対して口頭、電話等により報告し、相互に作業内容を確認のうえ甲に引き渡しを行い、事後遅滞なく「災害復旧業務完了報告書」(様式第2号)を提出する。

(復旧実施マニュアルの提示)

**第6条** 乙は甲の要請に対応するため、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

(費用の負担)

**第7条** 乙が甲の要請により公共施設等の電気設備の復旧業務等に要した費用については、甲が負担するものとする。なお、費用の額は、災害時発生前の標準的な価格により、甲乙協議のうえ決定する。

(防災訓練等への参加)

**第8条** 乙は、甲から要請があった場合は、防災訓練等への参加について協力するものとする。

(守秘義務)

**第9条** 乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(協定の効力及び更新)

**第10条** この協定の有効期間は、締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の

1か月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解除の申し出がない場合は、1年間延長されたものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

**第11条** この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年3月30日

甲 川越市元町1丁目3番地1  
川越市  
川越市長 川合 善明

乙 さいたま市北区宮原1丁目39番地  
埼玉県電気工事工業組合  
理事長 小澤 浩二

年 月 日

埼玉県電気工事工業組合  
理事長 様

川越市長

## 協 力 要 請 書

「災害時における電気設備の復旧業務等に関する協定書」第3条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

### 記

#### 1 協力の種類

- 公共施設等の電気設備の復旧活動に関すること。
- 公共施設等の電気設備の事故防止に対する処置に関すること。
- 復旧活動等において二次災害等を発見した場合における市への通報及びその指示に従うこと。

#### 2 協力に関する具体的な内容

- 市庁舎・避難所等の電気設備の復旧
- 市庁舎・避難所等の電気設備の事故防止
- 通報内容・指示事項

#### 3 協力を必要とする公共施設等

施設の名称：

所在地：

（担当）所属名  
職名・氏名  
連絡先

年 月 日

（提出先）  
川越市長

埼玉県電気工事工業組合  
理事長

## 災害復旧業務完了報告書

「災害時における電気設備の復旧業務等に関する協定書」第5条の規定に基づき、下記のとおり災害復旧業務が完了しましたので報告します。

### 記

- 1 要請年月日
- 2 復旧施設名
- 3 所在地
- 4 業務完了年月日
- 5 業務内容
- 6 業務実施業者  
企業名：  
責任者：  
連絡先：



## 災害時における燃料等の優先供給に関する協定

(埼玉県石油商業組合川越支部)

川越市(以下「甲」という。)と埼玉県石油商業組合川越支部(以下「乙」という。)は、災害時における燃料等の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

**第 1 条** この協定は、川越市地域防災計画に基づき、災害応急対策に必要な燃料を、市内石油販売事業者の協力を得ることにより確保し、災害応急対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

(協力の要請)

**第 2 条** 甲は、前条の目的を達成するため、燃料等の供給を受けようとするときは、乙に燃料等の優先供給を要請するものとする。また、甲は、乙の会員に直接要請出来るものとする。

(協力の実施)

**第 3 条** 乙は、前条による甲の要請を受けた時は、やむを得ない事由のない限り協力するものとする。

(燃料の種類)

**第 4 条** 甲が乙に優先供給(燃料の仕入れを含む)を要請する燃料は、ガソリン、軽油、灯油、重油及びオイルとする。

2 その他緊急に必要な物品(燃料等の携行缶、給油ポンプ)についても、乙は支障のない範囲で、優先供給の要請に応ずるものとする。

(要請の方法等)

**第 5 条** 第 2 条の要請は、原則として災害時等燃料供給要請書(別記様式 1)により、行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、防災担当部署からの電話、ファックス等による要請に応じた後、災害時等燃料供給要請書により行う。

(燃料等の納品)

**第 6 条** 燃料等の納品場所は、甲が指定するものとし、甲が当該納品場所へ職員を派遣し、要請した燃料等を確認の上、乙が納品するものとする。

(燃料等の価格)

**第 7 条** 甲が乙に支払う燃料等の価格は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

(経費の請求)

**第 8 条** 燃料等の経費は、乙の作成した請求書により請求するものとする。

(経費の支払い)

**第 9 条** 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(報告等)

**第 10 条** 乙は、毎年 4 月末までに、この協定に基づき協力を実施できる川越市内の販売事業者の名称、所在地、電話番号等を甲に報告するものとする。

(協議)

**第 11 条** この協定に関し、必要な手続き及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定める。

(有効期間)

**第12条** この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は同一条件で更新したものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年6月25日

川越市元町1丁目3番地1

甲 川越市

川越市長 川合善明

川越市大字小仙波671

乙 埼玉県石油商業組合川越支部

支部長 山口佳郎

別記様式 1 (第 5 条関係)

災害燃料第 号  
平成 年 月 日

埼玉県石油商業組合川越支部  
支部長 山口佳郎 様

川越市長 川合善明

災害時燃料等供給要請書

「災害時における燃料等の優先供給に関する協定」に基づき、災害応急対策に必要な燃料等の供給協力について、下記のとおり要請します。

記

納入品目	数量
ガソリン	リットル
軽油	リットル
灯油	リットル
重油	リットル
オイル	リットル
納入日時	平成 年 月 日 時
納入場所	
その他	

担当部署：総務部防災危機管理課

電話 049-224-5554、ファックス 049-225-2895

メールbosai@city.kawagoe.saitama.jp

## 川越市災害対策本部条例

昭和38年10月 1日

条 例 第23号

改正 平成21年 3月25日条例第 4号

平成24年10月 2日条例第30号

(趣旨)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、川越市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(平21条例4・全改、平24条例30・一部改正)

(組織)

**第2条** 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

**第3条** 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

**第4条** 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平21条例4・追加)

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(平21条例4・旧第4条繰下・一部改正)

**附 則**

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

**附 則** (平成21年3月25日条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年10月2日条例第30号) 抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

## 川越市災害対策本部要綱

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、川越市災害対策本部条例（昭和 3 8 年条例第 2 3 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、川越市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の責務)

**第 2 条** すべての市の職員は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本部の活動に協力しなければならない。

(設置及び閉鎖)

**第 3 条** 本部は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 4 2 条の規定による川越市地域防災計画の定めるところにより、市長がその必要を認めるときに設置するものとし、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときに閉鎖するものとする。

(本部長、副本部長、本部員及び本部付)

**第 4 条** 災害対策本部長、災害対策副本部長及び災害対策本部員は、次のとおりとする。

(1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。） 市長

(2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。） 副市長、教育長及び上下水道事業管理者

(3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）報道監、川越市行政組織条例（平成 1 8 年条例第 3 7 号）に規定する部の長、危機管理監、会計室理事、上下水道局経営管理部長及び上下水道局事業推進部長、議会事務局長、教育委員会教育総務部長及び教育委員会学校教育部長並びに川越地区消防局長、消防団長及び水防団長

2 本部長の職務を代理する副本部長の順位については、次のとおりとする。

第 1 順位 副市長（副市長が 2 人の場合には、本部の庶務を所管する部署を担任する副市長を第 1 順位とし、他の副市長を第 2 順位とする。）

第 2 順位 教育長（副市長が 2 人の場合には、第 3 順位とする。）

第 3 順位 上下水道事業管理者（副市長が 2 人の場合には、第 4 順位とする。）

3 本部に、災害対策本部付（以下「本部付」という。）を置き、総務部防災危機管理課長の職にある者をもって充て、条例第 3 条第 2 項に規定する部との連絡並びに部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を収集する等の事務に従事する。

(本部会議)

**第 5 条** 本部に、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定するため、本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部付で構成する。

3 本部会議は、本部長が招集し、及び主宰する。

(部の組織及び事務分掌)

**第 6 条** 本部長は、災害予防及び災害応急対策の事務を実施させるため、別表第 1 に掲げる部を置き、部に班を置き、それぞれ同表に掲げる事務を分担させるものとする。

2 部に部長を、班に班長を置き、それぞれ別表第 1 の部長名及び班長名の欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 班長は、部長の命を受け、班の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

5 必要があると認めるときは、部に部付を置き、部長を補佐する。

(部の運営)

**第 7 条** 前条に定めるもののほか、部の運営に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定めるところにより、当該部長に充てられる者が定める。

(現地災害対策本部の設置及び閉鎖)

**第 8 条** 本部長は、局地的な災害に対する応急対策活動を効果的に実施するため、特に必要がある

と認めるときは、条例第4条第1項に定める現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。なお、現地本部の設置場所については、川越市地域防災計画に定められた地域防災拠点に設置することを基本とする。

2 現地本部は、現地での主要な応急対策活動がおおむね完了した場合または現地本部の設置の必要性が無くなったと本部長が認めた場合に閉鎖する。

（現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長等）

**第9条** 現地本部に現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）、現地災害対策副本部長（以下「現地副本部長」という。）及び現地対策本部員を置く。なお、現地本部長は、業務の必要に応じて班長を置くことができる。

2 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を掌理し、応急対策活動に執務する職員を指揮監督する。

3 現地副本部長は、現地本部長を補佐し、現地本部長に事故があるときは、その職務を代理する。  
（現地本部の所掌事務等）

**第10条** 現地本部は、おおむね次の各号の事務を所掌する。

- (1) 災害区域における情報の収集
- (2) 災害区域における関係機関との連絡調整
- (3) 災害情報や応急対策活動等の本部への報告
- (4) 災害区域における自主防災組織等との連携による応急対策活動の実施
- (5) その他現地本部の役割を果たすために必要な事務

2 前項各号に定める事務のほか、現地本部の組織運営その他必要な事項は、現地本部長が別に定める。

（体制区分及び配備基準）

**第11条** 災害対策活動の体制区分及び配備基準は、次のとおりとする。

体制区分	配備基準	地震時の配備（自主参集）基準
監視体制	気象警報発表時、情報の収集及び必要に応じて現地確認する必要がある場合 現地の監視が必要な場合又は軽微な災害が発生するおそれがある場合	本市における震度が3、かつ首都圏で「震度5弱」以上を観測した場合 本市における震度が4の場合
警戒体制第1配備	災害が発生するおそれがある場合 または軽微な災害が発生した場合	本市における震度が5弱の場合
警戒体制第2配備	災害が拡大し、警戒体制第1配備では対処しきれないと思われる場合	上記地震が発生し、災害が発生した場合 または東海地震注意情報が発表された場合
非常体制第1配備	相当規模の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合	本市における震度が5強の場合 または東海地震の警戒宣言の発令及び予知情報が発表された場合
非常体制第2配備	激甚な災害が発生した場合	本市における震度が6弱以上の場合

（動員計画）

**第12条** 職員の動員計画については、部長に充てられる者が、前条の体制区分に応じ、別表第2に掲げる基準に従って、別に定めるものとする。

2 職員の動員計画は、勤務時間外に発生した災害についても職員が迅速に対応できるように、当該職員の居住地等を配慮して作成するものとする。

（連絡員の派遣要請）

**第13条** 本部長は、災害対策活動を実施する場合、川越地区消防局に対して連絡員の派遣を要請するものとする。

（応援の要請）

**第14条** 部長は、配備された職員をもっては十分に災害応急活動が実施できないと認めるときは、

本部長に対して応援を求めるものとする。

(情報の収集及び報告)

**第15条** 部長は、災害に関する情報を自ら又は関係機関等を通じて収集し、市長が別に定めるところにより、これを本部長又は市長に遅滞なく報告するものとする。

(庶務)

**第16条** 本部の庶務は、総務部防災危機管理課において処理する。

(その他)

**第17条** この要綱に定めるもののほか、災害対策活動の実施に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

**附 則**

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 川越市災害対策本部要綱（平成9年訓令第7号）は、廃止する。

**附 則**

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

## 川越市災害対策本部運営要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、川越市災害対策本部要綱（以下「要綱」という。）に基づく事務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(部の運営に必要な事項)

**第2条** 要綱第7条に定める部の運営に必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 部内各班の分掌事務を実施するに必要な諸措置
- (2) その他部長が必要と認める事項

2 前項各号に掲げる事項を定めたときは、遅滞なく市長（防災危機管理課）に報告するものとする。

(本部設置等の手続)

**第3条** 災害対策本部（以下「本部」という。）の設置及び配備体制の施行手続については、次に掲げるところによる。

(1) 監視体制の施行

防災危機管理課長は、総務部長の指示を受けて行うものとする。

(2) 警戒体制の施行及び配備区分の決定

総務部長は、副市長の指示を受けて行うものとする。

(3) 本部の設置並びに非常体制の施行及び配備区分の決定

総務部長は、これらについて副市長の指示を受けるとともに、本部員となる部長等の意見を聞いたうえ、市長の承認を得て行うものとする。ただし、緊急を要し当該部長等の意見を聞くいとまがないときは、これを省略することができる。

(4) 本部の設置場所

本部は、川越市役所本庁舎内に置き、正面玄関に「川越市災害対策本部」の標識を掲げるものとする。

(本部閉鎖等の手続)

**第4条** 本部の閉鎖及び配備体制の解除手続については、前条の規定を準用するものとする。

(本部設置及び閉鎖等の通知)

**第5条** 本部の設置及び配備体制の決定又は本部の閉鎖及び配備体制の解除が行われた場合には、総括部（本部班）は、直ちにこの旨を庁内放送するとともに次の各号に掲げる機関に対し、電話その他適宜な方法により通知するものとし広報班は、報道機関に発表するものとする。

- (1) 埼玉県災害対策本部川越支部長（川越比企地域振興センター所長）
- (2) 川越警察署長
- (3) 指定地方行政機関の長
- (4) 指定公共機関の長
- (5) 指定地方公共機関の長
- (6) その他必要と認める機関の長

(本部室の開設)

**第6条** 本部室は、本部が設置されたときに開設する。

2 本部室は、災害の規模等に応じて総務部長が定め、その入口に「川越市災害対策本部室」の標識を掲げるものとする。

(本部会議招集の連絡)

**第7条** 本部会議招集の連絡は、総括部（本部班）において電話、庁内放送等により行うものとする。

(本部連絡員)

**第8条** 本部連絡員は、必要に応じて本部員が指名するものとし、当該本部員に随伴し、その指示を受けて当該部の連絡に当たるものとする。



(動員計画の整備)

**第9条** 要綱第12条第1項に定める職員動員計画には、非常体制第2配備の場合を除き、様式第1号の職員動員名簿を整備し、各員について配備区分を付し、かつその連絡方法を明らかにしておくものとする。

2 前項の職員動員計画は、毎年6月1日現在をもって調整するものとし、調整した後、これを遅滞なく市長(職員課)に報告するものとする。

(職員の動員)

**第10条** 本部のそれぞれの配備につくための動員は、職員班が、庁内放送、電話又は使送等の最もすみやかにできる方法で、おおむね次により行うものとする。

~~配備体制決定~~—~~職員班長~~—~~部長~~—~~部内統括班長~~—~~班長~~—~~班員~~

2 部長は、本部の設置が決定され、又は本部の設置の通知を受けたときは、直ちに必要な職員を動員して、指令された配備体制を整えなければならない。

3 動員を受けた職員は、すみやかに招集地に参着し、所属班長に参着した旨を届出なければならない。病気その他やむを得ない理由により動員に応じられないときは、便宜の方法をもって上司に届出なければならない。

4 動員を完了した部長は、班別に人員及び氏名を職員班に通報し、職員班長はこれを動員記録簿に記録しなければならない。動員記録簿の様式は、職員班長が別に定める。

5 宿日直者は、消防局等の関係機関からの通報その他により、災害が発生し、又は発生のおそれのあることを知り、緊急に応急対策を実施する必要があると認めるときは、直ちに市長、副市長、総務部長及び防災危機管理課長に電話連絡し、その指示をあおぎ、必要に応じ関係部課長等に連絡するものとする。

(報告の方法)

**第11条** 要綱第15条の規定に基づく報告は、様式第2号の発生速報及び様式第3号の経過速報により行うものとし、本部が設置されていない場合は市長(防災危機管理課)に、本部が設置されている場合は本部長(本部班)に、これを報告するものとする。

2 発生速報は、その概要について被害発生直後に行うものとし、経過速報は、特に指示する場合のほかは、被害の状況の進展に伴い収集した被害について逐次行うものとする。

3 部長は、第1項に定める報告のほか応急対策が終了した後5日以内に別表に定める被害報告判定基準を参考にして様式第4号の被害状況調により、市長(防災危機管理課)に確定報告をするものとする。

(腕章等の使用)

**第12条** 本部の職員は、様式第5号に定める腕章を、本部の自動車は、様式第6号に定める標旗を使用するものとする。

**附 則**

1 この要領は、平成9年4月9日から施行する。

2 川越市災害対策本部運営要領(昭和50年告示第65号)は、廃止する。

**附 則**

1 この要領は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

## 被害報告判定基準

(1/3)

被害区分	判定基準
人的被害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することはできないが死亡したことが確実なものとする。</li> <li>2 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。</li> <li>3 「負傷者」とは、災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるものとする。また、負傷者のうち「重傷」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。</li> </ol>
住家被害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「住家」とは、現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</li> <li>2 「棟」とは、一つの独立した建物とする。</li> <li>3 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。</li> <li>4 「全壊、全焼又は流失」とは、住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。</li> <li>5 「半壊又は半焼」とは、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。</li> <li>6 「一部破損」とは、全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上、床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態とする。</li> <li>7 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものとする。</li> <li>8 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。</li> </ol>
非住家被害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「非住家」とは、住家以外の建物をいうものとする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</li> <li>2 「公共建物」とは、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。</li> <li>3 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。</li> <li>4 「非住家被害」とは、非住家に対する全壊、半壊の被害を受けたものとする。</li> </ol>
田畑被害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「流失」とは、田・畑の耕土の厚さの1割以上が流失したものとし、埋没とは、土砂等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。</li> <li>2 「冠水」とは、稲等の先端が見えなくなる程度に水につかったもので、耕地、作物に被害を受けたものとする。</li> </ol>

被害区分	判定基準
道路被害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「道路決壊」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたもので、一部が破壊し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたものとする。</li> <li>2 「道路冠水」とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたものとする。</li> </ol>
その他の被害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「文教施設被害」とは、小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校・盲学校・聾学校・養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とし、復旧工事を必要とする程度の被害を受けたものとする。</li> <li>2 「橋りょう被害」とは、道路を連結するために河川等の上に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害を受けたものとする。</li> <li>3 「河川被害」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、又は準用される河川若しくはその他の河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸で被害を受け、復旧工事を要する程度の被害を受けたものとする。</li> <li>4 「砂防被害」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって準用される天然河岸とし、これらが決壊又は埋没し、復旧工事を要する程度の被害を受けたものとする。</li> <li>5 「清掃施設被害」とは、ごみ処理及びし尿処理施設の一部が破損し、一時使用不能となった程度の被害を受けたものとする。</li> <li>6 「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、又は復旧工事を必要とする程度の被害を受けたものとする。</li> <li>7 「鉄道不通」とは、汽車・電車等の通行が不能となった程度の被害を受けたものとする。</li> <li>8 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し運行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ運行できない程度の被害を受けたものとする。</li> <li>9 「水道被害」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。</li> <li>10 「電話被害」とは、災害により通話不能になった電話回線数のうち最も多く通話不能となった時点における電話回線数とする。</li> <li>11 「電気被害」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。</li> <li>12 「ガス被害」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。</li> <li>13 「ブロック塀被害」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。</li> </ol>

(3/3)

被害区分	判定基準
り災者	<p>1 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。ただし、同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、2世帯として取り扱う。なお、寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に常時宿泊する者については、当該施設に宿泊するすべての者の集まりを1世帯として取り扱う。</p> <p>2 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。</p>
被害金額	<p>1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。</p> <p>2 「農業水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。</p> <p>3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。</p> <p>4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。</p> <p>5 「農業被害」とは、農林水産業施設以外の農業被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。</p> <p>6 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。</p> <p>7 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。</p> <p>8 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。</p> <p>9 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。</p>

(注) この報告の調査項目にないものは「備考」欄に具体的に掲載すること。

様式第 1 号 (第 9 条関係)

職員動員名簿 (第 9 条関係)

職員動員名簿 (第 9 条関係)							部長印		
災害対策本部の部名			班名		組名		課室所名		
部			班		組				
No	職名	氏名	住所	伝達方法 (電話)	監視体制	準備体制	警戒体制		非常体制
							第 1 配備	第 2 配備	第 1 配備
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

## 発 生 速 報

川 越 市

月	日	時	分	受信	発信者		受信者	
1 被害発生	自           年       月       日       時       分 至           年       月       日       時       分							
2 被害場所								
3 被害程度								
4 災害に に対する措置								
5 その他 必要事項								

（注）内容は簡単に要を得たものとする。

## 経 過 速 報

川 越 市

	月	日	時	分	受信	発信者		受信者						
災害の種別					発生地域									
被害報告	年		月		日	時		分		現在				
報告区分	発生				経過									
区 分			被 害			区 分			被 害					
人的被害	死 者		人			田畑被害	田	流失・埋没	ha	流失		埋没		
	行方不明者		人					冠 水	ha					
	負傷者	重 傷		人			畑	流失・埋没	ha	流失		埋没		
		軽 傷		人				冠 水	ha					
							道路	決 壊	箇所					
								冠 水	箇所					
住家被害	全 壊 ( 焼 ) ( 流失 )		棟			そ の 他 被 害	文教施設	箇所						
			世帯				病院	箇所						
			人				橋りょう	箇所						
	半 壊 ( 焼 )		棟				河 川	箇所						
			世帯				砂 防	箇所						
			人				清掃施設	箇所						
	一 部 破 損		棟				崖くずれ	箇所						
			世帯				鉄道不通	箇所						
			人				被害船舶	隻						
	床 上 浸 水		棟				水 道	戸						
			世帯				電 話	回線						
			人				電 気	戸						
	床 下 浸 水		棟				ガ ス	戸						
			世帯				フ`ロック塀等	箇所						
			人				り災世帯数	世帯						
	非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟			り災者数		人					
半壊(焼)			棟			火災発生	建 物	件						
その他		全壊(焼)	棟				危 険 物	件						
		半壊(焼)	棟				そ の 他	件						
(備考)														

## 被 害 状 況 調

川 越 市

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 年 月 日	至	年 月 日
報告区分	確 定		

区 分		被 害		区 分		被 害					
人的被害	死 者	人		田畑被害	田	流失・埋没 ha	流失		埋没		
	行方不明者	人				冠 水 ha					
	負傷者	重 傷	人			畑	流失・埋没 ha	流失		埋没	
		軽 傷	人				冠 水 ha				
住家被害	全 壊 (焼) (流 失)	棟		道路被害	決 壊	箇所					
		世帯			冠 水	箇所					
		人			そ の 他 被 害	文教施設	箇所				
	半 壊 (焼)	棟		病 院		箇所					
		世帯		橋りょう		箇所					
		人		河 川		箇所					
	一 部 破 損	棟		砂 防		箇所					
		世帯		清掃施設		箇所					
		人		崖くずれ		箇所					
	床 上 浸 水	棟		鉄道不通		箇所					
		世帯		被害船舶		隻					
		人		水 道		戸					
床 下 浸 水	棟		電 話	回線							
	世帯		電 気	戸							
	人		ガ ス	戸							
非住家被害	公共 建物	全壊(焼)	棟		ブロック塀等	箇所					
		半壊(焼)	棟		り災世帯数	世帯					
	そ の 他	全壊(焼)	棟		り災者数	人					
		半壊(焼)	棟		火 災 発 生	建 物					
						危 険 物	件				
そ の 他	件										

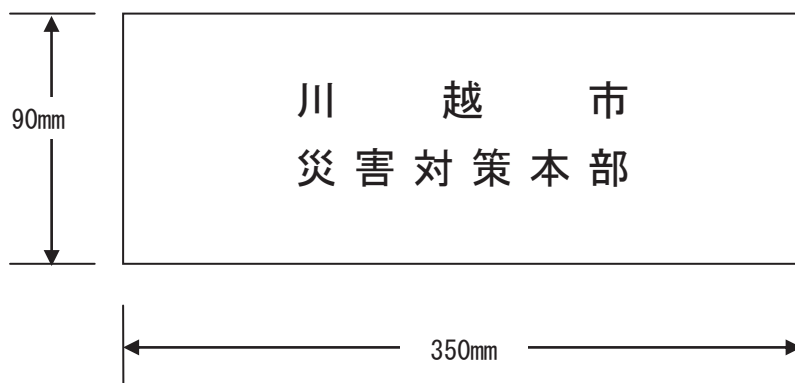


区 分		被 害	
公立文教施設	千円		
農林水産業施設	千円		
公共土木施設	千円		
その他の公共施設	千円		
小 計	千円		
そ の 他	農産被害	千円	
	林産被害	千円	
	畜産被害	千円	
	水産被害	千円	
	商工被害	千円	
	その他	千円	
被害総額	千円		

- 1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- 4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- 5 「農業被害」とは、農林水産業施設以外の農業被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。
- 6 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- 7 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- 8 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
- 9 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

様式第5号（第12条関係）

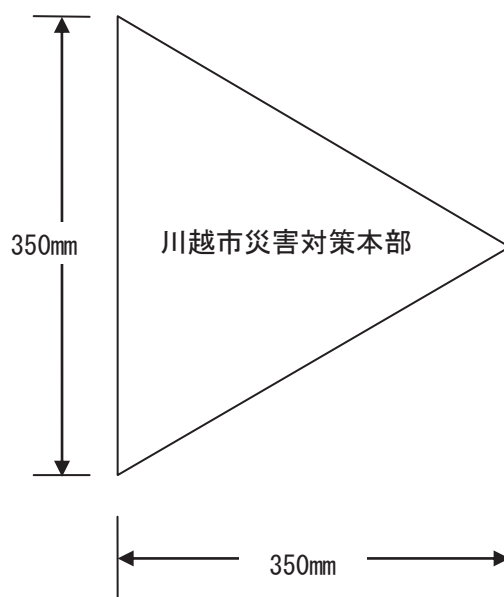
腕章



（黄色に赤文字とする。）

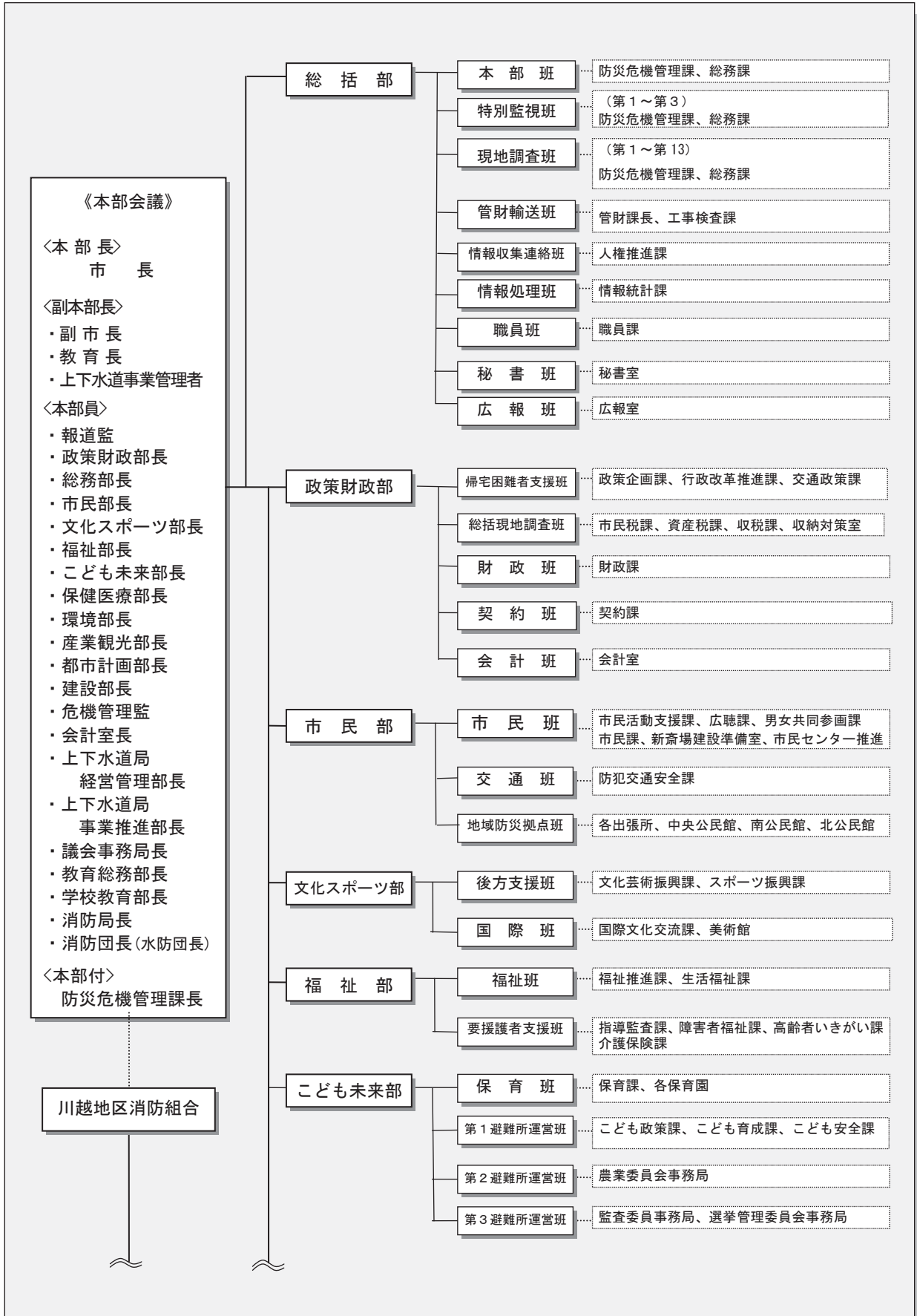
様式第6号（第12条関係）

標旗

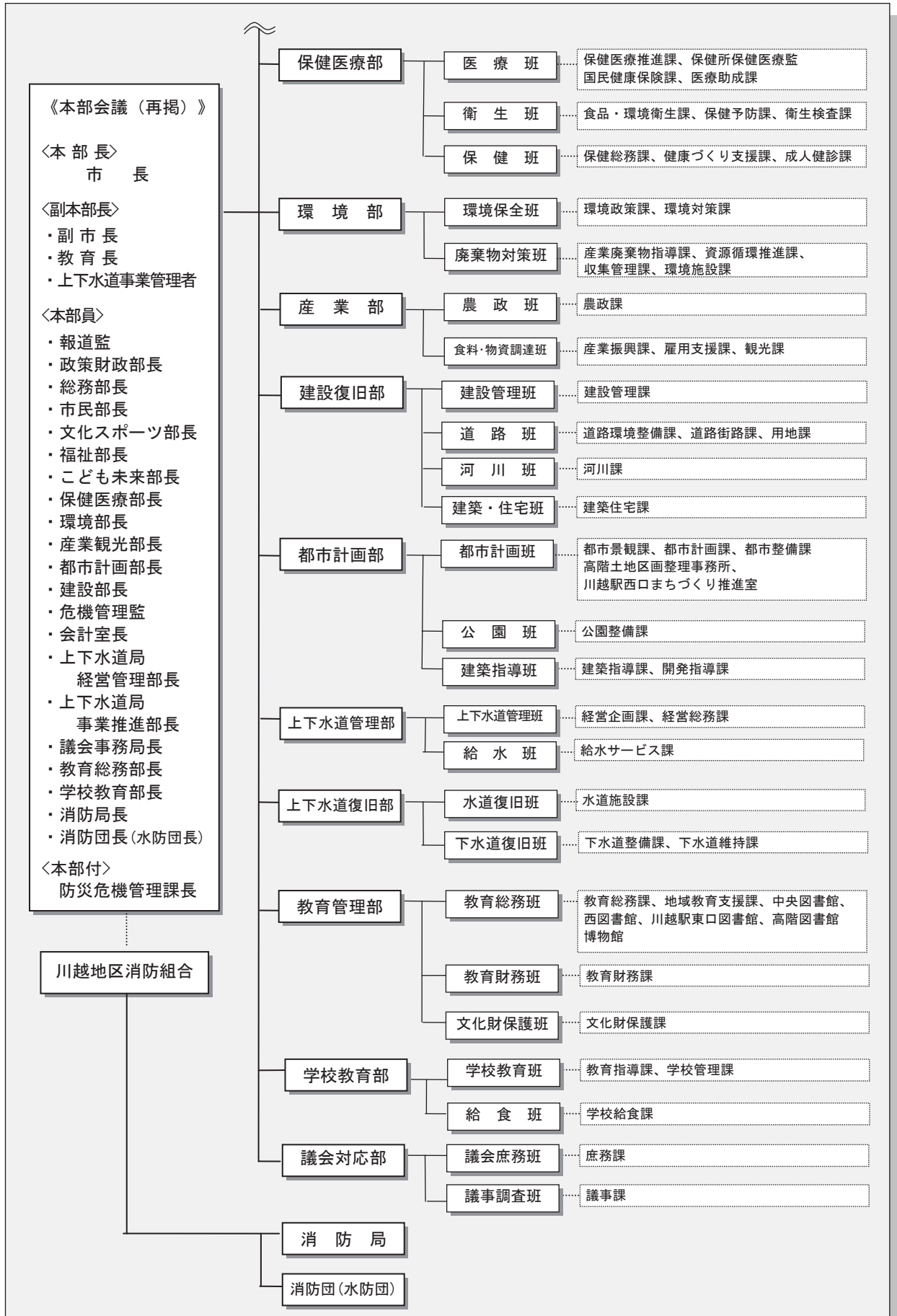


（黄色に赤文字とする。）

■ 災害対策本部の組織編成（その1）



■災害対策本部の組織編成（その2）



■ 応急対策の流れ

発災初期		救援期
地震発生から 24 時間	地震発生から 2～3 日目位	地震発生から 4 日目～1 週間位
<p>発災から数時間は、職員の動員、地震情報及びおよその被害状況等の情報収集活動と消火活動、救助活動、避難活動等の被害の軽減措置が中心となる。</p> <p>その後、災害対策本部の設置により、災害対策の方針が決定され、組織的なより詳細な情報収集活動が行われ、人命救助活動を最優先とした、避難所の開設、給水活動等の一部の応急活動が展開される。</p>	<p>避難所を中心とした給水、食料、物資の供給等の避難者への対応と各施設の応急復旧対策の実施等、本格的に応急活動が展開される。</p>	<p>引き続き、応急活動が展開され、交替要員の確保等、継続的に活動を行うための対策が必要となる。</p> <p>さらに、市民からの各種相談、要望等が寄せられ、市民への支援活動がより必要となる時期である。</p>

『 → 資料 2.16 「時系列からみた応急対策の流れ」 参照 』

『 → 資料 2.17 「現地調査班担当地区一覧（震災対策）」 参照 』

』

■総括部（その1）【部長：総務部長】

班名	班長名	分掌事務	発災初期	救援・復旧期
本部班	○防災危機管理課長 総務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の設置及び閉鎖に関する事。</li> <li>2 本部の事務局に関する事。</li> <li>3 本部会議に関する事。</li> <li>4 災害応急対策の総括に関する事。</li> <li>5 各部各班との連絡調整に関する事。</li> <li>6 地震情報及び気象情報の収集及び伝達に関する事。</li> <li>7 自衛隊への災害派遣要請に関する事。</li> <li>8 国及び埼玉県への応援要請に関する事。</li> <li>9 他の地方公共団体及び関係機関への応援要請に関する事。</li> <li>10 災害救助法の適用基準に関する事。</li> <li>11 被害状況の分析及び報告に関する事。</li> <li>12 備蓄品の管理、救助物資の調達及び輸送の総括に関する事。</li> <li>13 防災行政無線の運用及び統制に関する事。</li> <li>14 情報通信装置の維持管理及び応急復旧に関する事。</li> <li>15 部内出動職員の把握及び報告に関する事。</li> <li>16 部内職員の配置調整及び部内各班との連絡調整に関する事。</li> </ol>	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
第1～第3 特別監視班	○防災危機管理課長 総務課長	<p>【共通】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 担当地区の巡回に関する事。</li> <li>2 現地調査班の担当地区以外の被災地の応急対策、被害状況の調査及び報告に関する事。</li> <li>3 現地調査班の応援に関する事。</li> </ol> <p>【水害】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 担当地区内の現地及び河川の状況の監視、情報の収集並びに報告に関する事。</li> </ol>	● ● ● ●	● ● ● ●
第1～第13 現地調査班	○防災危機管理課長 総務課長	<p>【共通】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 担当地区の警戒及び応急対策に関する事。</li> <li>2 担当地区内の被害状況の調査及び報告に関する事。</li> <li>3 被災者及び被災住宅の被害状況の調査に関する事。</li> <li>4 住民の避難誘導に関する事。</li> <li>5 市民部及び避難所運営班との連携に関する事。</li> <li>6 行方不明者の捜索に関する事。</li> </ol> <p>【水害】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>7 排水ポンプの設置及び運転に関する事。</li> <li>8 土のう等応急資機材の運搬及び設置に関する事。</li> </ol>	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
管財輸送班	○管財課長 工事検査課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本庁舎等、市有財産の管理及び被害状況調査の統括に関する事。</li> <li>2 応急措置のための土地の収用、借上げ等に関する事。</li> <li>3 土地開発公社の保有地の応急利用に関する事。</li> <li>4 応急仮設住宅建設用地の選定に関する事。</li> <li>5 公用車の需要の把握及び管理に関する事。</li> <li>6 車両の借上調達及び配車に関する事。</li> <li>7 輸送業者との連絡調整に関する事。</li> <li>8 食料、物資等の輸送に関する事。</li> </ol>	● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ●

情報収集 連絡班	人権推進課長	1 市民、出勤職員、関係機関等からの災害情報の収集及び担当班への伝達に関する事。 2 本部長の指示及び災害関連情報の各部への伝達に関する事。 3 各部からの被害状況等の情報収集及び集約に関する事。 4 被害状況報告の作成に関する事。 5 市民、出勤職員、防災関係機関等からの電話による災害情報の担当班への取り次ぎに関する事。 6 災害時優先電話に関する事。 7 被災者に関する情報の整理に関する事。	●	●
情報処理班	情報統計課長	1 電子計算機器の被害状況の把握及び復旧に関する事。 2 インターネットによる災害情報の発信に関する事。	●	●

注) ○印の課長を班長とする。複数の課室で構成する班は、班長以外の所属長を副班長とする。単独の課室で構成する班は、所属長の直近下位の者を副班長とする。(以下の表についても同様とする。)

■総括部（その2）【部長：総務部長】

班名	班長名	分掌事務	発災初期	救援・復旧期
職員班	職員課長	1 職員の動員に関する事。 2 職員の参集・配置状況の把握及び調整の総括に関する事。 3 動員体制の変更及び災害関連情報の庁内放送に関する事。 4 職員の被災状況の把握及び安否に関する事。 5 他の地方公共団体等からの応援職員受入れの総括に関する事。 6 職員の給食、労務管理及び安全衛生に関する事。 7 職員の給与に関する事。 8 職員の公務災害に関する事。	● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ●
秘書班	秘書室長	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 災害の視察及び見舞に関する事。	● ●	● ●
広報班	広報室長	1 報道機関に対する情報提供、協力要請その他の連絡に関する事。 2 災害情報、避難命令等市民に対する広報に関する事。 3 災害記録写真の撮影、編集及び保存に関する事。	● ● ●	● ● ●

■政策財政部【部長：政策財政部長】

班名	班長名	分掌事務	発災初期	救援・復旧期
帰宅困難者支援班	○政策企画課長 行政改革推進課長 交通政策課長	1 部内出勤職員の把握及び報告に関する事。 2 部内職員の配置の調整及び部内各班との連絡調整に関する事。 3 流入帰宅困難者及び駅周辺滞留者への情報提供等の支援対策に関する事。	● ● ●	● ● ●
総括現地調査班	○市民税課長 資産税課長 収税課長 収納対策室長	1 被災者、被災家屋の被害状況の調査及び集約に関する事。 2 リ災台帳の作成に関する事。 3 市税の徴収猶予、減免等に関する事。 4 各現地調査班の被害状況の調査結果の集約及び報告に関する事。 5 各現地調査班の応援に関する事。	● ● ●	● ● ● ●
財政班	財政課長	1 災害予算の編成及び資金調達に関する事。 2 災害予算の執行及び管理に関する事。 3 部内他班の応援に関する事。	●	● ●
契約班	契約課長	1 災害復旧及び復興に関する工事の契約に関する事。 2 災害対策活動に要する資機材、物資等の調達に関する契約及び諸請負の契約に関する事。	●	● ●
会計班	会計室長	1 災害経費の出納に関する事。 2 部内他班の応援に関する事。	● ●	● ●



■市民部【部長：市民部長】

班名	班長名	分掌事務	発災初期	救援・復旧期
市民班	○市民活動支援課長 広聴課長 男女共同参画課長 市民課長 新斎場建設準備室長 市民センター推進室長	1 自治会との連絡調整に関する事 2 部内出動職員の把握及び報告に関する事 3 部内職員の配置の調整及び部内各班との連絡調整に関する事 4 災害時の広聴に関する事 5 被災者からの各種相談に対する窓口の設置及び関係機関等との連絡調整に関する事 6 安否情報の提供に関する事 7 被災者（遺体を含む）の身元確認及び各種証明書（り災証明書を除く）の発行に関する事 8 遺体収容所の設置及び仮安置に関する事（遺体の搬送、仮安置に必要な物品等の調達を含む） 9 遺体の引き取り及び埋火葬に関する事 10 他の斎場との連絡調整に関する事 11 地域防災拠点班への応援に関する事	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
交通班	防犯・交通安全課長	1 道路交通、鉄道及び路線バスの運行状況の把握に関する事 2 交通対策等に伴う警察署及び建設復旧部との連携に関する事 3 緊急輸送道路の選定に関する事	● ● ●	● ● ●
地域防災拠点班	○出張所長 中央公民館長 南公民館長 北公民館長	1 担当地区内の災害応急対策の総括に関する事 2 担当地区内の被害状況の調査及び報告に関する事 3 被災者の一時収容に関する事 4 応急資機材の調達及び借上げに関する本部、関係機関及び担当地区内の避難所との連絡調整に関する事	● ● ● ●	● ● ● ●

■文化スポーツ部【部長：文化スポーツ部長】

班名	班長名	分掌事務	発災初期	救援・復旧期
後方支援班	○文化芸術振興課長 スポーツ振興課長	1 部内出動職員の把握及び報告に関する事 2 部内職員の配置の調整及び部内各班との連絡調整に関する事 3 応援物資及び物資集積所の管理に関する事 4 応援部隊の宿営所の確保及び管理に関する事	● ●	● ● ● ●
国際班	○国際文化交流課長 美術館長	1 外国籍市民の安否確認に関する事 2 被災外国籍市民に対する情報提供及び相談に関する事 3 外国及び姉妹・友好都市からの災害援助等の対応に関する事	● ● ●	● ● ●

■福祉部【部長：福祉部長】

班名	班長名	分掌事務	発災初期	救援・復旧期
福祉班	○福祉推進課長 生活福祉課長	1 災害ボランティアセンターの設置・運営に関する市社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 2 ボランティアの派遣要請の統括に関する事。 3 部内出動職員の把握及び報告に関する事。 4 部内職員の配置の調整及び部内各班との連絡調整に関する事。 5 災害見舞品及び義援金の受入れ及び配給に関する事。 6 り災証明（火災に係るものは除く）の発行に関する事。 7 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する事。 8 災害救助法の適用に係る事務処理及び取りまとめに関する事。 9 日本赤十字社等との連絡調整に関する事。 10 被災者生活再建支援法の事務処理及び取りまとめに関する事。 11 身元不明者の遺体の埋火葬に関する事。	● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
要援護者支援班	○指導監査課長 障害者福祉課長 高齢者いきがい課長 介護保険課長	1 社会福祉施設の被害状況の調査及び応急措置に関する事。 2 所管施設の被害状況の調査及び応急措置に関する事。 3 社会福祉施設及び避難所等との連絡調整に関する事。 4 災害時要援護者支援に関する事。 5 災害時要援護者支援に係る自主防災組織、自治会との連絡調整に関する事。	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●

■子ども未来部【部長：子ども未来部長】

班名	班長名	分掌事務	発災初期	救援・復旧期
保育班	○保育課長 各保育園長	1 部内出勤職員の把握及び報告に関する事 2 部内職員の配置の調整及び部内各班との連絡調整に関する事 3 保育園の被害状況調査及び応急措置に関する事 4 園児の安否確認に関する事 5 応急保育に関する事 6 民間保育所との連絡調整に関する事	● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ●
第1避難所運営班	○子ども政策課長 子ども育成課長 子ども安全課長	1 避難所の開設、運営及び管理に関する事 2 避難所における被災者の収容、保護及び把握に関する事 3 避難所における炊き出しの実施に関する事	● ● ●	● ● ●
第2避難所運営班	農業委員会事務局長	4 避難所の管理運営及び避難者支援に係る各部との連絡調整に関する事	●	●
第3避難所運営班	○監査委員事務局長 選挙管理委員会事務局長	5 各避難所運営班における情報交換及び連携に関する事	●	●

注) 第1～第3避難所運営班に関しては地域分担を特定せず、避難所の開設状況に応じて適切に配置していく計画である。

■保健医療部【部長：保健医療部長】

班名	班長名	分掌事務	発災初期	救援・復旧期
医療班	◎保健所長 ※保健所長は、医療班及び衛生班を統括する。 ○保健医療推進課長 保健所保健医療監 国民健康保険課長 医療助成課長	1 要医療及び要助産救護者の把握に関する事 2 医療及び助産に関する医師会、医療機関等関係機関との連絡調整に関する事 3 医薬品及び衛生資機材の調達に関する事 4 負傷者の医療救護に関する事 5 医療・助産に関する情報収集及び提供に関する事 6 医療機関の被害状況の調査に関する事 7 医療救護班の派遣要請並びに医療救護所の設置及び運営に関する事 8 遺体の検案、洗浄及び消毒の事務手続きに関する事 9 避難所との連絡調整に関する事 10 部内出勤職員の把握及び報告に関する事 11 部内職員の配置の調整及び部内各班との連絡調整に関する事	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
衛生班	◎保健所長 ※保健所長は、医療班及び衛生班を統括する。 ○食品・環境衛生課長 保健予防課長 衛生検査課長	1 感染症予防対策その他保健衛生対策に関する事 2 救護食品の監視指導及び試験検査に関する事 3 被災地等の消毒及び防疫活動に関する事 4 飲料水の検査に関する事 5 炊き出し、給食施設の管理指導に関する事 6 患者給食に対する指導に関する事 7 その他食品に起因する被害発生の防止に関する事 8 被災地における動物の保護・管理に関する事	● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ●
保健班	○保健総務課長 健康づくり支援課長 成人健診課長	1 被災者の心身ケアに関する事 2 被災者からの保健医療等の相談、照会に関する事 3 避難所等における被災者の健康管理、栄養補給及び保健指導等に関する事	● ● ●	● ● ●

■環境部【部長：環境部長】

班名	班長名	分掌事務	発災初期	救援・復旧期
環境保全班	○環境政策課長 環境対策課長	1 有害物質等による汚染状況の調査及び報告に関する事 2 有害物質等取扱施設の被害情報の収集及び指導に関する事 3 災害による大気汚染対策及び水質汚濁対策に関する事 4 部内他班の応援に関する事 5 部内出勤職員の把握及び報告に関する事 6 部内職員の配置の調整及び部内各班との連絡調整に関する事	● ●  ● ● ●	● ● ● ● ● ●
廃棄物対策班	○産業廃棄物 指導課長 資源循環推進課長 収集管理課長 環境施設課長	1 所管施設の被害状況の調査及び応急措置に関する事 2 災害廃棄物の収集、運搬及び処分に関する計画及び実施に関する事 3 災害廃棄物の一時集積場所の確保に関する事 4 被災地のごみの収集、運搬及び処分に関する事 5 被災地のし尿の収集、運搬及び処分に関する事 6 応急仮設トイレの確保及び設置に関する事 7 避難所との連絡調整に関する事	● ●    ● ●	● ● ● ● ● ● ●

■産業部【部長：産業観光部長】

班名	班長名	分掌事務	発災初期	救援・復旧期
農政班	農政課長	1 農産物、農業用施設等の被害状況の調査に関する事 2 農業被害に対する支援措置及び相談に関する事 3 部内出勤職員の把握及び報告に関する事 4 部内職員の配置の調整及び部内各班との連絡調整に関する事 5 食料・物資調達班の応援に関する事	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
食料・物資調達班	○産業振興課長 雇用支援課長 観光課長	1 食料の需要把握及び調達に関する事 2 衣類、寝具等、生活必需品の需要把握及び調達に関する事 3 商工業の被害状況の調査に関する事 4 川越商工会議所その他関係組合等との連絡調整に関する事 5 中小企業に対する金融措置及び相談に関する事 6 食料その他災害救助物資に係る援助の受入れと配分に関する事 7 避難所運営班及び給食班との連絡調整に関する事	● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ●

■建設復旧部【部長：建設部長】

班 名	班 長 名	分 掌 事 務	発災 初期	救援・ 復旧期
建設管理班	建設管理課長	1 部内所管施設の被害状況の調査結果の集約及び報告に関する事 2 部内他班の応援に関する事。 3 部内出勤職員の把握及び報告に関する事。 4 部内職員の配置の調整及び部内各班との連絡調整に関する事。	● ● ● ●	● ● ● ●
道 路 班	○道路環境整備課長 道路街路課長 用地課長	1 道路、堤防、橋りょう等の被害状況の調査並びに危険防除及び 2 応急資機材、土のう等の調達及び運搬に関する事。 3 緊急輸送における輸送道路の確保に関する事。 4 市道の復旧計画及び復旧工事に関する事。 5 道路及び公共用水域並びにその周辺の水害対策に関する事。 6 土木関係業者との連絡調整に関する事。	● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ●
河 川 班	河川課長	【共通】 1 河川、水路、都市下水路及び所管施設・設備の被害状況の調査 2 河川の巡視及び水位の把握並びに河川情報の提供に関する事。 3 排水機の運転に関する事。 4 樋門等の操作の指示に関する事。 5 公共用水域及びその周辺の水害対策に関する事。	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
水位観測班	河川課長	【水害】 1 水位の観測に関する事。	●	●
建設・住宅班	建築住宅課長	1 応急仮設住宅の建設に関する事。 2 市公共施設の応急危険度判定に関する事。 3 市公共施設の応急復旧工事の総括に関する事。 4 建築関係業者との連絡調整に関する事。 5 市営住宅の被害状況の調査及び復旧に関する事。 6 市営住宅の緊急入居に関する事。 7 応急仮設住宅の管理及び運営に関する事。 8 応急仮設住宅の入居計画及び入居手続に関する事。 9 被災者の住宅相談に関する事。 10 被災者への住宅のあっせんに関する事。	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

■都市計画部【部長：都市計画部長】

班名	班長名	分掌事務	発災初期	救援・復旧期
都市計画班	○都市景観課長 都市計画課長 都市整備課長 高階土地区画 整理事務所長 川越駅西口 まちづくり 推進室長	【共通】 1 建設復旧部の応援に関する事。 2 被災地域の復興に関する助言及び指導に関する事。 3 都市復興計画に関する事。 4 部内出動職員の把握及び報告に関する事。 5 部内職員の配置の調整及び部内各班との連絡調整に関する事。 6 重要伝統的建造物群保存地区内の建造物及び防災施設に係る被害状況の調査に関する事。 7 都市景観重要建築物等に係る被害状況の調査に関する事。 【水害】 8 高階土地区画整理事務所における災害応急対応に関する事。	●  ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ●
公園班	公園整備課長	1 公園施設の被害状況の調査及び応急措置に関する事。 2 公園施設の応急利用に関する事。 3 公園施設内の避難者の把握及び報告に関する事。	● ● ●	● ● ●
建築指導班	○建築指導課長 開発指導課長	1 被災住宅の応急補強対策及び安全対策の相談に関する事。 2 被災住宅の応急修理に関する事。 3 民間建築物の応急危険度判定に関する事。 4 被災宅地危険度判定に関する事。 5 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の確保に伴う埼玉県への要請に関する事。 6 現地調査班が実施する家屋の被災調査の支援に関する事。	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●

■上下水道管理部【部長：経営管理部長】

班名	班長名	分掌事務	発災初期	救援・復旧期
上下水道管理班	○経営企画課長 経営総務課長	1 上下水道施設の被害状況の調査結果の集約及び報告に関する事。 2 関係機関及び業者への応援要請及び受入れに関する事。 3 上下水道に係る災害対策活動に要する資機材、物資等の調達及び諸請負の契約に関する事。 4 上下水道局庁舎の管理全般に関する事。 5 上下水道に係る災害広報の総括及び広報班との連絡調整に関する事。 6 上下水道局内出動職員の把握及び報告に関する事。 7 上下水道局内職員の配置の調整及び部内各班との連絡調整に関する事。	● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ●
給水班	給水サービス課長	1 応急給水（給水車、給水タンク、災害用給水井戸等）に関する事。 2 飲料水の需用把握に関する事。 3 給水車の確保に関する事。	● ● ●	● ● ●

■上下水道復旧部【部長：事業推進部長】

班名	班長名	分掌事務	発災初期	救援・復旧期
水道復旧班	○給水サービス課長 水道施設課長	1 上水道施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する事。 2 配水池等の保有水量の確保に関する事。 3 上水道施設の復旧計画の作成及び復旧工事に関する事。 4 上水道施設の応急復旧資機材の確保に関する事。 5 受水場・浄水場の水源の確保及び管理に関する事。 6 受水場・浄水場の水源の水質管理及び検査に関する事。 7 応急給水の応援に関する事。	● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ●

下水道 復旧班	○下水道整備課長 下水道維持課長	1 下水道施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する事	●	●
		2 下水道施設の復旧計画の作成及び復旧工事に関する事	●	●
		3 下水道施設の応急復旧資機材の確保に関する事	●	●

■教育総務部【部長：教育総務部長】

班名	班長名	分掌事務	発災初期	救援・復旧期
教育総務班	○教育総務課長 地域教育支援課長 中央図書館長 西図書館長 川越駅東口図書館長 高階図書館長 博物館長	1 教育関係施設の被害状況の調査結果の集約及び報告に関する事。 2 教育委員との連絡調整に関する事。 3 部内出動職員の把握及び報告に関する事。 4 部内職員の配置の調整及び部内各班との連絡調整に関する事。 5 社会教育施設の被害状況調査及び応急措置に関する事。 6 公民館等施設への被災者の収容に関する事。 7 関係機関、団体との連絡調整に関する事。	● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ●
教育財務班	教育財務課長	1 市立学校施設の被害状況の調査及び応急措置に関する事。 2 リ災した児童及び生徒の災害見舞金品に関する事。 3 避難所としての学校施設の開放に関する事。 4 応急教育実施場所の確保に関する事。 5 学校施設の復旧計画の作成及び復旧工事に関する事。	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
文化財 保護班	文化財保護課長	1 文化財の被害状況の調査に関する事。 2 文化財の保護に関する事。 3 部内他班の応援に関する事。	● ● ●	● ● ●

■学校教育部【部長：学校教育部長】

班名	班長名	分掌事務	発災初期	救援・復旧期
学校教育班	○教育指導課長 学校管理課長 教育センター所長	1 児童生徒の安全確保及び避難に関する事。 2 通学路の被害状況の把握及び登下校時の安全確保に関する事。 3 リ災した児童生徒の把握及び心身のケアに関する事。 4 教材、学用品等の調達及び配給に関する事。 5 応急教育の実施及び指導方法に関する事。 6 教職員の被災状況の把握に関する事。 7 教育実施者の確保に関する事。 8 県教育委員会等関係機関との連絡調整に関する事。 9 教職員との連携に関する事。 10 避難所の開設及び運営に係る協力に関する事。 11 避難所運営班との連絡調整に関する事。 12 部内出動職員の把握及び報告に関する事。 13 部内職員の配置の調整及び部内各班との連絡調整に関する事。	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
給食班	学校給食課長	1 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する事。 2 学校給食の再開に関する事。 3 被災者への応急給食及び炊き出しの実施に関する事。 4 食料・物資調達班との連絡調整に関する事。	● ● ● ●	● ● ● ●

■議会対応部【部長：議会事務局長】

班名	班長名	分掌事務	発災初期	救援・復旧期
議会庶務班	庶務課長	1 部内出動職員の把握及び報告に関する事。	●	●

		2 部内職員の配置の調整及び部内各班との連絡調整に関する こと。 3 各部との連絡調整に関すること。 4 市議会議員との連絡調整に関すること。 5 被害状況及び災害対策活動に関する市議会議員への報告に 関すること。	●	●
議事調査班	議事課長	1 災害時の市議会開催に関すること。 2 庶務班の応援に関すること。	●	●



#### (4) 消防組合の分掌事務

川越地区消防組合の所掌する事務分担は、次のとおりである。

##### ■警防本部【部長：警防本部長（消防局長） 副本部長：次長】

班 名	班 長 名	分 掌 事 務
警 防 班	警防課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警防本部の設置に関する事。</li> <li>2 警防本部の総合調整に関する事。</li> <li>3 警防対策に関する事。</li> <li>4 消防活動用資器材の調達に関する事。</li> <li>5 応援協定等に基づく消防部隊の応援要請に関する事。</li> <li>6 応援消防部隊の運用等に関する事。</li> <li>7 避難勧告の決定に関する事。</li> <li>8 警防行動の記録に関する事。</li> </ol>
救 急 班	救急課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救急対策に関する事。</li> <li>2 医療機関との連絡調整に関する事。</li> <li>3 救急活動用資器材の確保に関する事。</li> <li>4 応急救護所の運用に関する事。</li> <li>5 負傷者等の収容状況の把握に関する事。</li> </ol>
総 務 班	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 理事者、議会、国、埼玉県等との連絡調整に関する事。</li> <li>2 災害対策本部との連絡調整に関する事。</li> <li>3 燃料、食料その他の必要物資の確保及び配分に関する事。</li> <li>4 庁舎等施設の保全に関する事。</li> <li>5 職員の動員及び参集状況の把握に関する事。</li> <li>6 消防団の事務に関する事。</li> </ol>
予 防 班	予防課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集及び集計に関する事。</li> <li>2 災害現場、報道機関等に対する広報に関する事。</li> <li>3 避難誘導に関する事。</li> <li>4 災害の予防措置に関する事。</li> <li>5 災害状況の調査及び分析に関する事。</li> <li>6 危険物施設等の災害予防措置に関する事。</li> </ol>
指揮統制班	指揮統制課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警防本部からの命令の伝達に関する事。</li> <li>2 消防部隊の指揮統括に関する事。</li> <li>3 災害情報の収集、記録及び連絡に関する事。</li> <li>4 関係機関への連絡に関する事。</li> <li>5 通信機能の掌握及び通信体制の確立に関する事。</li> <li>6 消防通信の統制及び運用に関する事。</li> <li>7 気象情報の収集及び伝達に関する事。</li> <li>8 災害現場等との通信及び記録に関する事。</li> <li>9 原因調査に関する事。</li> </ol>

■署隊本部【部長：署隊本部長（消防署長）、副本部長：副署長】

班 名	班 長 名	分 掌 事 務
署統括班	消防課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 署隊本部の総合調整に関する事。</li> <li>2 署隊本部からの命令伝達に関する事。</li> <li>3 災害情報の収集、整理及び連絡に関する事。</li> <li>4 消防活動状況の把握に関する事。</li> <li>5 職員の動員及び参集状況の把握に関する事。</li> <li>6 活動用資器材の確保に関する事。</li> <li>7 燃料、食料その他の必要物資の確保及び配分に関する事。</li> <li>8 庁舎等施設の保全に関する事。</li> </ol>
消 防 班	警備課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防部隊の運用及び指揮統制に関する事。</li> <li>2 消防活動の実施に関する事。</li> <li>3 災害の情報収集及び状況調査に関する事。</li> <li>4 庁舎等施設の保全に関する事。</li> <li>5 応急救護所の開設及び運用に関する事。</li> </ol>
消防班（分署）	分署長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防活動の実施に関する事。</li> <li>2 災害の情報収集及び状況調査に関する事。</li> <li>3 庁舎等施設の保全に関する事。</li> <li>4 応急救護所の開設及び運用に関する事。</li> </ol>

■消防団【川越市消防団】

班 名	班 長 名	分 掌 事 務
非常備 消(水)防班	各消(水)防分団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火災防ぎょ活動、水防活動、救急活動及び救助活動に関する事。</li> <li>2 災害の情報収集、状況調査に関する事。</li> </ol>

【資料 1.36】 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成 18 年 内閣府）」

災害に係る住家の被害認定基準運用指針  
（平成 18 年 内閣府）

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（以下「運用指針」という。）は、建築等に関する専門的知識がなくとも、災害により被害を受けた住家の被害想定を、災害の被害認定基準に基づき迅速かつ的確に実施できるよう具体的な調査方法や判定方法を示したものである。

災害発生時には、災害の被害認定基準に基づいた被害調査をもとに市町村が発行する「り災証明」が、被災者に対する義援金の支給、災害救助法による応急修理あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給の判断材料となるなど各種被災者支援策と密接に関連しており、被災認定業務が円滑かつ的確に実施される必要がある。

本書は、「運用指針」において損傷の程度を判断する損傷の例示が主として文章表現により解説していたものを、より具体的なイメージを持つことが可能となるよう、一部の損傷の例示について写真等図解を用いて紹介したものである。

平成 14 年の本書の発行以後、平成 16 年を中心に数多くの災害が発生し、また、被災者生活支援法においては大規模半壊の基準が設けられており、被災認定業務がより円滑かつ的確に実施されるよう、この度、本書を改訂することとした。本書の改訂に際しては、可能な限り近年発生した災害の被害写真を用いることとし、また、調査の全体フローがイメージできるような工夫などを施している。

内閣府 政策統括官（防災担当）付  
参事官（災害復旧・復興担当）

「災害に係る被害認定基準運用指針」の詳細については、下記ホームページに掲載している。

URL <http://www.bousai.go.jp/>

なお、「災害に係る住家の被害認定」の概要を次頁以下に示す。

## 災害に係る住家の被害認定の概要

### 1. 被害認定基準

被害認定は、「災害の被害認定基準」等に基づき、市町村が実施し、下表の①又は②のいずれかによって判定を行う。

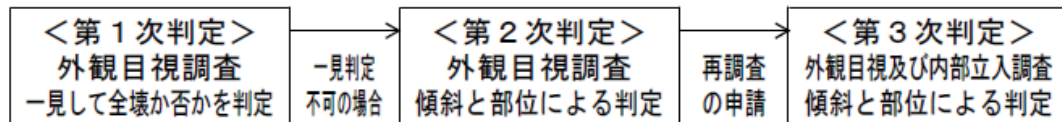
#### ■住家の被害認定基準

	全壊	半壊	
		大規模半壊	その他
① 損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流出した部分の床面積の延べ面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
② 損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

### 2. 具体的判定方法（②損害基準判定（経済的被害）で判定する場合）

具体的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る被害認定基準運用指針」により判定する。

#### （1）地震等による場合の判定方法

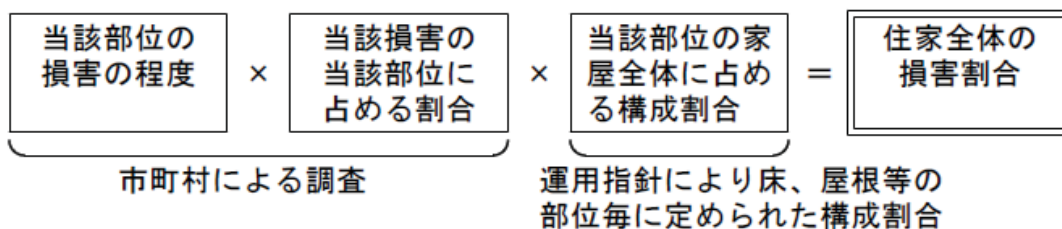


#### （2）浸水による場合の判定方法



#### （3）住家全体の損害割合の算定方法

部位毎に損害割合を算出し、住家全体の損害割合を求める。



(4) 各部位毎の構成割合（木造・プレハブの場合）

	地震等による被害 (第2次判定)		地震等による被害 (第3次判定)		浸水による被害 (第2次判定)	
	部位	割合	部位	割合	部位	割合
木造・プレハブ	屋根	10%	屋根	10%	屋根	10%
	柱(または耐力壁)	30%	柱(または耐力壁)	20%	床(階段含む)	10%
	壁(外壁)	50%	床(階段含む)	10%	外壁	15%
			外壁	15%	内壁	15%
			天井	5%	天井	5%
		建具	10%	建具	10%	
		基礎	10%	基礎	10%	
		設備	5%	設備	5%	

(5) 損傷の例示

①木造・プレハブにおける地震等による被害の場合の基準（抜粋）

部 位	損傷の例示	損傷程度
屋 根	棟瓦（がんぶり瓦、のし瓦）の一部がずれ、破損が生じている。	10%
	棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の破損は少ない 一部のスレートにひび割れが生じている	25%
	棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。 棟瓦以外の瓦もずれが著しい	50%
	屋根に若干の不陸が見られる 小屋根の一部に破損が見られる 瓦がほぼ全面的にずれ、破損または落下している スレートのひび割れ、ずれが著しい 金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷が見られる屋上仕 上面に破断や不陸が生じている	75%
	屋根に著しい不陸が見られる 小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている 屋根仕上面全面にわたって大きな不陸、亀裂、剥落が見られる	100%

②木造・プレハブにおける浸水による被害の場合（抜粋）

部 位	損傷の例示	損傷程度
屋 根	浸水により屋根葺材等に浮きが見られる	25%
	浸水により屋根断熱材・屋根防水材の機能損失が見られる 浸水によりスレート等屋根葺材の損傷又は脱落が見られる 浸水により下地材の損傷が見られる	50%

## 川越市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 10 月 15 日

条例第 31 号

(目的)

**第 1 条** この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉の増進及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、川越市内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

**第 3 条** 市は、市民が令第 1 条に規定する災害(以下第 5 条、第 6 条、第 9 条及び第 10 条において「災害」という。)により死亡したときは、その遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

**第 4 条** 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げる順序とする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ① 配偶者
- ② 子
- ③ 父母
- ④ 孫
- ⑤ 祖父母

2 前項の場合において父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前 2 項の規定により難しいときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

**第 5 条** 災害により死亡した者一人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死

亡に係る災害に関し既に第9条及び第10条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

**第6条** 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

**第7条** 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続)

**第8条** 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

**第9条** 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

**第10条** 障害者一人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

**第11条** 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

**第12条** 市は、令第3条に規定する災害(以下第13条において「災害」という。)により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について、法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

**第13条** 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ① 家財の損害(家財の価額のおおむね三分の一以上の損害をいう。以下同じ。)及び住居の損害がない場合 150万円
- ② 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
- ③ 住居が半壊した場合 270万円
- ④ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ① 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
- ② 住居が半壊した場合 170万円
- ③ 住居が全壊した場合(二の場合を除く。) 250万円
- ④ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

(3) 第1号の③又は前号の②若しくは③において、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」とする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項かつこ書の場合は、5年)とする。

(利率)

**第14条** 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き、年3パーセントとする。

(償還等)

**第15条** 災害援護資金の償還は、年賦償還又は半年賦償還の方法によるものとする。

2 前項の規定による償還方法は、元利均等償還とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 災害援護資金の貸付けに係る償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

**第16条** この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和50年7月1日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和52年4月1日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

**附 則** (昭和53年9月30日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

**附 則** (昭和56年10月1日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

**附 則** (昭和57年12月25日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の川越市災害弔慰金の支給等に関する条例第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

**附 則** (昭和62年3月28日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の川越市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

**附 則** (平成3年12月24日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災



害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

## 川越市災害見舞金等支給要綱

昭和 52 年 4 月 1 日

告示第 61 号

(目的)

**第 1 条** この要綱は、災害により被害を受けた市民又はその遺族に対し災害見舞金又は弔慰金(以下「災害見舞金等」という。)を支給することにより、災害を受けた者の保護と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この要綱で「災害」とは、市内に発生した火災、爆発、風水害その他異常な自然現象による災害で、災害救助法(昭和 22 年法律第 108 号)の適用を受けないものをいう。

(災害見舞金の支給)

**第 3 条** 市は、災害により、次の各号に掲げる被害を受けた世帯の世帯主に対し、当該各号に掲げる額の災害見舞金の支給を行うものとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね一月以上である負傷 当該負傷を受けた者一人につき 4 万円

(2) 住居の全焼、全壊又は流失 13 万円

(3) 住居の半焼又は半壊 7 万円

(4) 住居の部分焼又は水損 3 万円

(5) 住居の床上浸水 5 万円

(弔慰金の支給)

**第 4 条** 市は、市民が災害により死亡したときは、その遺族に対し、弔慰金の支給を行うものとする。

2 弔慰金の額は、災害により死亡した者一人につき 15 万円とする。

3 弔慰金を支給する遺族の範囲は、災害により死亡した者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

4 弔慰金を支給する遺族の順序は、災害により死亡した者の死亡当時において、当該死亡者と生計を一にしていた遺族を先にし、その他の遺族を後にし、同順位の遺族については前項に掲げる順序とする。

5 市長は、特に必要があると認めるときは、災害により市民でない者が死亡した場合においても弔慰金を支給することができる。

(支給の制限)

**第 5 条** 災害見舞金等は、当該災害が災害見舞金等を受けるべき者の故意又は重大な過失により発生した場合には、これを支給しない。

(確認及び支給)

**第 6 条** 市長は、災害が発生したときは、速やかに被害の程度を確認し、災害見舞金等の支給の可否を決定するものとする。

(委任)

**第 7 条** この要綱に定めるもののほか災害見舞金等の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（昭和 58 年 5 月 2 日告示第 92 号）

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成 4 年 3 月 19 日告示第 94 号）

この告示は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 10 年 8 月 31 日告示第 258 号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の川越市災害見舞金等支給要綱の規定は、平成 10 年 8 月 28 日以後の災害から適用する。

## 川越市水防団条例

昭和 36 年 7 月 5 日

条例第 31 号

(目的)

**第 1 条** この条例は、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 6 条の規定にもとづき、本市水防団の設置及び組織並びに水防団長及び水防団員(以下「団員」という。)の定員、任免、給与及び服務等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置、組織、定員等)

**第 2 条** 本市は水防事務を処理するため、川越市水防団(以下「水防団」という。)をおく。

2 水防団の組織は、川越市消防団の組織編成をそのまま水防団の組織編成とする。

3 水防団員の定員は 1,002 人とし、その区分は次のとおりとする。

水防団長(消防団長) 1 人

水防副団長(消防副団長) 4 人

分団長(消防分団長) 12 人

副分団長(消防副分団長) 12 人

部長(消防部長) 13 人

班長(消防班長) 26 人

その他の団員(消防団員及び水防団員) 934 人

4 定員の細部編成は、別表のとおりとする。

(任免)

**第 3 条** 水防団長は、水防管理者(以下「管理者」という。)が、その他の団員は水防団長が管理者の承認を得てこれを任免する。

(退職)

**第 4 条** 団員は、退職しようとする場合は、予め文書を以て任免権者に願い出てその許可を受けなければならない。

(水防器、資材の管理)

**第 5 条** 管理者は、水防に必要な器材、資材を水防団に備え付けるものとする。

2 水防団の設備器、資材は、団長が保管するものとする。

3 設備器、資材を毀損又は亡失したときは、その事由を具して管理者に届出なければならない。

4 故意又は過失により、設備器、資材を毀損又は亡失したものに対しては、管理者は、これを弁償させることができる。

(出動)

**第 6 条** 団員は、管理者の召集によつて出動し、服務するものとする。

2 団員の召集、出動は次のとおり区分する。

(1) 第一要員出動 消防団員たる水防団員のみ出動

(2) 全員出動 水防団員全員の出動

3 団員は、召集の命を受けない場合にも、水害等の発生を知つたときは、予め定める指示に従い速かに出動服務しなければならない。

(解散)

**第 7 条** 出動した団員が解散する場合は、人員及び使用した設備器、資材について団長の点検を受けなければならない。

(団員の遵守事項)

**第8条** 団員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に水害の予防及び警戒に努め、一朝有事の際は身を挺して難に赴く的心構えを持たなければならない。
- (2) 規律を厳守し、上長の指揮命令のもとに上下一体事に当らなければならない。
- (3) 水防団の名義をもつてみだりに寄附を募集し、又は営利行為をなし若しくは義務の負担となるような行為をしてはならない。
- (4) 平素何時にても召集に応じ得る準備を整え、事にあたり不都合のないようにしなければならない。
- (5) 服務中は、功を争い又は持場を離れるようなことがあつてはならない。

(費用弁償)

**第9条** 団員が召集に応じ出動した場合には、一日につき千円の費用弁償を支給する。

(表彰)

**第10条** 市長及び水防団長は、水防団又は水防分団若しくは団員がその任務遂行にあつて、功労特に抜群である場合これを表彰することができる。

(委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、水防団に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 38 年 10 月 1 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 38 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 39 年 4 月 1 日条例第 16 号)

この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 40 年 4 月 1 日条例第 11 号)

この条例は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 46 年 3 月 23 日条例第 7 号)

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 53 年 4 月 1 日条例第 8 号)

この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 7 月 5 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 3 年 3 月 22 日条例第 13 号)

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 7 年 9 月 22 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の川越市水防団条例の規定は、平成 7 年 8 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 11 年 6 月 25 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 16 年 7 月 12 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 18 年 9 月 25 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

水防団編成表

職階別 団名	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
水防団本部	1	4			1	2	17	25
第一分団			1	1	1	2	20	25
第二分団			1	1	1	2	20	25
第三分団			1	1	1	2	55 (35)	60
芳野分団			1	1	1	2	101 (81)	106
古谷分団			1	1	1	2	104 (84)	109
南古谷分団			1	1	1	2	120 (100)	125
高階分団			1	1	1	2	59 (39)	64
福原分団			1	1	1	2	20	25
大東分団			1	1	1	2	59 (39)	64
山田分団			1	1	1	2	113 (93)	118
名細分団			1	1	1	2	126 (106)	131
霞ヶ関分団			1	1	1	2	120 (100)	125
計	1	4	12	12	13	26	934 (677)	1,002

備考 団員欄中( )内の数字は、消防団員以外の水防団員数を示す。

## 【資料 1. 40】「災害時の情報交換に関する協定」

### 災害時の情報交換に関する協定 (国土交通省関東地方整備局)

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と川越市（以下「乙」という。）は、災害時における各種情報の交換に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、川越市の地域について災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

#### （情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- (1) 川越市で重大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 川越市災害対策本部が設置されたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認めるとき。

#### （情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関すること。
- (2) 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認める事項

#### （情報連絡員の派遣）

第4条 第2条各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき、派遣に関して事前に調整を図るものとする。

#### （平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ、情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

#### （協議）

第6条 この協定に疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年2月1日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省

関東地方整備局長 下 保 修

乙) 埼玉県川越市元町1丁目3番地1

川越市長 川 合 善 明



【資料 2. 1】「急傾斜地崩壊危険箇所一覽」

急傾斜地崩壊危険箇所一覽

箇所番号	箇所名	所在地	備考
11103-I-0001	岸町2丁目	川越市 岸町2丁目	自然斜面
11108-I-0046	仙波町4丁目	川越市 仙波町4丁目	人工斜面
11108-I-0047	岸町2丁目	川越市 岸町2丁目	人工斜面

出典)「埼玉県地域防災計画 資料編」平成 19 年 3 月、埼玉県防災会議

【資料 2. 2】 「指定給水場所一覧表」

指定給水場所一覧表

■災害用給水井戸設置状況

[平成20年4月1日現在]

番号	名称	所在地	電源		設置年度
			発電機	商用	
1	霞ヶ関北小学校跡地	霞ヶ関北6丁目31-1	○		昭和57
2	高階南小学校	諏訪町12-3	○		
3	初雁中学校	宮下町1丁目21-3	○		昭和58
4	野田中学校	野田町2丁目19-14	○		
5	山田小学校	山田167	○		昭和59
6	月越小学校	月吉町51	○	○	
7	大東中学校	南大塚1-20-1	○	○	昭和60
8	城南中学校	新宿町3丁目19-1	○	○	平成 7
9	川越第一中学校	小仙波町5丁目6	○	○	
10	富士見中学校	東田町17-1	○	○	
11	高階北小学校	砂新田1丁目16-1	○	○	
12	古谷小学校	古谷上5465	○	○	
13	南古谷小学校	木野目1451	○	○	
14	芳野小学校	鴨田331	○	○	
15	名細小学校	小堤214	○	○	
16	霞ヶ関小学校	笠幡177	○	○	
17	仙波小学校	富士見町4-1	○	○	
18	大東西小学校	山城32-5	○	○	
19	川越西小学校	川鶴1丁目5	○	○	平成 9
20	市立川越高等学校	旭町2丁目3-7	○	○	
21	霞ヶ関西中学校	笠幡3464-3	○	○	
22	鯨井中学校	鯨井562-2	○	○	平成10

【災害用給水井戸の概要】

- ・ 井戸の深さ 100m
- ・ 給水能力 216 t / 日 (24時間稼働の場合)

■飲料水兼用耐震性貯水槽設置状況

[平成20年4月1日現在]

番号	名称	所在地	容量 (m <sup>3</sup> )	設置年度
1	高階小学校	砂新田58	100	平成 8

【資料 2. 3】「拠点給水場所一覧表」

拠点給水場所一覧表

■配水池整備状況

[平成 20 年 4 月 1 日現在]

番号	名称	所在地	配水池(池)	有効貯水量(m <sup>3</sup> )
1	郭町浄水場	郭町2丁目19-1	2	2,600
2	新宿浄水場	新宿6丁目10-4	2	3,700
3	霞ヶ関第一浄水場	的場2173-18	2	2,400
4	今福浄水場	今福333-1	2	2,000
5	伊佐沼浄水場	伊佐沼700	2	5,400
6	仙波浄水場	大仙波845-1	2	14,000
7	霞ヶ関第二浄水場	笠幡85-2	2	25,000
8	中福受水場	中福360	4	70,000
総計			18	125,100

【資料2.4】「備蓄品の状況」

備蓄品の状況

(1/2)

区分	種類	内 容	容 器	宮 下	仙 波	名 細	古 谷	大 東	福 原	岸 町	仙 波 浄	高 階 一	高 階 二	高 階 三	震 ヶ 関 北	南 古 谷	備 蓄 品 保 管 室	合 計	
食料	カンパン	128 食入・5年保存		16,000		7,040	6,400	4,096	6,400					3,840	7,680	3,840	55,296	110,592	
	アルファ米	50 食入・5年保存		6,000													54,000	60,000	
	おかゆ	50 食入・5年保存			9,000		3,000	4,500										16,500	16,500
	おかいのり	28年保存			1,140													1,140	1,140
	生活必需品	日用品セット	1世帯用		230	120	2	80	3							2		123	430
		下着セット	上1下2、真空P		5	M 200 L 200			M 200 L 200										#VALUE!
		毛布	ダブル10枚入、真空P		3,280	2,200	1,800	1,000	1,200	950					90	1,010	100	5,600	17,230
		寝袋	春夏型		250			39											289
		強カライト	単I 6箇使用		172	100	50		50	47					15	50	15	570	1,069
		非常用キャンドル	ロング4本付 安全キャンドル		78	1	100			39					48	48	36		350
資機材	乾電池	単I 単II		860	2,000	2,000												4,860	
	ゴミ袋	特大		7,500	3,800	1,800	2,000	1,000						1,000	2,000	1,000	30,000	50,100	
	トイレットペーパー	100個入 48個入(川越エコー)		40	5	4		4							5		285	358	
	使い捨てカイロ	4年保存		200	670	50	100	100	50					50	100	50	3,200	3,200	
	紙おむつ	大人用 15枚入り 子供用 48、58、69、80、92枚入り																189	189
	生理用品	40個入、36個入(H13~)																258	258
	ガムテープ	50mm×25m		100	20	20	9	10	10						10		600	600	
	軍手	並み ダース		400	250		50	50	50						50		600	779	
	防寒服			200													1,380	2,230	
	救急セット	SF救急箱1号 医療セット		7	1													55	200
煮炊き釜	3kg付 K2、ハチナー一体		9	10	9	2	3	2										38	
カマドセット	なべ付		12	1													171	184	
発電機	ホンダEM 400T		6	2	1									2			25	46	
	ホンダEM X 750IN		7		3												37	48	
	ホンダEM 1500X		1	4	2	3												16	
	ホンダEM 2000X		18															26	
	ホンダEM 2300EX																	26	
	ホンダEU24i																	26	
	ホンダEU9i																	26	
	3インチ																	98	
	4インチ																	98	
	電動																	16,900	
土のう袋	ビニール		1,000		2,800	1,600	3,000		4,800	1,100	2,500	1,200	1,500				4,600		
投光器	砂入り		194	17	29	20	24	10			4	5	10	10	10	300	633		
ロープ	500W防水		89	15	20	20	20	10			10	10	5	20	5	138	342		
	1.5m×100m																	10	
	100m 6ハイ		30	2	10	10	10	10	2								138	213	
PPロープ	200m 6ハイ																	10	

区分	種 類	内 容	宮下	仙波	名畑	古谷	大東	福原	岸町	仙波浄	高階一	高階二	高階三	震ヶ岡北	南古谷	備用品保管室	合 計		
資機材	トラップバー	ソニー																	
	無線機	ヤマ F1202 74無線用														総務課 8 4 A 11	0		
	ハンドマイク	ト7 ER-66F ER-1015S 単II 6箇	26	37	20	5	15	11					10	30	10	無線室 3 自治会 0	113	277	
	テント	2K×3K 3K×4K	18	4	3	6	5	2										38	
	一輪車					1	1	1										4	
	台車		4	2	2	1	1	1										14	
	リヤカー	折り畳み式	19	3	3	2	3	2										126	
	ブルーシート	3.6m×5.4m	680	540	290	330	260	150	100									147	
	簡易組立トイレ		パナイカ S・W型	3	4	2	1	2	1										62
			H型	1		1													79
			H型	2		1													23
			小便器	6	6	2	2	2											10
	ガソリン容器	6角バクト	サニタークリーン			1													10
			ステットイレ	19															12
			個人用簡易トイレ	166	311	100	198	200	100										144
			スチール缶 20ℓ	3	8	2	1	2	2										100
			30ℓ	158	28	33	12	14	8										119
			スロップ	61	58	36	57	88	30										4,899
			ゴムボート	4人乗り	3														15
			夜間照明用		14														70
		FN-101																561	
		高階救命器具 1K-18A																1,200	
ハッドランプ	防水型 単3(4個)																	8	
	フリキ製		160															14	
	2.5・5.5kg		80	14	12	4	12	7										2	
	カケヤ	稜角 120mm	90	9	4	3	4	4										2	
	金子コ	22×1,200mm	88	20	10	5	10	5										3	
	パール	900mm 全体焼入	19															5	
	エンジン・ガン	Y3-E ES-3235 コヤマ / J 63500	5															2	
	ストローブ	16畳用	25															5	
	ラジオ	FM・AM用	20															20	
	担架	二つ折	10	5	5	5	5	5										25	
	ハンチング	トイレ・更衣室用	100															113	
	脚立	梯子兼用	16															177	
	災害用敷マット	マイルディシート	20															100	
	防じんマスク	微細粉じん用	40															16	
	ゴーグル	メガネ併用可	10															1,100	
車椅子	ノーバンク仕様	1		11													2,200		
給水用資機材	給水タンク	1m																550	
	路上給水装置																	55	
	組み立て水槽	2.2t	8															67	
	浄水機	DCF-IES 2t/h	2	2	1	1												12	
	ポリタンク	20ℓ、18ℓ、10ℓ	198	110	40	38	70	42										18	
	給水用ポリ袋	30 10ℓ		1,050	900		600											8	
復旧用錆鉄管	各種							各種									9		

【資料 2.5】「災害備蓄庫整備状況」

災害備蓄庫整備状況

[平成 20 年 4 月 1 日現在]

番号	名称	所在地	内容	規模(m <sup>2</sup> )	設置年度
1	仙波浄水場備蓄庫	大仙波 845 仙波浄水場内	給水用資機材	60	昭和 54
2	仙波備蓄庫	仙波町 4 丁目 18	食料・生活必需品 ・資機材	117	昭和 56
3	岸町備蓄庫	岸町 3 丁目 28-9	水道復旧用資材	142	昭和 57
4	名細備蓄庫	鯨井 1118-1	食料・生活必需品 ・資機材	108	昭和 58
5	古谷備蓄庫	古谷上 2968-3	〃	95	昭和 59
6	大東備蓄庫	南台 3 丁目 5 ふじみ公園内	〃	66	昭和 60
7	福原備蓄庫	今福 508	〃	48	昭和 61
8	高階第 1 備蓄庫	砂 77-1 (高階土地区画整理事務所内)	水防用資機材	59	平成 4
9	高階第 2 備蓄庫	砂 649-3	〃	52	
10	霞ヶ関北備蓄庫	伊勢原町 5 丁目 5-4	食料・生活必需品 ・資機材	53	
11	高階第 3 備蓄庫	藤原町 18-6	〃	13	平成 5
12	南古谷備蓄庫	並木西町 16	〃	13	平成 6
13	宮下備蓄庫	宮下町 1 丁目 21-3	〃	309	平成 8

【資料 2. 6】 「備蓄品保管室整備状況」

備蓄品保管室整備状況

[平成 20 年 4 月 1 日現在]

地区	設置場所	階数	教室	年度	地区	設置場所	階数	教室	年度
本 庁	月越小学校	プレハブ物置		7(19)	高階	高階中学校	1	半	10
	新宿小学校	2	半	8		寺尾中学校	2	半	11
	今成小学校	1	半	9	福原	福原小学校	1	半	7
	中央小学校	2	半	9		福原中学校	1	半	9
	川越小学校	3	半	10	大東	武蔵野小学校	1	半	8
	泉小学校	物置・体育館		11		大塚小学校	4	半	9
	仙波小学校	1	半	13		大東東小学校	1	1/4	13
	城南中学校	1	半	7		大東西小学校	プレハブ物置		14
	富士見中学校	4	半	7		大東中学校	1	半	7
	野田中学校	3	半	8		大東西中学校	1	半	8
	川越第一中学校	3	教材室	12		霞ヶ	霞ヶ関小学校	2	半
	川越第一小学校	プレハブ物置		15	霞ヶ関西小学校		4	半	8
	市立川越高校	プレハブ物置		16	霞ヶ関南小学校		4	半	9
芳野小学校	プレハブ物置		14	川越西小学校	1		半	9	
芳野	芳野中学校	プレハブ物置		14	関	霞ヶ関西中学校	3	全	9
	古谷小学校	4	半	7		霞ヶ関中学校	3	準備室	12
古谷	古谷東小学校	4	全	9		川越西中学校	体育館		12
	東中学校	2	半	9		霞ヶ関東小学校	4	半	10
南古谷	南古谷小学校	体育館		7	霞ヶ関北	霞ヶ関北小学校	2	全	13
	牛子小学校	1	半	8		霞ヶ関東中学校	1	全	7
	南古谷中学校	4	半	10		広谷小学校	4	半	8
高階	高階小学校	4	全	7	名細	上戸小学校	1	半	9
	寺尾小学校	3	半	8		名細小学校	1	半	11
	高階西小学校	2	半	10		名細中学校	2	半	7
	高階北小学校	3	体育館	12		鯨井中学校	3	半	11
	高階南小学校	2	半	13		山田小学校	3	半	11
階	高階西中学校	4	半	8	山田	山田中学校	1	半	7
	砂中学校	1	全	8					

備蓄品保管室整備

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
整備数(校)	12	10	10	5	5	4	4	3	1	—	—
活動拠点整備							川越工業 高校	県立 川越高校		市立 川越高校	

【資料 2.7】「備蓄品保管室の備蓄状況（1校当たり）」

備蓄品保管室の備蓄状況（1校当たり）

[平成 20 年 4 月 1 日現在]

区分	品名	数量	区分	品名	数量
食糧	カンパン	1,024 食	資 機 材	PPロープ	2 巻
	アルファ米	1,000 食		スコップ	12 本
生活必需品	毛布	100 枚		ハンドマイク	2 台
	日用品セット	200 人分		台車	2 台
	トイレットペーパー	500 個		リヤカー	1 台
	下着セット	60 人分		ブルーシート	50 枚
	大人用紙おむつ	45 枚		コードリール	4 台
	子供用紙おむつ	288 枚		ラジオ	2 個
	生理用品	420 個		組み立てトイレ	2 台
	ゴミ袋	500 枚		簡易トイレ	60 個
	軍手	10 対		ポリタンク	20 個
	使い捨てカイロ	100 個		ハンマー	5 本
	三角巾	50 枚		かけや	2 本
	ガムテープ	10 巻		金てこ	5 本
	懐中電灯	10 本		バケツ	20 個
	ダンボール箱	20 箱		担架	3 台
	資 機 材	カマドセット		3 セット	災害用敷マット
発電機		2 台		防じんマスク	40 枚
投光器		5 個		ゴーグル	10 個
トラロープ		2 巻		車椅子	1 台



【資料 2.8】 「消防分団の受持区域」

消防分団の受持区域

[平成 20 年 4 月 1 日現在]

分 団 名	受 持 区 域
第 1 分団	石原町 1 丁目、石原町 2 丁目、大手町、御成町、喜多町、久保町、郭町 1 丁目、郭町 2 丁目、小仙波町 1 丁目、小仙波町 2 丁目、小仙波町 3 丁目、小仙波町 4 丁目、小仙波町 5 丁目、幸町、三久保町、志多町、城下町、神明町、末広町 1 丁目、末広町 2 丁目、末広町 3 丁目、問屋町、仲町、西小仙波町 1 丁目、西小仙波町 2 丁目、氷川町、松江町 1 丁目、松江町 2 丁目、宮下町 1 丁目、宮下町 2 丁目、宮元町、元町 1 丁目、元町 2 丁目、大字川越、大字小仙波、大字寺井、大字東明寺、大字松郷
第 2 分団	岸町 1 丁目、三光町、新富町 1 丁目、新富町 2 丁目、菅原町、仙波町 1 丁目、仙波町 2 丁目、仙波町 3 丁目、仙波町 4 丁目、月吉町、通町、中原町 1 丁目、中原町 2 丁目、富士見町、南通町、連雀町、六軒町 1 丁目、六軒町 2 丁目、脇田町、大字大仙波
第 3 分団	旭町 1 丁目、旭町 2 丁目、旭町 3 丁目、新宿町 1 丁目、新宿町 2 丁目、新宿町 3 丁目、新宿町 4 丁目、新宿町 5 丁目、新宿町 6 丁目、上野田町、岸町 2 丁目、岸町 3 丁目、広栄町、田町、野田町 1 丁目、野田町 2 丁目、東田町、脇田新町、脇田本町、大字新宿、大字今成、大字小ヶ谷、大字大仙波新田、大字岸、大字小室、大字野田
芳野分団	川越市役所出張所設置条例（昭和 36 年川越市条例第 7 号。以下「出張所設置条例」という。）別表に規定する芳野出張所の所管地区
古谷分団	出張所設置条例別表に規定する古谷出張所の所管地区
南古谷分団	出張所設置条例別表に規定する南古谷出張所の所管地区
高階分団	出張所設置条例別表に規定する高階出張所の所管地区
福原分団	出張所設置条例別表に規定する福原出張所の所管地区
大東分団	出張所設置条例別表に規定する大東出張所の所管地区
山田分団	出張所設置条例別表に規定する山田出張所の所管地区
名細分団	出張所設置条例別表に規定する名細出張所の所管地区
霞ヶ関分団	出張所設置条例別表に規定する霞ヶ関出張所及び霞ヶ関北出張所の所管地区

【資料2.9】「トリアージタグ」

トリアージ・タグ

(表面)



(裏面)

(災害現場用)			
No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所		トリアージ区分 ○ I II III	
トリアージ実施機関		医師 救急救命士 その他	
症状・傷病名			
特記事項			

(黒)	○
(赤)	I
(黄)	II
(緑)	III

特記事項	
	
(黒)	○
(赤)	I
(黄)	II
(緑)	III

【資料 2.10】「救急病院（川越市）」

救急病院（川越市）

[平成 20 年 4 月 1 日現在]

病院名	郵便番号	所在地	電話番号 (049)	FAX 番号 (049)	診療科目	病床数
医療法人豊仁会 三井病院	350-0066	連雀町 19-3	222-5321	225-1982	内・呼・消・循・外・整・リ ウ・脳・肛・リハ・泌・放・ 小・小外・歯・矯歯・歯外・ 眼	77
医療法人 武蔵野総合病院	350-1167	大袋新田 977-9	244-6340	244-6302	内・外・整・脳・リハ・麻・ 肛・皮・循・消・呼・形・泌 ・耳・眼・神内・リウ・心外	192
医療法人社団尚篤会 赤心堂病院	350-1123	脇田本町 25-19	242-1181	242-1035	外・整・産・婦・内・脳・泌 ・小・皮・消・循・呼・麻・ 形・放・リハ	198
南古谷病院	350-0011	久下戸 110	235-7777	235-7765	内・小・放・循・消・呼・リ ハ・肛・脳・外・整・眼・皮 ・歯	137
医療法人社団誠弘会 池袋病院	350-1175	笠幡 3724-6	231-1552	233-2075	内・小・外・整・呼・胃・循 ・小外・皮・泌・肛・リハ・ 放・麻・脳	76
医療法人康正会病院	350-0822	山田西町 375-1	224-2711	222-4621	内・外・整・リハ・消・肛・ 循・呼・皮・心療・形・脳・ 神内・泌	147
帯津三敬病院	350-0021	大字大中居 545	235-1981	235-8063	内・外・整・リハ・消・循・ リウ	99
埼玉医科大学 総合医療センター	350-8550	鴨田 1981	228-3411	225-1677	内・外・整・産婦・眼・耳・ 皮・放・歯・麻・小・泌・形 ・脳・精・リハ・歯外・循・ 心外・呼外・美・神内・呼・ 消・リウ	913
医療法人 社団関心会 関本記念病院	350-1151	今福 1673-1	241-0300	241-0302	内・呼・消・循・小・外・皮 ・眼・神内	142

【資料 2. 1 1】「災害拠点病院（埼玉県）」

災害拠点病院（埼玉県）

[平成 20 年 4 月 1 日現在]

病院名	郵便番号	所在地	電話番号	診療科目	病床数
川口市立医療センター	333-0833	川口市西新井宿 180	048- 287-2525	内・循・小・精・外・整・脳外・形外 ・泌・皮・産・眼・耳・リハ・歯・放・ 麻	539
自治医科大学附属 さいたま医療センター	330-8503	さいたま市大宮区 天沼町 1-847	048- 647-2111	内・外・整外・脳外・心外・泌・皮・ 眼・耳・リハ・麻・放・婦・歯	408
埼玉医科大学 総合医療センター	350-8550	川越市鴨田 1981	049- 228-3411	内・循・神経・小・外・心外・整外・ 形外・脳外・泌・皮・産・眼・耳・リハ ・歯・放・麻	913
北里研究所 メディカルセンター病院	364-8501	北本市荒井 6-100	048- 593-1212	内・循・神内・小・外・整・脳外・形 外・泌・皮・産・眼・耳・リハ・歯・放 ・麻	440
社会福祉法人恩賜財団 埼玉県済生会支部 埼玉県済生会栗橋病院	349-1105	北葛飾郡栗橋町 小右衛門 714-6	0480- 52-3611	内・循・小・外・脳外・泌・皮・眼・ 耳・リハ・放・麻	314
深谷赤十字病院	366-0052	深谷市上柴町西 5-8-1	048- 571-1511	内・循・小・精・外・整・脳外・心外 ・形外・泌・皮・産・眼・耳・神内・消 ・呼・小外・放・麻・呼外	506
さいたま赤十字病院	338-8553	さいたま市中央区 上落合 8-3-33	048- 852-1111	内・循・小・精・外・整・脳外・心外 ・泌・皮・産・眼・耳・リハ・神内・消 ・呼・放・麻・呼外・形外	605
獨協医科大学越谷病院	343-8555	越谷市南越谷 2-1-50	048- 965-1111	内・呼・消・循・小・精・外・整外・ 脳外・心外・泌・皮・産・眼・耳・小 外・放・麻	723
さいたま市立病院	336-8522	さいたま市緑区 三室 2460	048- 873-4111	内・循・小・外・整・脳外・心外・泌 ・皮・産・眼・耳・神内・小外・麻・ 放・精	567
防衛医科大学校病院	359-8513	所沢市並木3-2	042- 995-1511	内・循・神・小・精・外・整外・脳外 ・心外・形外・泌・皮・産・眼・耳・リ ハ・歯	800
社会福祉法人恩賜財団 埼玉県済生会支部埼玉県 済生会川口総合病院	332-8558	川口市西川口 5-11-5	048- 253-1551	小・精・外・整外・脳外・泌・皮・産 ・眼・耳	400
(独)国立病院機構 埼玉病院	351-0102	和光市諏訪 2-1	048- 462-1101		
埼玉医科大学 国際医療センター	350-1298	日高市大字山根 1397-1	042- 984-4111		
行田総合病院	361-0056	行田市持田 376	048- 552-1111		
厚生連久喜総合病院	346-0021	久喜市上早見 418-1	0480- 26-0033		

【資料 2. 1 2】「救命救急センター（埼玉県）」

救命救急センター（埼玉県）

[平成 20 年 4 月 1 日現在]

施設名	設置者	郵便番号	所在地	電話番号
◎ 埼玉医科大学 総合医療センター	学校法人	350-8550	川越市鴨田1981	049-228-3411
さいたま赤十字病院	日 赤	338-0001	さいたま市中央区上落合 8-3-33	048-852-1111
深谷赤十字病院	日 赤	366-0052	深谷市上柴町西5-8-1	048-571-1511
防衛医科大学校病院	防 衛 省	359-8513	所沢市並木3-2	042-995-1511
川口市立医療センター	川 口 市	333-0833	川口市西新井宿180	048-287-2525
獨協医科大学越谷病院	学校法人	343-8555	越谷市南越谷2-1-50	048-965-1111
埼玉医科大学 国際医療センター	学校法人	350-1241	日高市山根1397-1	042-984-4111

注) 「施設名」欄の「◎」は高度救急救命センターを示す。

【資料 2.13】「埼玉県ドクターヘリ飛行場外離着陸場一覧（本市関連）」

埼玉県ドクターヘリ飛行場外離着陸場一覧

（本市関連）

（1/2）

NO	区分	登録番号	飛行場外離着陸場名称
1	災緊	KG69	学校法人星野学園敷地内
2	災緊	KG29	市立古谷東小学校校庭
3	災緊	KG28	市立古谷小学校校庭
4	災緊	KG50	市立東中学校校庭
5	災緊	KG70	尚美学園大学川越キャンパス
6	災緊	KG71	入間大橋緑地（入間川左岸）
7	災緊	KG30	市立南古谷小学校校庭
8	災緊	KG03	市立牛子小学校校庭
9	災緊	KG53	市立南古谷中学校校庭
10	災緊	KG73	私立川越東高校校庭
11	災緊	KG37	市立川越第一中学校校庭
12	災緊	KG40	市立城南中学校校庭
13	災緊	KG52	市立富士見中学校校庭
14	災緊	KG17	市立高階小学校校庭
15	災緊	KG20	市立高階南小学校校庭
16	災緊	KG18	市立高階北小学校校庭
17	災緊	KG19	市立高階西小学校校庭
18	災緊	KG24	市立寺尾小学校校庭
19	災緊	KG44	市立高階中学校校庭
20	災緊	KG45	市立高階西中学校校庭
21	災緊	KG46	市立寺尾中学校校庭
22	災緊	KG41	市立砂中学校校庭
23	災緊	KG74	高階南公共広場
24	災緊	KG75	高階運動公園広場グランドA面
25	災緊	KG76	日本大学経済学部グランド
26	災緊	KG77	川越市南部地域公共広場
27	災緊	KG01	市立泉小学校校庭
28	災緊	KG21	市立大東東小学校校庭
29	災緊	KG04	市立大塚小学校校庭
30	災緊	KG31	市立武蔵野小学校校庭
31	災緊	KG16	市立大東西小学校校庭
32	災緊	KG27	市立福原小学校校庭

注) 区分「災緊」：埼玉県ドクターヘリの災害時緊急離着陸場として登録したもの。  
（航空局には申請していない）

資料) 「埼玉県ドクターヘリに係る飛行場外離着陸場の登録について」  
（平成 20 年 9 月 2 日、保健医療部長）による。

(本市関連)

(2/2)

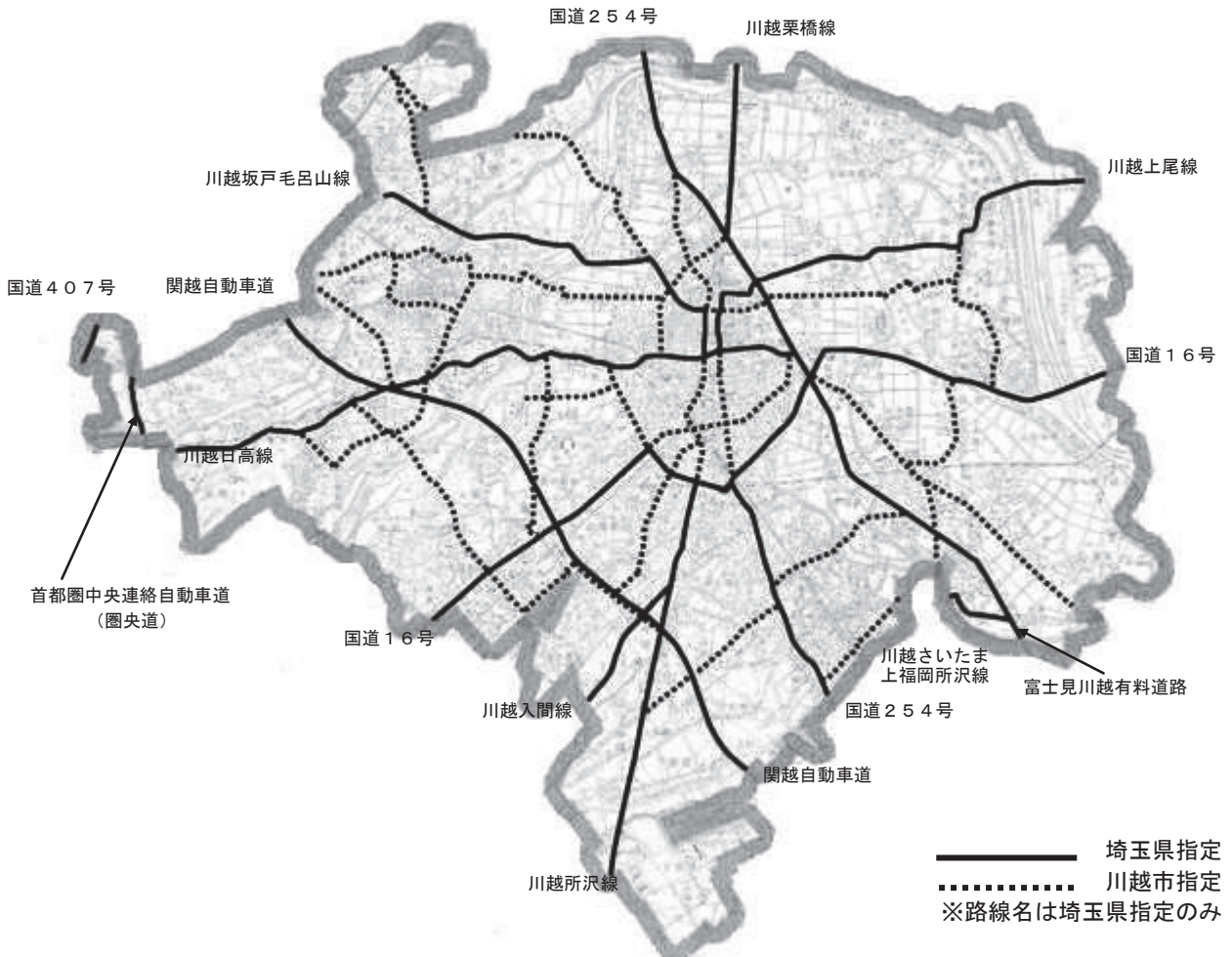
N0	区分	登録番号	飛行場外離着陸場名称
33	災緊	KG42	市立大東中学校校庭
34	災緊	KG43	市立大東西中学校校庭
35	災緊	KG51	市立福原中学校校庭
36	災緊	KG78	川越総合卸売市場大東健康ふれあい広場
37	災緊	KG80	川越水上公園
38	災緊	KG81	八瀬大橋緑地(グラウンド)
39	災緊	KG13	市立川越西小学校校庭
40	災緊	KG38	市立川越西中学校校庭
41	災緊	KG08	市立霞ヶ関東小学校校庭
42	災緊	KG36	市立霞ヶ関東中学校校庭
43	災緊	KG09	市立霞ヶ関南小学校校庭
44	災緊	KG35	市立霞ヶ関西中学校校庭
45	災緊	KG07	市立霞ヶ関西小学校校庭
46	災緊	KG05	市立霞ヶ関小学校校庭
47	災緊	KG34	市立霞ヶ関中学校校庭
48	災緊	KG06	市立霞ヶ関北小学校校庭
49	災緊	KG10	市立上戸小学校校庭
50	災緊	KG82	上戸緑地サッカー場
51	災緊	KG83	東洋大学工学部川越校舎陸上競技場
52	災緊	KG47	市立名細中学校校庭
53	災緊	KG25	市立名細小学校校庭
54	災緊	KG26	市立広谷小学校校庭
55	災緊	KG39	市立鯨井中学校校庭

注) 区分「災緊」: 埼玉県ドクターヘリの災害時緊急離着陸場として登録したもの。  
(航空局には申請していない)

資料) 「埼玉県ドクターヘリに係る飛行場外離着陸場の登録について」  
(平成20年9月2日、保健医療部長)による。

【資料 2. 1 4】 「緊急輸送道路位置図」

埼玉県指定及び川越市指定の緊急輸送道路位置図





【資料 2.15】「時系列からみた応急対策の流れ」

■活動体制の確立

時間 項目	地震発生～24時間	2～3日目位	4日～1週間目位
配備・ 動員体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震情報、被害状況の把握</li> <li>配備体制の決定</li> <li>職員の動員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出勤職員の把握</li> <li>職員の調整</li> <li>交替要員の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出勤職員の把握</li> <li>職員の調整</li> <li>交替要員の確保</li> </ul>
災害対策本部 の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震情報、被害状況の把握</li> <li>災害対策本部の設置</li> <li>災害対策本部設置の通知</li> <li>本部会議の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部の運営</li> <li>本部会議の開催</li> <li>応急活動の実施状況の把握</li> <li>職員の調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部の運営</li> <li>本部会議の開催</li> <li>応急活動の実施状況の把握</li> <li>職員の調整</li> </ul>
応急活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>来庁者、職員の安全確保</li> <li>庁舎等の被害状況の把握</li> <li>地震情報、被害状況の把握</li> <li>初動活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急活動の実施</li> <li>応急活動の実施状況の把握</li> <li>職員の調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急活動の実施</li> <li>応急活動の実施状況の把握</li> <li>職員の調整</li> <li>日常業務への移行準備</li> </ul>
相互協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震情報、被害状況の把握</li> <li>応援要請の決定</li> <li>応援の要請</li> <li>応援部隊の受け入れ体制の確立 (宿泊所、活動拠点の斡旋など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応援部隊の受け入れ</li> <li>活動内容等の調整、協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動内容等の調整、協議</li> <li>経費の負担区分等の協議準備</li> </ul>
自衛隊の 災害派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震情報、被害状況の把握</li> <li>応援要請の決定</li> <li>応援の要請</li> <li>応援部隊の受け入れ体制の確立 (宿泊所、活動拠点の斡旋など)</li> <li>応援部隊の受け入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応援部隊の受け入れ</li> <li>活動内容等の調整、協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動内容等の調整、協議</li> <li>経費の負担区分等の協議準備</li> </ul>
ボランティア の受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアの受け入れ体制の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアの受付窓口の開設</li> <li>ボランティアの受付</li> <li>埼玉県への派遣要請</li> <li>ボランティアの派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアの受付</li> <li>ボランティアの派遣</li> <li>ボランティアの要員の調整</li> <li>埼玉県への報告</li> </ul>

■情報の収集・伝達

時間 項目	地震発生～24時間	2～3日目位	4日～1週間目位
災害情報の 収集伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報連絡体制の確立</li> <li>通信手段の確保</li> <li>地震情報の収集</li> <li>初動期の情報収集</li> <li>情報の整理、分析</li> <li>関係機関への報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害調査活動</li> <li>情報の整理、分析</li> <li>関係機関への報告</li> <li>災害状況及び対策の記録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害調査活動</li> <li>情報の整理、分析</li> <li>関係機関への報告</li> <li>災害状況及び対策の記録</li> </ul>
市民への 広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報体制の確立</li> <li>広報手段の確保</li> <li>初動期の広報の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民への広報の継続</li> <li>広報紙(臨時)の発行体制の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活再開時期の広報の実施</li> <li>臨時広報紙の発行、掲示、配布</li> </ul>
報道機関への 情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>報道機関への情報の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報道機関への情報の提供</li> <li>県への災害情報の報道依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報道機関への情報の提供</li> <li>埼玉県への災害情報の報道依頼</li> </ul>
市民への 各種相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口の設置準備</li> <li>関連資料の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口の開設、相談の受付</li> <li>関連資料の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口における相談の受付</li> <li>関連資料の収集</li> <li>相談要員の確保</li> </ul>

■消防活動

時間 項目	地震発生～24時間	2～3日目位	4日～1週間目位
消防活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の把握</li> <li>初動体制の確立 (警防本部、署隊本部の設置)</li> <li>消防活動の実施</li> <li>関係機関への応援要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二次災害防止対策の実施</li> <li>交替要員の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二次災害防止対策の実施</li> <li>交替要員の確保</li> </ul>
危険物対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設責任者による緊急停止措置</li> <li>関係機関への連絡</li> <li>応急点検、応急活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧作業の実施</li> <li>施設の総点検の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧作業の実施</li> <li>施設の総点検の実施</li> </ul>

■救援・救護活動

時間 項目	地震発生～24時間	2～3日目位	4日～1週間目位
人命救助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>人命救助活動の実施（警察、消防、自衛隊等との連携による）</li> <li>負傷者の救護、搬送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人命救助活動の実施</li> <li>負傷者の救護、搬送</li> <li>行方不明者の安否確認（名簿等による確認）</li> <li>行方不明者の捜索（警察、消防等との連携による）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動報告のとりまとめ</li> <li>活動報告</li> <li>行方不明者名簿の確定</li> </ul>
避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難の勧告・誘導</li> <li>避難所の安全性、被害状況の把握</li> <li>避難所の開設</li> <li>避難所開設の報告</li> <li>避難者の把握（名簿の作成）</li> <li>災害弱者、傷病者の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の運営管理体制の確立（自主防災組織等との連携による）</li> <li>応急給水（飲料水）の実施</li> <li>食料、物資の供給</li> <li>仮設トイレ等の設置</li> <li>生活用水の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の運営管理</li> <li>避難所生活の長期化対策の検討（炊き出し対策、入浴対策、トイレ対策、ゴミ対策）</li> <li>食料、物資の必要品目、量の把握</li> </ul>
災害時 要援護者 への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅の災害弱者の救援・救護（民生委員、自主防災組織等との連携による）</li> <li>社会福祉施設入所者の救援・救護（施設管理者と協力）</li> <li>外国人の救援・救護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受入先の確保、移送</li> <li>生活救援物資の供給</li> <li>各種情報の提供</li> <li>巡回サービスの実施</li> <li>災害弱者の要望等の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受入先の確保、移送</li> <li>生活救援物資の供給</li> <li>各種情報の提供</li> <li>巡回サービスの実施</li> <li>災害弱者の要望等の把握</li> </ul>
医療救護	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関の被害状況の把握</li> <li>関係機関（医師会等）への協力要請</li> <li>医療救護の需要の把握</li> <li>医療救護班の派遣要請</li> <li>医薬品等の調達</li> <li>避難所へ救護所を設置</li> <li>応急医療の実施（トリアージ）</li> <li>医療機関への搬送</li> <li>医療機関の水の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急医療の継続</li> <li>特別な医療機関（透析等）の確保</li> <li>医療機関への搬送</li> <li>救護所の維持</li> <li>交替要員の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急医療の継続</li> <li>救護所の再編成の検討</li> <li>医療機関での医療へ移行準備</li> </ul>
防疫・ 保健衛生	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>トイレの使用状況の調査、消毒作業</li> <li>避難所の生活環境の確保</li> <li>給水施設の清掃</li> <li>検病疫学調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>トイレの使用状況の調査、消毒作業</li> <li>避難所の生活環境の確保</li> <li>給水施設の清掃</li> <li>検病疫学調査</li> <li>食品衛生監視、栄養指導</li> </ul>
応急給水	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設の被害状況、断水戸数などの把握</li> <li>給水需要の把握</li> <li>医療機関等への優先給水</li> <li>給水に関する広報活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急給水の実施</li> <li>給水に関する広報活動の実施</li> <li>生活用水の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急給水の継続</li> <li>給水に関する広報活動の実施</li> </ul>
食料・ 生活必需品 の供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>食料、物資の必要量の把握</li> <li>公的備蓄品の供給、搬送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食料、物資の必要量の把握</li> <li>食料、物資の調達、供給</li> <li>炊き出しの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>炊き出しの実施</li> <li>被災者ニーズの把握</li> <li>給食体制への移行</li> <li>避難生活長期化への供給体制の検討</li> </ul>
住宅応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険度判定体制の確立</li> <li>公共建築物の危険度判定の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険度判定体制の確立</li> <li>公共建築物の危険度判定の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般建築物の危険度判定の実施</li> <li>被災住宅の応急修理体制の確立</li> <li>住宅関係障害物の除去</li> <li>応急仮設住宅の建設体制の確立（設置場所の決定、実施手続、建設業者への協力要請）</li> <li>応急措置に関する広報、相談の実施</li> </ul>
遺体の捜索、 処理及び埋火葬	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の把握（死亡者数の推定）</li> <li>収容体制の確立（物資、遺体搬送車、火葬場、安置場所等の確保）</li> <li>遺体の検視、検案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺体の捜索</li> <li>遺体の検視、検案</li> <li>遺体の収容・安置</li> <li>遺体の埋・火葬</li> <li>台帳、名簿等の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺体の捜索</li> <li>遺体の検視、検案</li> <li>遺体の収容・安置</li> <li>遺体の埋・火葬</li> <li>台帳、名簿等の作成</li> </ul>
労働力の確保	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な労働力の把握</li> <li>関係機関への協力要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関への協力要請</li> <li>労働力の確保</li> </ul>

■都市施設の応急対策

時間		地震発生～24時間	2～3日目位	4日～1週間目位
項目				
公共施設の 応急対策	公共建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共建築物の被害状況の把握</li> <li>電算システムの被害状況の把握</li> <li>被害状況の広報の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全、復旧作業の実施</li> <li>被害状況、復旧状況の広報の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧作業の継続</li> <li>復旧状況の広報の実施</li> </ul>
	道路施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路施設の被害状況の把握</li> <li>関係機関への応急対策実施の要請</li> <li>被害状況の広報の実施</li> <li>応急作業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路施設の被害調査の実施</li> <li>復旧作業の実施</li> <li>被害状況、復旧状況の広報の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧作業の継続</li> <li>復旧状況の広報の実施</li> </ul>
	河川施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川施設の被害状況の把握</li> <li>関係機関への応急対策実施の要請</li> <li>被害状況の広報の実施</li> <li>応急作業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川施設の被害調査の実施</li> <li>復旧作業の実施</li> <li>被害状況、復旧状況の広報の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧作業の継続</li> <li>復旧状況の広報の実施</li> </ul>
	鉄道施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗客の安全確保</li> <li>被害状況の広報の実施</li> <li>応急作業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧作業の実施</li> <li>被害状況、復旧状況の広報の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧作業の継続</li> <li>復旧状況の広報の実施</li> </ul>
ライフラインの 応急対策	上水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>上水道施設の被害状況の把握</li> <li>給水体制の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急給水の実施</li> <li>復旧作業の実施</li> <li>被害状況、復旧状況の広報の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧作業の継続</li> <li>復旧状況の広報</li> </ul>
	下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道施設の被害状況の把握</li> <li>緊急点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急措置の実施</li> <li>復旧作業の実施</li> <li>被害状況、復旧状況の広報の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧作業の継続</li> <li>復旧状況の広報</li> </ul>
	ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガス施設の被害状況の把握</li> <li>二次災害防止のための初動措置</li> <li>安全確保のための広報活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧作業の実施</li> <li>被害状況、復旧状況の広報の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧作業の継続</li> <li>復旧状況の広報</li> </ul>
	電力	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気施設の被害状況の把握</li> <li>被害状況の広報の実施</li> <li>復旧作業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧作業の実施</li> <li>被害状況、復旧状況の広報の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧作業の継続</li> <li>復旧状況の広報</li> </ul>
	通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信施設の被害状況の把握</li> <li>応急措置（臨時回線の作成）の実施</li> <li>被害状況の広報の実施</li> <li>復旧作業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急措置（臨時回線の作成）の実施</li> <li>特設公衆電話の設置</li> <li>復旧作業の実施</li> <li>被害状況、復旧状況の広報の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特設公衆電話の設置</li> <li>復旧作業の継続</li> <li>復旧状況の広報</li> </ul>

### ■警備・交通・輸送対策

項目 \ 時間	地震発生～24時間	2～3日目位	4日～1週間目位
警備活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>警備本部の設置</li> <li>部隊の配置運用</li> <li>警備活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警備活動の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警備活動の継続</li> </ul>
交通・輸送対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の被害状況の把握</li> <li>緊急輸送道路の確保</li> <li>交通障害物の除去</li> <li>緊急車両の確保、調達</li> <li>交通規制の実施</li> <li>交通規制の広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送の実施</li> <li>応援の要請</li> <li>緊急車両の調達</li> <li>交通規制の継続</li> <li>交通規制の広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送の実施</li> <li>応援の要請</li> <li>緊急車両の調達</li> <li>輸送体制の見直し</li> <li>交通規制の継続</li> <li>交通規制の広報</li> <li>交通規制の緩和、解除の検討</li> </ul>

### ■廃棄物対策

項目 \ 時間	地震発生～24時間	2～3日目位	4日～1週間目位
ごみ処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理施設の被害状況の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの収集体制の確立 (仮置き場、収集車、人員の確保)</li> <li>他市町村への要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの収集、処理活動の実施</li> </ul>
し尿処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道処理施設の被害状況の把握</li> <li>仮設トイレの手配、配置場所の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿の収集体制の確立 (収集車、人員の確保)</li> <li>仮設トイレ調達、設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿の収集、処理活動の実施</li> <li>仮設トイレの維持管理</li> <li>下水道の復旧に応じたし尿処理への移行</li> </ul>
災害廃棄物処理	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理体制の確立 (受入体制、仮置場の確保)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理活動の実施</li> <li>相談窓口の開設</li> </ul>

### ■文教・福祉対策

項目 \ 時間	地震発生～24時間	2～3日目位	4日～1週間目位
学校教育対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童・生徒の安全確保</li> <li>被害状況の把握</li> <li>休業措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>休業措置</li> <li>施設の応急復旧</li> <li>応急教育実施の準備 (教科書、学用品の調達)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急教育の実施 (一部短縮授業の実施)</li> <li>通常授業への移行準備</li> </ul>
社会教育施設対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の安全確保</li> <li>被害状況の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の応急復旧</li> <li>被害状況、復旧状況の広報の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の応急復旧</li> <li>復旧状況の広報の実施</li> </ul>
文化財の応急対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の報告</li> </ul>
福祉対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所者、利用者の安全確保</li> <li>被害状況の把握</li> <li>要保護児童の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の応急復旧</li> <li>被害状況、復旧状況の広報の実施</li> <li>応急保育実施の準備</li> <li>要保護児童の保護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の応急復旧</li> <li>復旧状況の広報の実施</li> <li>応急保育の実施</li> </ul>

【資料 2. 1 6】「現地調査班担当地区一覧（震災対策）」

震災時における「現地調査班」の出動地域

調査班名	出動地域
第 1 現地調査班	本庁地区
第 2 現地調査班	本庁地区
第 3 現地調査班	本庁地区
第 4 現地調査班	古谷地区
第 5 現地調査班	南古谷地区
第 6 現地調査班	高階地区
第 7 現地調査班	福原地区
第 8 現地調査班	大東地区
第 9 現地調査班	霞ヶ関地区
第 1 0 現地調査班	霞ヶ関北地区
第 1 1 現地調査班	芳野地区
第 1 2 現地調査班	名細地区
第 1 3 現地調査班	山田地区

【資料 2. 1 7】 「自衛隊への連絡先」

自衛隊への連絡先

	部隊名（駐屯地等）	連絡責任者及び電話番号		摘要
陸上	第 32 普通科連隊 （大宮）	時間内	第 3 科長 048-663-4241~5 内線 435~439 FAX 内線 440	災害派遣 要請窓口
		時間外	部隊当直指令 048-663-4241~5 内線 402	
			※ 連隊長内線 400	
航空	中部航空方面隊司令部 （入間）	時間内	運用第 2 班長 04-2953-6131 内線 2233 FAX 内線 2236	
		時間外	中空司令部当直幕僚 04-2953-6131 内線 2204	
参考	陸上自衛隊 東部方面総監部 （朝霞）		防衛部防衛課運用班 048-460-1711 内線 2257 FAX 内線 2368	

資料) 「自衛隊災害派遣に係る受援計画の手引き」平成 20 年 3 月、埼玉県危機管理防災部危機管理課

【資料 2.18】「災害救助基準」

救助の方法、程度、期間等早見表（平成19年度）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 300円以内  (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。  2. 避難に当たっての輸送費は別途計上					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1. 規格 1戸当たり平均 29.7㎡(9坪)を基準とする。 2. 限度額 1戸当たり 2,326,000円以内 3. 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から 20日以内着工	1. 平均1戸当たり29.7㎡、2,326,000円以内であればよい 2. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3. 供与期間 最高2年以内 4. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。					
炊き出しその他による食品の供与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算	
		夏	全壊、全焼、流失	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300
		季	半壊、半焼、床上浸水	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400
		冬	全壊、全焼、流失	28,600	37,000	51,600	60,500	75,900	10,400
季	半壊、半焼、床上浸水	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300		
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1. 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所 社会保険診療報酬の額以内 3. 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
災害にかかった者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は、別途計上					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 500,000円以内	災害発生の日から 1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。)及び高等学校等生徒	1.教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2.文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から 教科書 1ヶ月以内 文房具及び通学用品 15日以内	1.備蓄物資は評価額 2.入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 ※高等学校等生徒とは、高等学校、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む)のほか、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 199,000円以内 小人(12歳未満) 159,200円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1.輸送費、人件費は、別途計上 2.災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,300円以内 ○一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,000円以内 ○検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1.検案は原則として救護班 2.輸送費、人件費は、別途計上 3.死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,000円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 21,900円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、歯科衛生士 17,700円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,700円以内 土木技術、建築技術者 17,200円以内 救急救命士 15,000円以内 大工 20,100円以内 左官 17,600円以内 とび職 17,200円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

注) この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。



## 【資料 2.19】「気象庁震度階級関連解説表」

### 気象庁震度階級関連解説表

(平成 21 年 3 月 31 日改定)

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。

この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- ① 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- ② 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- ③ 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- ④ この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- ⑤ この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- ⑥ この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないが、その数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

■人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

■木造建物（住宅）、鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	木造建物		鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	—
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（木造建物）

注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剝離し、落下しやすくなる。

注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

（鉄筋コンクリート造建物）

注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## ■地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ <sup>1</sup> や液状化※ <sup>2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ <sup>3</sup> 。
7		

※<sup>1</sup> 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※<sup>2</sup> 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※<sup>3</sup> 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ■ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## ■大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

【資料 2. 2 0】 「市民への注意喚起のための呼びかけ例」

市民への注意喚起のための呼びかけ例

□地震発生直後の広報

「防災かわごえ。こちらは川越市役所です。」  
「ただ今、〇〇時〇〇分に、震度〇の地震がありました。」  
「ガスの元栓を締め、火の元を確認してください。」  
「隣近所でケガをした人はいないか、お互いに声を掛け合って確かめてください。」  
「身の回りの安全を確認し、あわてずに落ち着いて行動してください。」  
(繰り返し)

□安全確保、二次災害防止の広報（例文集の例文を適宜組み合わせせて広報する。）

「防災かわごえ。こちらは川越市役所です。」  
「さきほど、〇〇時〇〇分に、震度〇の地震がありました。」  
「余震があるかもしれません。」 又は 「現在も余震が続いています。」  
..... (例文) .....

(繰り返し)

(例文集)

- 余震は本震よりも小さいのが普通ですが、被害が出るかもしれません。十分に警戒してください。
- ドアや窓を開けて、避難する場合に備えてください。
- 地震で壊れた建物などでは、屋根瓦、ガラス、看板などが余震で落ちることがあります。付近の皆さんは、十分に注意して下さい。
- 消防車や救急車を呼ぶとき以外は、電話はしばらく使わないでください。電話の受話器が外れていたら、元に戻してください。
- いま電気や水道が使えるところでも、念のため懐中電灯や携帯ラジオを用意してください。いまのうちに水を溜め置きしてください。飲み水やトイレの水を容器に溜めておいてください。
- 消防車や救急車を呼ぶとき以外は、しばらく電話の使用は控えてください。電話が込み合うと救出や消火活動の妨げになります。電話の受話器が外れたままになっていませんか。電話が掛かりにくい原因になります。元に戻してください。
- 停電しているお宅では、ろうそくは使わないでください。引火して火事になる危険があります。懐中電灯を使ってください。
- デマやいい加減なうわさばなしに惑わされず、テレビやラジオがお伝えする正確な情報を信じてください。避難するときは、警察や消防の指示に従って冷静に行動してください。

【資料 2. 2 1】 「医師会医療救護班編成表」

医師会医療救護班編成表

本部長 医師会会長  
副本部長 副会長、  
地域医療担当

西部班		東部班			
救急病院	池袋病院	救急病院	帯津三敬病院		
	本川越病院		関本記念病院		
	武蔵野総合病院		南古谷病院		
内科 小児科 精神科	笠幡病院	内科 小児科 精神科	埼玉病院		
	霞ヶ関南病院		山口病院		
	ありやまクリニック		グリーンパーククリニック		
	池袋クリニック		黒川医院		
	石丸医院		仙波こどもクリニック		
	いせはらクリニック		得丸医院		
	おがわ内科クリニック		西川医院		
	角栄診療所		広沢医院		
	霞ヶ関腎クリニック		ひろせクリニック		
	霞ヶ関中央クリニック		藤沼内科クリニック		
	川鶴プラザクリニック		本川越メンタルクリニック		
	黒森小児科クリニック		皆川医院		
	小島医院		山口内科医院		
	坂本クリニック		山辺クリニック		
	さとうクリニック		よこやまこどもアレルギークリニック		
	杉本内科クリニック		外科系	川越胃腸病院	
	中嶋内科泌尿器科医院			ちあきメディカルクリニック	
	深田クリニック			永倉外科胃腸科	
	みどりこどもクリニック			永田整形外科	
	元山クリニック		産 婦	愛和病院	
	桃太郎クリニック			愛和レディースクリニック	
	やしまクリニック			野田医院	
	和心会クリニック		耳鼻科	伊佐沼クリニック	
	外科系			鈴木脳神経外科	おおひら耳鼻咽喉科
				大東外科医院	川越くりはら耳鼻咽喉科
				島田整形外科医院	森田耳鼻咽喉科医院
原整形外科		眼 科	せきや眼科		
廣原整形外科クリニック			中村眼科		
ハヤカワクリニック			野村眼科医院		
産 婦	ハッピーバースクリニック				
耳鼻科	片岡耳鼻咽喉科気管食道科医院				
	加藤耳鼻咽喉科医院				
眼 科	霞ヶ関眼科クリニック				
	和田眼科クリニック				

南部班		
救急病院	赤心堂病院	
	行定病院	
内科 小児科 精神科	川越同仁会病院	
	川越リハビリテーション病院	
	城南中央病院	
	西武川越病院	
	西川病院	
	浅田医院	
	大橋医院	
	大日向医院	
	小川医院	
	おぜきこどもクリニック	
	金森医院	
	川越駅前クリニック	
	川越西口診療所	
	河野医院	
	くが内科	
	こばやしこどもクリニック	
	品田クリニック	
	新河岸診療所	
	赤心クリニック	
	せと内科医院	
	尚誠クリニック<赤心堂総合健診センター>	
	竹田クリニック	
	西内科クリニック	
	松本医院	
	ゆきさだクリニック	
	外科系	井上外科医院
		猪熊外科胃腸科医院
		川越南腎クリニック
		岸野胃腸科クリニック
		熊谷クリニック
		佐久間整形外科医院
		新河岸腎クリニック
中内皮膚科		
仲皮フ科クリニック		
中村外科		
藤野整形外科		
みよし胃腸クリニック		
吉田クリニック		
石井クリニック		
産 婦	落合産婦人科医院	
	高浜産婦人科医院	
	しんがし耳鼻咽喉科クリニック	
耳鼻科	旭町耳鼻咽喉科診療所	
	永倉耳鼻咽喉科	
	川越耳鼻咽喉科医院	
	こうづま眼科クリニック	
眼 科	萩原オプティカル萩原眼科医院	
	わたり眼科	

北部班	
救急病院	康正会病院
	三井病院
内科 小児科 精神科	岸病院
	あさひクリニック
	浅野内科クリニック
	犬竹医院
	かすみクリニック
	川鶴クリニック
	北川越クリニック
	きっかわ内科クリニック
	佐々木医院
	柴野医院
	鈴木内科医院
	西部診療所
	誠和クリニック
	田口医院
	田中医院
	鶴ヶ島駅前クリニック
	林医院
	平成クリニック
	宮沢クリニック
	もろ小児科医院
外科系	山田医院
	やまぶきクリニック
	立医院
	井上医院
	霞ヶ関整形外科
	川越整形外科内科医院
	喜多町整形外科クリニック
	康正会総合クリニック
	渋谷整形外科
	巢山整形外科
	たかだクリニック
	林原皮膚科医院
	三森整形外科医院
	吉武皮膚科クリニック
産 婦	レディースクリニック小川医院
	田口レディースクリニック
耳鼻科	高橋耳鼻咽喉科医院
眼 科	岸眼科医院
	さい眼科医院
	たむら眼科
	鶴ヶ島眼科クリニック
	ライフクリニック

【資料 2. 2 2】 「災害弔慰金の支給及び災害障害見舞金の支給」

災害弔慰金の支給

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 県内において、自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。</li> <li>② 当該市町村の区域内において、自然災害により 5 世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。</li> <li>③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が 5 以上の市町村が 3 以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。</li> <li>④ 自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象となる。</li> </ul>
支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 上記の災害による死亡者（3 か月以上の行方不明者を含む）</li> <li>② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者</li> </ul>
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は対象としない。
支給額	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生計維持者が死亡した場合 500 万円</li> <li>② ①以外の場合 250 万円</li> </ul>
費用負担	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

災害障害見舞金の支給

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	① 生計維持者 250 万円          ② ①以外の場合 125 万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。



【資料 2.23】「災害援護資金貸付制度」

災害援護資金の貸付

対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。		
貸付け対象者	<p>上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。 ただし、世帯の年間総所得が次の金額を越えた世帯は対象とならない。</p> <p>① 世帯員が1人 220万円 ② " 2人 430万円 ③ " 3人 620万円 ④ " 4人 730万円 ⑤ " 5人 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者 1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円</p>		
貸付け対象となる被害	<p>① 療養期間が1ヶ月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害</p>		
貸付け金額		限度額	
	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷		150万円
	② 家財の1/3以上の損害	"	150万円
	③ 住居の半壊	"	170(250)万円
	④ 住居の全壊	"	250(350)万円
	⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	"	350万円
	⑥ ①と②が重複	"	250万円
	⑦ ①と③が重複	"	270(350)万円
	⑧ ①と④が重複	"	350万円
	※ ( ) は、特別の事情がある場合の額		
償還期間	10年間とし、据置期間は、そのうち3年間		
利率	年3% ただし据置期間中は無利子		
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。		

【資料 2.24】「生活福祉資金貸付制度」

生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付

貸付対象者	災害を受けたことにより困窮し、自立更生のための資金を必要とする低所得世帯
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間：1年以内の据置期間経過後7年以内
	利率：年3% 据置期間中は無利子

生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付

貸付対象者	住宅を増築、改築、拡張、補修又は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を譲り受ける等のための資金を必要とする低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯
貸付限度	250万円以内 ただし、住宅の全壊、全焼の場合であって、特別の事情がある場合は350万円以内（災害援護資金と住宅資金の重複貸付）
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内
	利率：年3% 据置期間中は無利子

【資料 2.25】「被災者生活再建支援制度」

被災者生活再建支援制度の概要

目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。																					
対象災害	自然災害（暴雨、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる被害）																					
対象災害の規模	① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全焼する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害																					
支援対象世帯	上記の自然災害により ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）																					
支援金の支給額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる ※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額 ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" data-bbox="427 1093 1369 1254"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 上記①に該当</th> <th>解体 上記②に該当</th> <th>長期避難 上記③に該当</th> <th>大規模半壊 上記④に該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" data-bbox="427 1326 1369 1487"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円				住宅の被害程度	全壊 上記①に該当	解体 上記②に該当	長期避難 上記③に該当	大規模半壊 上記④に該当	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 上記①に該当	解体 上記②に該当	長期避難 上記③に該当	大規模半壊 上記④に該当																		
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																		
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																			
支給額	200万円	100万円	50万円																			
支援金の支給申請	・ 申請窓口 ・ 申請時の添付書面 ・ 申請期間	市町村 ①基礎支援金：り災証明書、住民票等 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等 ①基礎支援金：災害発生日から13月以内 ②加算支援金：災害発生日から37月以内																				
基金と国の補助	・ 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。 ・ 基金が支給する支援金の1/2の相当する額を国が補助。																					

被災者生活再建支援制度における関係機関の対応

市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 住宅の被害認定</li> <li>② リ災証明書等必要書類の発行</li> <li>③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務</li> <li>④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 被害状況のとりまとめ</li> <li>② 災害が法適用となる可能性がある場合の内閣府等への報告及び公示</li> <li>③ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び被災法人への送付</li> </ul>
被災者生活 再建支援法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国への補助金交付申請等</li> <li>② 支援金の支給</li> <li>③ 支給申請書の受領・審査・支給決定</li> <li>④ 申請期間の延長・報告</li> </ul>
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等

【資料 2.26】 「災害復興住宅建設資金に基づく融資」

災害復興住宅建設資金に基づく融資

貸付対象者	り災直前の建物価額の5割以上の被害を受けたもので、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者。 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 耐火、準耐・木造（耐久性） 1,460万円以下 ② 土地取得費 970万円以下 木造（一般） 1,400万円以下 ③ 整地費 380万円以下
利 率	年2.00%（平成20年4月11日現在）
償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内、木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え、3年以内の据置期間を設けることができる。 （ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）
その他	住宅金融支援機構が指定した災害で、り災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長からり災程度が全壊のり災証明書の発行を受けた者（り災程度が大規模半壊・半壊の場合は別途被害状況が確認できる写真等の提出が必要。）

【資料 2.27】 「災害復興住宅補修資金に基づく融資」

災害復興住宅補修資金に基づく融資

貸付対象者	補修に要する額が10万円以上でり災直前の建物価額の5割未満の被害を受けた者。 また、補修する家屋を移転する者に移転資金、宅地に被害を受けた整地を行う者に整地資金をそれぞれ補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	① { 耐火、準耐火 640万円以下 木造等 590万円以下 ② 移転費 380万円以下 ③ 整地費 380万円以下
利 率	年2.00%（平成20年4月11日現在）
償還期間	20年以内 通常の償還期間の中で1年以内の据置期間を設けることができる。 （借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）
その他	住宅金融支援機構が指定した災害で、り災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長からり災証明書（り災程度は問わない。）の発行を受けた者

【資料 2. 2 8】 「浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設」

浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設

■特別支援学校

番号	名称	所在地	設置主体	電話(049)	浸水想定	
					荒川	新河岸川
1	県立川越養護学校	古谷上 2690-1	埼玉県	235-0616	床上	—

注) 「床上」: 浸水深 0.5m 以上、「床下」: 浸水深 0.5m 未満、「—」: 浸水なし(以下の表についても同様)

■老人福祉施設等

番号	名称	所在地	設置主体	定員	電話(049)	浸水想定	
						荒川	新河岸川
1	特別養護老人ホーム 川越キングス・ガーデン	下小坂 1130	社会福祉法人 キングス・ガーデン埼玉	80	232-5155	床上	—
2	特別養護老人ホーム すみれの里・川越	古谷本郷 1487-1	社会福祉法人 相愛福祉会	78	230-1333	床上	—
3	特別養護老人ホームほぷらの樹	牛子 708-1	社会福祉法人 誠豊会	50	248-8350	床上	床上
4	特別養護老人ホームアイリス	府川 243-2	社会福祉法人 福都二十一	50	227-5088	床下	—
5	ケアハウス主の園	下小坂 612	社会福祉法人 キングス・ガーデン埼玉	86	231-5551	床上	—
6	グループホーム 福音の園・川越	木野目 1878-1	特定非営利活動法人 福音の園・埼玉	18	230-1111	床上	床上
7	グループホームふる郷川越	上老袋 79-1	株式会社 エイ・エス・ジ	18	227-8180	床上	—
8	ケアハウス・川越	古谷本郷 1475-1	医療法人 恵雄会	100	236-0775	床上	—
9	高齢者福祉施設 すまいる小江戸	下老袋 742-1	株式会社 すまいる・ランド	26	227-0034	床上	—
10	ショートステイなごや家川越新河岸	砂 870-4	株式会社 ウイズネット	20	241-6161	床下	—
11	フット 21 ショートステイ アイリス	府川 243-2	社会福祉法人 福都二十一	30	227-5088	床下	—

■障害者支援施設等

番号	名称	所在地	設置主体	定員	電話(049)	浸水想定	
						荒川	新河岸川
1	第2川越いもの子作業所	今成 3-13-3	社会福祉法人 皆の郷	30	224-5045	—	床下
2	初雁の家	平塚新田 162	社会福祉法人 けやきの郷	50	232-6363	床上	—
3	にじの家	古谷本郷 992	社会福祉法人 川越にじの会	40	236-0666	床上	—
4	やまびこ製作所	平塚新田 164-1	社会福祉法人 けやきの郷	20	232-3869	床上	—
5	潮寮・第2潮寮	平塚新田 756-1	社会福祉法人 けやきの郷	7・7	234-4396	床上	—
6	しらこぼとの家・七草の家	平塚新田 201-2	社会福祉法人 けやきの郷	7・7	233-8995	床上	—

■病院

番号	名称	所在地	電話(049)	病床数	浸水想定	
					荒川	新河岸川
1	帯津三敬病院	並木西町 1-4	235-1981	99	—	床下
2	埼玉医科大学総合医療センター	鴨田 1981	228-3411	913	床上	—
3	南古谷病院	久下戸 110・並木 602	235-7777	137	床上	床下
4	医療法人 愛和病院	古谷上 983-1	235-8811	43	床上	—
5	医療法人 社団松弘会トリム小江戸病院	下老袋 490-9	222-8111	200	床上	—

■診療所

番号	名称	所在地	電話(049)	病床数	浸水想定	
					荒川	新河岸川
1	伊佐沼クリニック耳鼻咽喉科診療所	古谷上 27-1	235-0100	4	床上	—
2	川越市立診療所	小仙波町 2-45-5	224-2648	3	—	床下

【資料 2. 2 9】 「特別監視班担当地域一覧（水害対策）」

水害時における「特別監視班」の監視地域

監視班名	監視地域
第 1 特別監視班	旧市（第 1・第 2 現地調査班）、大東（第 8 現地調査班） 新河岸川・不老川・久保川
第 2 特別監視班	高階（第 3・第 5・第 6・第 13 現地調査班） 南古谷（第 4・第 7 現地調査班） 新河岸川・不老川・九十川
第 3 特別監視班	山田（第 9 現地調査班） 名細（第 10 現地調査班） 古谷（第 11 現地調査班） 芳野（第 12 現地調査班） 荒川・新河岸川・入間川・越辺川・小畔川

【資料 2. 3 0】 「現地調査班担当地域一覧（水害対策）」

水害時における「現地調査班」の出動地域

調査班名	出動地域
第 1 現地調査班	岸町 1 丁目 新河岸川 豊橋上流地区 豊橋下流地区
第 2 現地調査班	不老川 御代橋付近
第 3 現地調査班	新河岸川、不老川 扇河岸地区 砂弁天地区
第 4 現地調査班	新河岸川 桜堤 わかば台団地 わかば台藤木
第 5 現地調査班	新河岸川 旭住宅 河原町地区 宮田町住宅
第 6 現地調査班	寺尾中付近 関端地区
第 7 現地調査班	川越ハイツ
第 8 現地調査班	南大塚 電源開発南地区
第 9 現地調査班	古川ポンプ場 新高島屋クリーニング付近
第 10 現地調査班	キングスガーデン 初雁の家
第 11 現地調査班	古谷地区 古谷樋門付近
第 12 現地調査班	芳野台遊水池
第 13 現地調査班	砂新田五ツ又地区

# 様式集

【様式 1】 緊急通行車両等関係様式

(埼玉県地域防災計画資料編 緊急輸送車両等の確認事務処理要領)

(1) 緊急通行車両等確認申請書

様式第 1 (第 4 条関係)

<p>緊急通行車両等確認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>埼玉県知事 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 印</p> <p>下記により、緊急通行（輸送）車両であることの確認を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両 にあつては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所	( ) 局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		



(2) 緊急通行車両事前届出書

様式第5の1 (第5条関係)

<p>災害応急対策用</p> <p style="text-align: center;">緊急通行車両事前届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>埼玉県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 機関等の所在地 (住所)</p> <p style="text-align: center;">機関等の名称 氏名 印</p> <p style="text-align: center;">電 話 ( )</p> <p style="text-align: center;">( 担当係 氏名 )</p>	
番号欄に表示 されている番号	
輸送人員(定員) 又は品名	
車両の所有者	住 所
	氏 名
業務の内容	<p>1 救助救護    4 災害予知    7 人員輸送    10 飲食料    13 広報啓発</p> <p>2 応急避難    5 災害復旧    8 避難生活    11 医療医薬    14 その他</p> <p>3 捜 索    6 施設点検    9 調査研究    12 混乱防止 ( )</p>
出 発 地	
<p>(注) この事前届出書は、2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類を添付の上、使用車両の本拠の位置を管轄する警察署に提出して下さい。</p>	

(3) 緊急通行車両の標章



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒字、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

【様式2】

出 動 職 員 報 告 書

年 月 日

部 名				部長名		
班 名				班長名		
番号	所 属	職 名	氏 名	執務場所	出動時間	備考
1					～	
2					～	
3					～	
4					～	
5					～	
6					～	
7					～	
8					～	
9					～	
10					～	
11					～	
12					～	
13					～	
14					～	
15					～	
16					～	
17					～	
18					～	
19					～	
20					～	

( ) 班 → 各部統括班 ( ) → 職員班 ( )

【様式3】

## 公 用 負 担 命 令 票

負担者  
住 所  
氏 名

第 号

物 件	数 量	負担内容（使用、収用、処分等）	期 間	摘 要

災害対策基本法 第 条の規定により上記物件を収用（使用又は処分）する。  
水 防 法

年 月 日

命令者  
身 分  
氏 名

印

【様式 4】（自衛隊災害派遣要請書）

川 発 第 号  
年 月 日

埼玉県知事 様

川越市長

印

自衛隊の災害派遣について（依頼）

災害対策法第 68 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり自衛隊に対し、自衛隊法第 83 条第 1 項の要請をするように依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 区 域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

【様式5】（自衛隊災害派遣撤収要請書）

川 発 第 号  
年 月 日

埼玉県知事 様

川越市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

当市 地区の避難救助活動のため、 年 月 日  
付川 発第 号をもって自衛隊の出動を要請しましたが、避難救助活動がおおむね  
完了いたしましたので、下記の日時をもって撤収方要請します。

記

撤収要請日時 年 月 日 時 分

【様式6】

ボランティア受入名簿

(県報告用)

年 月 日現在

No	受入年月日	氏名	住 所	電話番号	活動予定期間	年	月	日現在	備考
1	. . .				. . . ~ . . .	.	.	.	
2	. . .				. . . ~ . . .	.	.	.	
3	. . .				. . . ~ . . .	.	.	.	
4	. . .				. . . ~ . . .	.	.	.	
5	. . .				. . . ~ . . .	.	.	.	
6	. . .				. . . ~ . . .	.	.	.	
7	. . .				. . . ~ . . .	.	.	.	
8	. . .				. . . ~ . . .	.	.	.	
9	. . .				. . . ~ . . .	.	.	.	
10	. . .				. . . ~ . . .	.	.	.	
11	. . .				. . . ~ . . .	.	.	.	
12	. . .				. . . ~ . . .	.	.	.	
13	. . .				. . . ~ . . .	.	.	.	
14	. . .				. . . ~ . . .	.	.	.	
15	. . .				. . . ~ . . .	.	.	.	
16	. . .				. . . ~ . . .	.	.	.	
17	. . .				. . . ~ . . .	.	.	.	
18	. . .				. . . ~ . . .	.	.	.	
19	. . .				. . . ~ . . .	.	.	.	
20	. . .				. . . ~ . . .	.	.	.	

【様式7】

人的被害の状況

		作成者			月	日	時	分	現在
氏名	住所	電話番号	性別	年齢	ケガ等の状況	処置状況			



【様式 8】

発 生 速 報

川 越 市

日 時 分 受信		発信者		受信者	
1 被害発生	自 至	月 月	日 日	時 時	分 分
2 被害場所					
3 被害程度					
4 災害に 対する措置	(1) 災害対策本部設置の状況 日 時 分 設置 (2) 本市のとした主な応急措置の状況 (3) 応援要請または職員派遣の状況 (4) 災害救助法適用の状況 (5) 避難命令・勧告の状況 (6) 消防機関の活動状況 ア 出動機関 消防職員 名 消防団員 名 計 名 イ 主な活動内容（使用した機材を含む）				
5 その他 必要事項					

注) 内容は簡単に要を得たものとする。

【様式9】

経 過 速 報

川 越 市

		発信者				受信者						
災害の種別				発生地域								
被害報告		月 日 時		分 現在								
報告区分												
区 分		被 害		区 分		被 害						
人的被害	死 者	人		田畑被害	田	流失・埋没	ha	流失		埋没		
	行方不明者	人				冠 水	ha					
	負傷者	重 傷	人			畑	流失・埋没	ha	流失		埋没	
		軽 傷	人				冠 水	ha				
						道路	決壊	箇所				
住家被害	全壊(焼)	棟		その他の被害	文教施設	箇所						
		世帯			病院	箇所						
		人			橋りょう	箇所						
	半壊(焼)	棟			河川	箇所						
		世帯			砂防	箇所						
		人			清掃施設	箇所						
	一部破損	棟			崖くずれ	箇所						
		世帯			鉄道不通	箇所						
		人			被害船舶	隻						
	床上浸水	棟			水道	戸						
		世帯			電話	回線						
		人			電気	戸						
	床下浸水	棟			ガス	戸						
		世帯			ブロック塀等	箇所						
		人			被災世帯数	世帯						
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟	火災発生	建物	件						
		半壊(焼)	棟		危険物	件						
	その他	全壊(焼)	棟		その他	件						
		半壊(焼)	棟									

災害に対してとられた措置

(1) 災害対策本部設置の状況 \_\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分 設置

(2) 市のとった主な応急措置の状況

(3) 応援要請又は職員派遣の状況

(4) 災害救助法適用の状況

(5) 避難命令・勧告の状況 地区数・地区名 \_\_\_\_\_  
人員 \_\_\_\_\_人

(6) 消防機関の活動状況

ア 出動人員 消防職員 \_\_\_\_\_名  
消防団員 \_\_\_\_\_名 合計 \_\_\_\_\_名

イ 主な活動内容（使用した機材を含む）

【様式10】

災 害 発 生 情 報

月	日	時	分	受信者	
相手方	TEL				
(情報の内容)					
1 場 所					
2 状 況					
3 要請事項					
(担当班処理状況)					
担当課		担当者			

処理担当班 ( ) → 情報収集連絡班 ( ) → 本部班 ( )

【様式 1 1】

本部長指令 第 号

月 日 時 分			
発信者		受信者	
(内容)			
(担当班処理内容)			

本部班 ( )  $\rightleftarrows$  担当班 ( )

市町村放送要請依頼用紙

川 越 市

放送要請について（依頼）

年 月 日 時 分 川越市災害対策本部 発第 号

災害対策基本法第57条に基づく放送要請を次のとおり要請方依頼します。

- 1 要請理由 ① 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため  
② 災害時の混乱を防止するため  
③ \_\_\_\_\_

- 2 放送事項 \_\_\_\_\_ について  
(別紙の読み上げ)

- 3 放送希望日時 ①直ちに  
② 日 時

- 4 その他

〈連絡先〉

所属・氏名	
無線番号	
有線番号	

# 緊急消防援助隊応援要請連絡

第	号
平成 年 月 日	

埼玉県知事 }  
消防庁長官 } 殿

川越市長

## 緊急消防援助隊の応援要請連絡について

次のとおり緊急消防援助隊の応援要請連絡を行います。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的被害の状況					
応援要請日時	平成 年 月 日 時 分				
必要応援部隊 (応援の必要がある部隊名に○をし、希望する部隊数を記入する)	部 隊 種 別				
	消 火 部 隊		特 殊 災 害 部 隊	毒 劇 物 対 応 隊	
	救 助 部 隊			N 災 害 対 応 隊	
	救 急 部 隊			B 災 害 対 応 隊	
	航 空 部 隊			C 災 害 対 応 隊	
	水 上 部 隊			大規模危険物火災等対応隊	
	特に指定なし		特 殊 装 備 部 隊	密閉空間火災等対応隊	
				遠距離大量送水隊	
			その他の部隊		
その他の情報 (必要資機材、装備等)					
連絡責任者	区分	担当課	職	氏名	電話・FAX番号
	川越市				TEL - - FAX - -

【様式14】

避難所開設状況

発信者		受信者				
避難所名				電話		
開設日時			閉鎖日時			
月 日 時 分			月 日 時 分			
担当者 人 ( )	所属	職名	氏名	所属	職名	氏名
避難 状 況	地区名	世帯	人数	備考		
対応	(食料・生活必需品その他必要物資等の状況)					

【様式15】

避難状況一覧

作成者

避難所名	電話	責任者	開設日時	避難状況（地区名・人数等）			
				時分	時分	時分	時分



## 【様式16】

## 避 難 者 名 簿

\_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 \_\_\_\_\_時現在

避 難 所 名				担 当 者 名				
番 号	避 難 月 日	氏 名 生 年 月 日	住 所	性 別	世 帯 主 ・ 続 柄	勤 務 在 学	先 校 年	摘 要

【様式17】

食料調達状況

作成者 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

調達先	調達状況			
	月	日	時	時
炊き出し実施先	種類・数量	種類・数量	種類・数量	種類・数量
	金額	金額	金額	金額

【様式18】

輸 送 状 況

作成者 \_\_\_\_\_

月 日 時 分

避難所名 (地区名)	担当者	輸 送 物 品 ( 数 量 ・ 時 間 )				

【様式19】「物資輸送引渡書・物資受領書」

## 物資輸送引渡書

地区名 \_\_\_\_\_

月 日 時 分

輸送担当者 ( )

物資名	数量	備考

## 物資受領書

地区名 \_\_\_\_\_

月 日 時 分

受領者 ( )

物資名	数量	備考

【様式20】

物 資 調 達 状 況

調 達 物 資	月 日		時		月 日		時		月 日		時	
	調 達 先	調 達 先	数量・金額	数量・金額	調 達 先	調 達 先	数量・金額	数量・金額	調 達 先	調 達 先	数量・金額	数量・金額

作成者

月 日

【様式21】

## 災害救援物資受領書

災害救助物資として下記のとおり受領しました。

記	
品名	数量

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

川 越 市 長

【様式 2 2】

被 害 状 況 調

川 越 市

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日	至 月 日	
報告区分	確 定		

区 分			被 害			区 分			被 害		
人的被害	死者	人		田畑被害	田	流失・埋没 ha	流失		埋没		
		行方不明者	人			冠 水 ha					
	負傷者	重 傷	人		畑	流失・埋没 ha	流失		埋没		
		軽 傷	人			冠 水 ha					
住家被害	全 壊 (焼) (流 失)	棟		道路被害	決 壊	箇所					
		世帯			冠 水	箇所					
		人		そ の 他 被 害	文教施設	箇所					
	半 壊 (焼)	棟			病 院	箇所					
		世帯			橋りょう	箇所					
		人			河 川	箇所					
	一 部 破 損	棟			砂 防	箇所					
		世帯			清掃施設	箇所					
		人			崖くずれ	箇所					
	床 上 浸 水	棟			鉄道不通	箇所					
		世帯			被害船舶	隻					
		人			水 道	戸					
	床 下 浸 水	棟		電 話	回線						
		世帯		電 気	戸						
		人		ガ ス	戸						
	非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟	り災世帯数		世帯				
半壊(焼)			棟	り災者数		人					
その他		全壊(焼)	棟	火災発生	建 物						
			棟		危 険 物	件					
		半壊(焼)	棟		そ の 他	件					

区 分		被 害		市町村災害対策本部	名称	川越市災害対策本部		
公立文教施設	千円				設置	月	日	時
農林水産業施設	千円				解散	月	日	時
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
小 計	千円							
公共施設被害市町村数		団体		災害設置対策市町村本部名	計 団体			
そ の 他	農 産 被 害	千円						
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
				災害適用救助法村名	計 団体			
そ の 他	千円			消防職員出動延人数	人			
被 害 総 額	千円			消防団員出動延人数	人			
備 考	1 災害発生場所							
	2 災害発生年月日							
	3 災害の種類概況							
	4 消防機関の活動状況							
	5 その他（避難の勧告・指示の状況）							



【様式23】

り 災 証 明 願

り災の原因

り災年月日

り災場所 川越市

上記り災により下記の被害を受けたことを証明願いたく申請いたします。

川 越 市 長 様

申請人（世帯主） 住 所 川越市  
氏 名  
電 話

記

り 災 状 況	
住宅の状況	自家・借家・アパート・寮・併用住宅・その他（ ）
被害程度	人的被害 氏 名 _____ 死亡 ・ 行方不明 ・ 重傷 ・ 軽傷
	住家被害

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

証明第 号

川越市長

印

被害家屋損害割合判定表

(木造・プレハブ)				(非木造)			
部分別	構成比 %	被害の程度	損害割合 %	部分別	構成比 %	被害の程度	損害割合 %
屋根	15	5%程度の破損、ズレ	1	構造体	40	5%程度の破損	2
		15%程度の破損、ズレ	2			15%程度の破損	6
		25%程度の破損、ズレ	4			25%程度の破損	10
		50%程度の破損、ズレ	8			50%程度の破損	20
		75%程度の破損、ズレ	11			75%程度の破損	30
		100%程度の破損、ズレ	15			100%程度の破損	40
壁	55	5%程度の亀裂・剥落	3	仕上	25	5%程度の破損	1
		15%程度の亀裂・剥落	8			15%程度の破損	4
		25%程度の亀裂・剥落	14			25%程度の破損	6
		50%程度の亀裂・剥落	28			50%程度の破損	13
		75%程度の亀裂・剥落	41			75%程度の破損	19
		100%程度の亀裂・剥落	55			100%程度の破損	25
構造体	30	5%程度の損傷、傾斜	2	設備	35	[構造体] の 35% × 被害の程度 = _____ %	
		15%程度の損傷、傾斜	5				
		25%程度の損傷、傾斜	8				
		50%程度の損傷、傾斜	15				
		75%程度の損傷、傾斜	30				
		合 計				合 計	
床上 (      cm) 浸水玄関・居間・				床上 (      cm) 浸水玄関・居間・			
床下 (      cm) 浸水玄関・居間・				床下 (      cm) 浸水玄関・居間・			

【様式25】

災 害 等 調 査 表

年 月 日

調 査 員	課(署)所

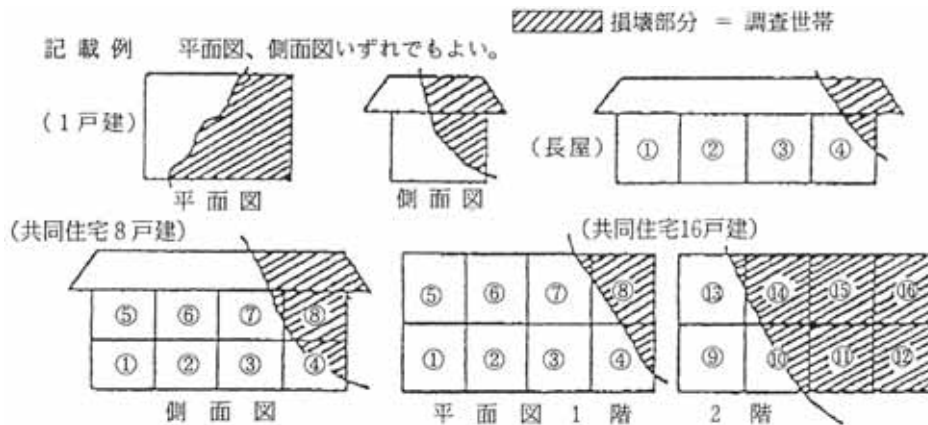
住家 非住家

自治会名

り 災 世 帯	住 所				TEL			
	氏 名				職 業			
	世帯人員	人	うち	小学生_____人 中学生_____人	計 _____人			
り 災 の 程 度	棟別	壊 全 焼	壊 半 焼	一部破損 部分焼・ぼや	世帯別	壊 全 焼	壊 半 焼	一部破損 小 損
	建物流失、埋没、土砂竹木たい積、床上浸水、床下浸水、敷地崩壊							
	死者	男_____人 女_____人	・行方不明	男_____人 女_____人	・重傷者	男_____人 女_____人	・軽傷者	男_____人 女_____人
	り 災 建 物 の 状 況	住 家	1戸建	共同住宅	自家	非 住 家	用 途	
			長 屋	その他	借家		名 称	
共同住宅等 の場合、名称				所 在 地				
構 造	耐火 簡耐 木造		葺	階建	延べ 面積	m <sup>2</sup> または 坪		
所有者 (名義)	住所 氏名							
家財等の損害、非住 家はその収容物	水損 破損 汚損		全財産の約 _____ %					
備 考 欄								
避難(連絡)先					TEL			

## 記 載 上 の 注 意

- 1 住家については世帯ごとに、非住家については棟ごとに調査表を作成する。
- 2 該当事項は○で囲む。
- 3 非住家の場合、り災世帯及びり災建物の状況の住家欄は記入の必要なし。
- 4 非住家の場合、用途（官公署、学校、病院、神社、仏閣、事務所、店舗、工場、作業場、倉庫、納屋、物置、車庫、養畜場など）及びその名称（法人名、会社名、〇〇神社、〇〇寺など）があるものは記入する。
- 5 住家に同一棟に2世帯以上あるときは、り災の程度については棟別、世帯別（例えば、棟で半壊であっても世帯では全壊ということがある。）両方に記入する。
- 6 借家の場合または自家でも世帯主と名義が異なる場合及び非住家の場合には、その建物の所有物（名義）を記入する。
- 7 備考欄には死傷者氏名、年齢及び建物のり災程度を判定した資料（状況）を記入する。1戸建の場合でも説明しにくいときはつとめて略図（平面図・側面図）を記入し、同一棟に2世帯以上ある場合は必ず、次の要領により略図を付記し、同一棟ごとにまとめてとじこむこと。



### 8 建物り災の判定資料

判定の基礎		区 分									
風水害等	$\frac{\text{被害床面積}}{\text{延べ面積}}$	全 壊				半 壊				一部破損	
	%	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10
	$\frac{\text{主要構造部被害額}}{\text{住家の時価}}$	全 壊				半 壊				一部破損	
	補修と再利用の可否による	・全 壊 補修を加えても再使用できないもの ・半 壊 補修すれば元通りに再使用できるもの ・一部破損 半壊に至らないもの									
火 災	$\frac{\text{焼き損害額}}{\text{建物全評価額}}$	全 焼				半 焼				部分焼	
	%	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10
	補修と再利用の可否による	・全 焼 補修を加えても再使用できないもの ・半 焼 補修すれば元通りに再使用できるもの ・部分焼 半焼に至らないもの ・ば や 焼損床面積が1.0㎡未満又は収容物のみの焼損									

【様式26】

災害等調査集計表

年 月 日 調査

調査区域		自治会名	
調査員所属		氏名	

区分 災害種別	棟数		世帯数	世帯人員	小学生	中学生
	住家(棟)	非住家(棟)				
全壊・全焼						
半壊・半焼						
一部破損 部分焼						
ぼや						
建物流失						
床上浸水						
床下浸水						
計						

男女別 区分	男	女	計
死者			
行方不明			
重傷者			
軽傷者			

各人 } ごとに集計して  
所属 } 提出する。

【様式27】

り災都市借地借家臨時処理法の申請

国土交通大臣あて

川越市長

り災都市借地借家臨時処理法の申請について

年 月 日発生した による災害の川越市の被害は、  
下記のとおりであり、り災地域の借地借家の権利関係について種々問題が起こり、  
住宅の復興を阻害するおそれがあると予想されるので、り災都市借地借家臨時処理法  
の適用方申請します。

1 被害状況

(1) り災戸数（全壊（焼）、流出、その他）

(2) り災地帯

2 り災土地中借地の比率

3 り災家屋中借家の比率

4 その他

【様式28】

河川の水位一覧表

△：増水  
▼：減水

NO  
台風第 号

河川名	不老川			久保川			入間川			新河岸川		
	観測所名 月・日	御代橋(桁下より) 水位(m)	砂(護岸天端より) 水位(m)	第249号橋(桁下より) 水位(m)	増減(m)	増減(m)	鹿飼(量水標) 水位(m)	増減(m)	寺尾調整池(天端より) 水位(m)	増減(m)	増減(m)	
							内					
							外					
							内					
							外					
							内					
							外					
							内					
							外					
							内					
							外					
							内					
							外					
							内					
							外					
							内					
							外					
							内					
							外					
							内					
							外					

※御代橋、第249号橋については水位観測班。鹿飼については第12現地観測班。砂、寺尾調整池については県より聞き取り調査。  
様式集 - 32 -

---

## 川越市地域防災計画

初版発行 昭和39年8月  
修正発行 昭和62年3月  
修正発行 平成2年3月  
修正発行 平成11年3月  
修正発行 平成21年3月  
修正発行 平成25年3月

編集 川越市防災会議

事務局 川越市総務部防災危機管理課

---